

# 名張市地域防災計画 資料編

令和5年度改定版  
名張市防災会議

# 名張市地域防災計画 資料編

## 目 次

第1章	災害の状況等	
1	南海トラフ地震等による名張市への影響	1
2	民間防火組織の状況	7
第2章	防災上注意すべき自然的社会的条件等	
1	浸水想定区域図	8
2	土砂災害警戒区域	14
3	山崩れ、がけ崩れ注意箇所	15
4	砂防指定地内の溪流	17
5	急傾斜地崩壊危険箇所	19
6	土石流危険溪流	24
7	道路注意箇所	27
8	老朽ため池箇所	28
9	重要水防区域	29
10	室生・青蓮寺・比奈知ダム放流警報局配置図	37
第3章	避難予定場所等	
1	避難予定場所の所在等一覧表	38
2	浸水想定区域内の要配慮者施設	40
3	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設	41
第4章	災害対策活動報告様式等	
1	動員配備報告(名張市災害対策用)	42
2	災害報告の種類(県・国)	43
3	水防活動実施報告書	53
4	災害対策関係機関等電話一覧表	54
第5章	関係法令及び主な協定等	
1	名張市防災会議条例	56
2	名張市災害対策本部条例	60
3	名張市災害対策本部組織規程	60
4	名張市防災行政無線運営協議会規約	64
5	名張市防災行政無線管理運用規程	70
6	名張市防災行政無線管理運用要綱	80
7	災害時の医療救護活動に関する協定書	82
8	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	95
9	災害支援協力に関する覚書(災害発生時における名張市と 名張市内郵便局の協力に関する協定)	97
10	災害時における緊急放送に関する協定	99

1 1	災害救助に必要な物資の調達及び防災意識の啓発に関する協定 （一般社団法人 日本非常食推進機構）	101
1 2	豪雨等災害情報の提供に関する協定	105
1 3	災害時における生活必需物資の供給応援に関する協定	106
1 4	広域応援協定	108
	（Ⅰ）三重県市町災害時応援協定	108
	（Ⅱ）三重県水道災害広域応援協定	110
	（Ⅲ）三重県災害等廃棄物処理応援協定書	113
	（Ⅳ）三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書	115
1 5	大規模災害相互物資援助協定 （大阪府交野市・奈良県香芝市）	120
1 6	大規模災害相互物資援助協定に関する実施要綱 （大阪府交野市・奈良県香芝市）	122
1 7	大規模災害相互物資援助協定（和歌山県橋本市）	124
1 8	大規模災害相互物資援助協定に関する実施要綱 （和歌山県橋本市）	126
1 9	総社市・名張市災害時相互応援協定	128
2 0	災害時相互応援協定（袋井市）	130
2 1	広域消防相互応援協定	132
	（Ⅰ）三重県内消防相互応援協定	132
	（Ⅱ）三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	134
	（Ⅲ）名張市・曾爾村消防相互応援協定	135
	（Ⅳ）名張市・曾爾村消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項	137
	（Ⅴ）名張市及び宇陀市消防相互応援協定	138
	（Ⅵ）名張市・宇陀市消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項	139
	（Ⅶ）（Ⅴ）～（Ⅵ）にかかると別記様式	140
2 2	自衛隊災害派遣及び撤収要請様式	142
2 3	海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式	144
2 4	三重県防災ヘリコプター運航管理要綱	146
2 5	三重県防災ヘリコプター緊急運航要領	156

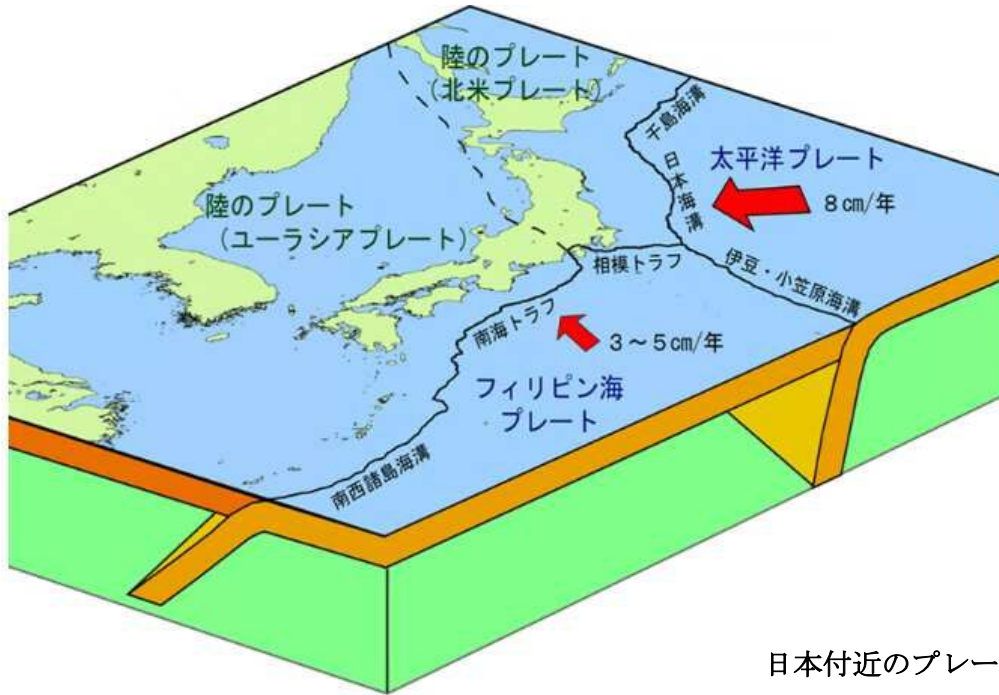
# 第1章 災害の状況等

## 1 南海トラフ地震等による名張市への影響

### (1) 南海トラフ地震の概要

南海トラフ地震とは

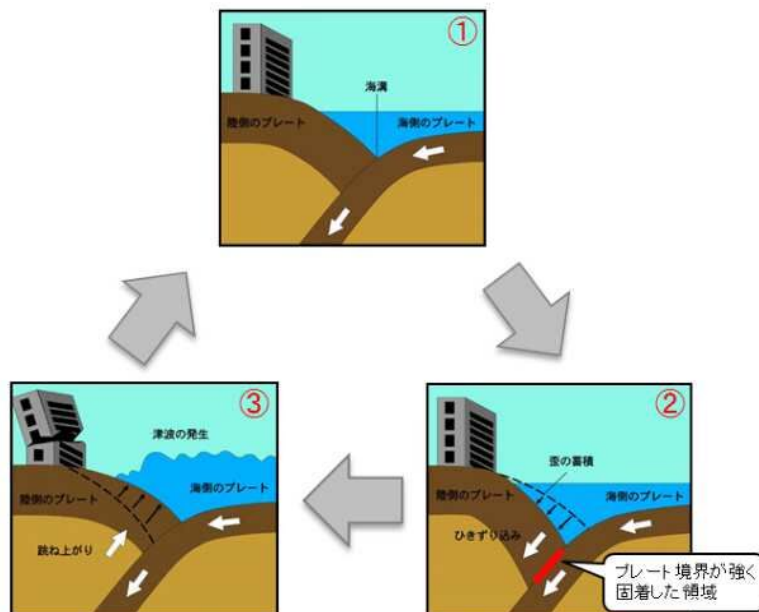
駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。



日本付近のプレートの模式図

この南海トラフ沿いのプレート境界では、①海側のプレート（フィリピン海プレート）が陸側のプレート（ユーラシアプレート）の下に1年あたり数 cm の速度で沈み込んでいます。②その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積されます。③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。①→②→③の状態が繰り返されるため、南海トラフ地震は繰り返し発生します。

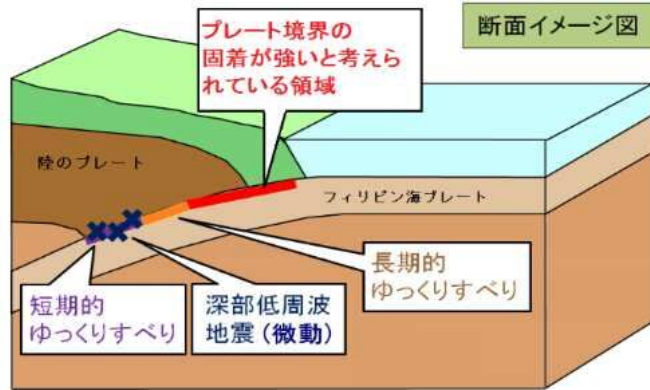
### 南海トラフ地震の発生メカニズムの概念図



## 長期的ゆっくりすべりと短期的ゆっくりすべり

「長期的ゆっくりすべり」は、沈み込むフィリピン海プレートと陸のプレートとの境界のうち、プレート境界の固着が強いと考えられている領域より深い場所（深さ 20~30 km）が数か月から数年間かけて継続的にゆっくりとすべる現象で、数年から十年程度の間隔で繰り返し発生していると考えられています。「短期的ゆっくりすべり」は、更に深い場所（深さ 30~40 km）のプレート境界が、数日~1週間程度かけてゆっくりすべる現象で、数か月から1年程度の間隔で繰り返し発生しています。ほぼ同時期にほぼ同じ場所で深部低周波地震と呼ばれる長周波の波の地震が観測されています。

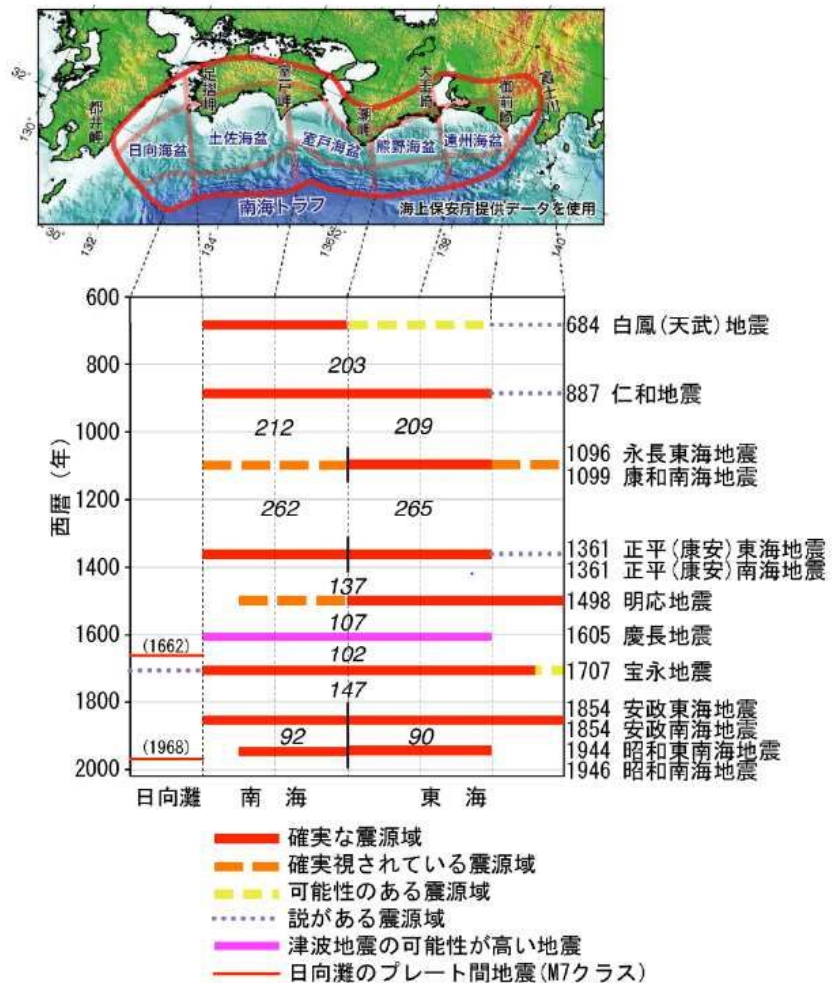
これらの現象は、プレート境界の固着状況の変化を示す現象と考えられており、注意深く監視されています。



「気象庁 長期ゆっくりすべり 短期ゆっくりすべり 深部低周波地震（微動）」

南海トラフ地震の過去事例を見てみると、その発生過程に多様性があることがわかります。宝永地震（1707年）のように駿河湾から四国沖の広い領域で同時に地震が発生したり、マグニチュード8クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生したりしています。さらに、隣接する領域で地震が続発した事例では、安政東海地震（1854年）の際には、その32時間後に安政南海地震（1854年）が発生し、昭和東南海地震（1944年）に際には、2年後に昭和南海地震（1946年）が発生するなど、その時間差にも幅があることが知られています。

南海トラフ地震は、概ね100~150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年））及び昭和南海地震（1946年）以降、70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生切迫性が高まってきています。



「気象庁 南海トラフ地震とは」

南海トラフで発生が想定される地震の分類

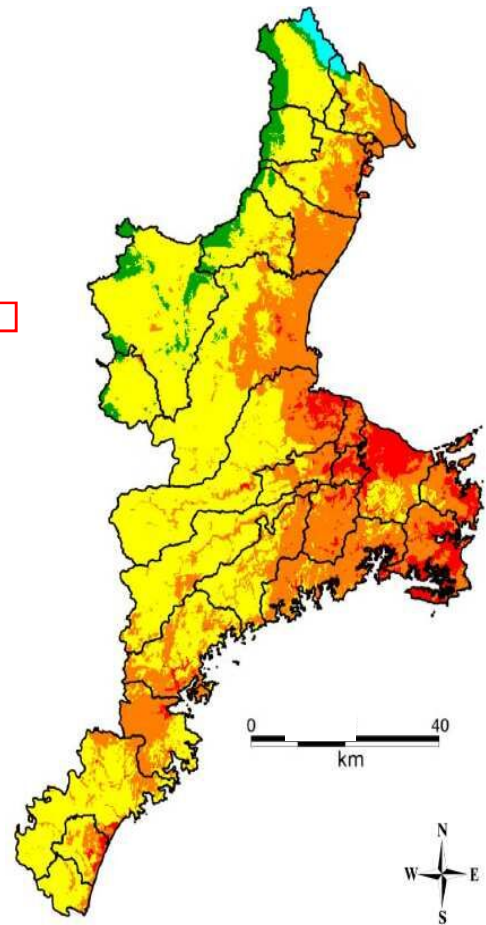
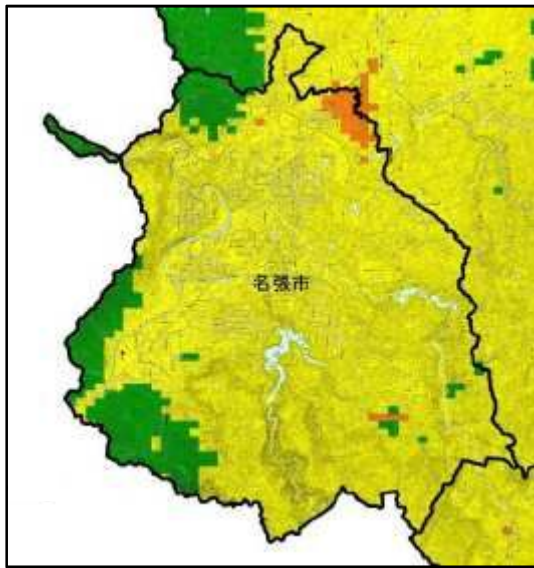
	全割れ	南海トラフの想定震源域の広い範囲が破壊され、南海トラフ沿いの全ての地域で被害が生じている。(該当する過去事例：宝永地震)
	半割れ	南海トラフの想定震源域のうち破壊されていない領域があり、南海トラフ沿いに、大きな被害が出ている地域とまだ被害が出ていない地域がある。(該当する過去事例：昭和東南海・南海地震) 世界の地震データによる統計的分析では、十数回に1回程度の頻度で隣接領域に大規模地震が発生。
	一部割れ	南海トラフの想定震源域のうち狭い領域のみが破壊され、被害が出ている地域は南海トラフ全体と比べれば、限られた範囲。 世界の地震データによる統計分析では、数百回に1回程度の頻度で隣接領域に大規模地震が発生。
	局所割れ	破壊はごく限られた領域のみであり、震源近傍においても被害はほとんどない。

「半割れケース、一部割れケースの評価基準について」



(2) 南海トラフ地震の理論上最大クラスの被害概況

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は低いものの理論上起こり得る最大クラスの南海トラフ地震



■ 家屋の被害数、死者数

分 類		名張市	三重県
家屋の全壊・ 焼失棟数 (棟) ※冬夕発災	揺れ	約 600	約 170.000
	液化	—	約 6.200
	津波	—	約 37.000
	急傾斜地等	約 10	約 1.100
	火災	約 10	約 35.000
	合 計	約 600	約 248.000
死者数 (人) ※冬深夜発災 津波からの避難 率が低い場合	建物倒壊	約 20	約 9.700
	うち屋内落下物等	—	約 500
	津波	—	約 42.000
	うち逃げ遅れ	—	約 37.000
	うち自力脱出困難	—	約 5.400
	急傾斜地崩壊等	—	約 100
	火災	—	約 900
	合 計	約 20	約 53.000

※数値は、全て概数であり、  
合計値は必ずしも一致しません。

—：わずか(5未満)

■ 避難者数(人) ※冬夕発災

分 類	名張市	三重県
1 日 後	約2.300	約757.000
避難所	約1.400	約478.000
避難所外	約 900	約278.000
1 週 間 後	約9.700	約793.000
避難所	約4.900	約474.000
避難所外	約4.900	約319.000
1 か 月 後	約2.300	約973.000
避難所	約 700	約292.000
避難所外	約1.600	約681.000

■ 名張市のライフライン被害数

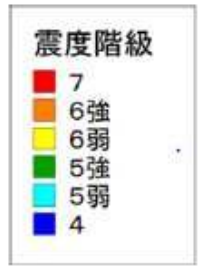
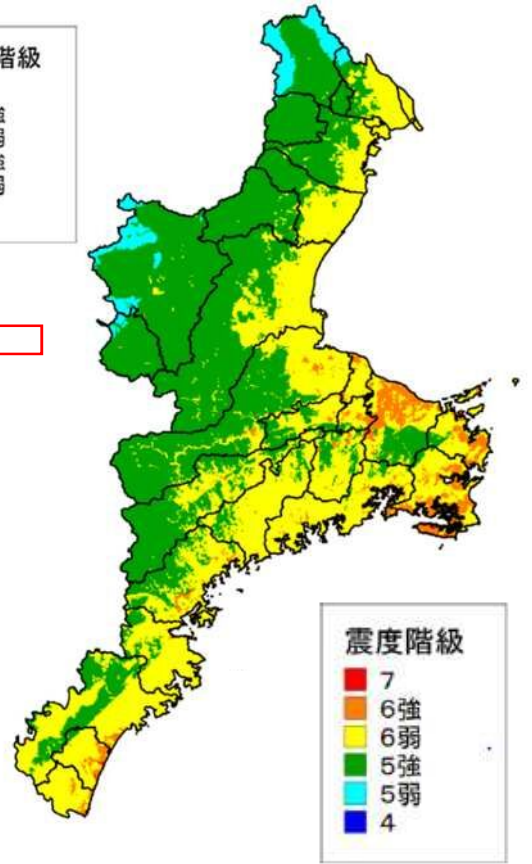
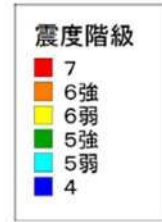
分 類		直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	給水人口(人)	約 82.000			
	断水人口(人)	約 73.000	約 76.000	約 31.000	—
	断水率	88%	92%	38%	0%
下水道	処理人口(人)	約 14.000			
	支障人口(人)	約 500	約11.000	—	—
	支障率	3%	81%	0%	0%
電力	需要家数(軒)	約 48.000			
	停電軒数(軒)	約43.000	約39.000	約 60	—
	停電率	89%	80%	0%	—
固定電話	回線数(回線)	約 18.000			
	不通回線(回線)	約16.000	約15.000	約 20	—
	不通率	89%	80%	0%	0%
ガス	需要家数	約 15.000			
	復旧対象戸数(戸)	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

—：わずか(5未満)

三重県地震被害想定調査結果(平成 25 年版)

(3) トラフ地震の過去最大クラスの被害概況

過去概ね100年から150年間隔で揺れと津波により甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に起こり得ることが実証されている南海トラフ地震



※数値は、全て概数であり、  
合計値は必ずしも一致しません。

■ 家屋の被害数、死者数

分類		名張市	三重県
家屋の全壊・ 焼失棟数 (棟) ※冬夕発災	揺れ	約 20	約 23.000
	液状化	—	約 5.900
	津波	—	約 38.000
	急傾斜地等	—	約 700
	火災	—	約 2.100
	合計	約 20	約 70.000
死者数 (人) ※冬深夜発災 津波からの避難 率が低い場合	建物倒壊	—	約 1.400
	うち屋内落下物等	—	約 70
	津波	—	約 32.000
	うち逃げ遅れ	—	約 31.000
	うち自力脱出困難	—	約 700
	急傾斜地崩壊等	—	約 60
	火災	—	—
合計	—	約 34.000	

—：わずか(5未満)

■ 避難者数(人) ※冬夕発災

分類	名張市	三重県
1日後	約 100	約411.000
避難所	約 80	約267.000
避難所外	約 50	約144.000
1週間後	約3.200	約447.000
避難所	約1.600	約264.000
避難所外	約1.600	約183.000
1か月後	約 100	約480.000
避難所	約 40	約144.000
避難所外	約 90	約336.000

■ 名張市のライフライン被害数

分類		直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	給水人口(人)	約 82.000			
	断水人口(人)	約 40.000	約 70.000	約 13.000	—
	断水率	49%	85%	15%	0%
下水道	処理人口(人)	約 14.000			
	支障人口(人)	約 200	約11.000	—	—
	支障率	2%	81%	0%	0%
電力	需要家数(軒)	約 48.000			
	停電軒数(軒)	約43.000	約39.000	約 60	—
	停電率	89%	80%	0%	—
固定電話	回線数(回線)	約 18.000			
	不通回線(回線)	約16.000	約15.000	—	—
	不通率	89%	80%	0%	0%
ガス	需要家数	約 15.000			
	復旧対象戸数(戸)	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

—：わずか(5未満)

三重県地震被害想定調査結果(平成25年版)



(4) 布引山地東縁断層帯（東部）地震及び頓宮断層地震の被害概況

ア 布引山地東縁断層帯（東部）地震

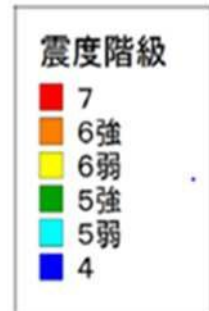
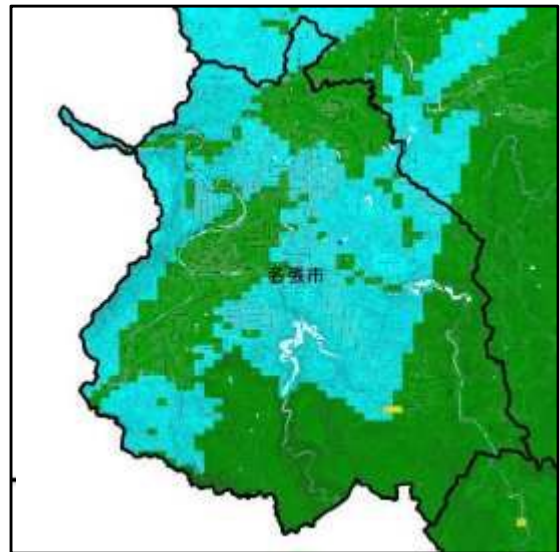
■死者数

	名張市	県計
建物倒壊	—	約3,500
うち家具転倒等	—	約200
急傾斜地等	—	約50
火災	—	約500
計	—	約4,100

■全壊・焼失棟数

	名張市	県計
揺れ	約10	約65,000
液状化	—	約5,900
急傾斜地等	約10	約500
火災	—	約22,000
計	約20	約93,000

■震度分布図



イ 頓宮断層地震

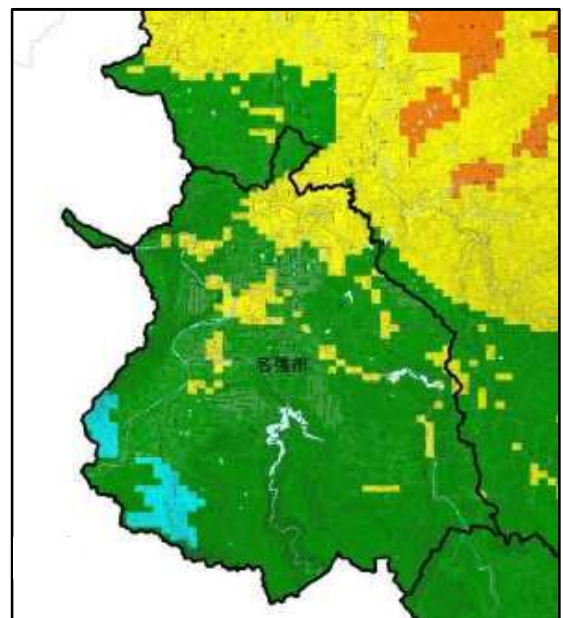
■死者数

	名張市	県計
建物倒壊	—	約200
うち家具転倒等	—	約10
急傾斜地等	—	約20
火災	—	—
計	—	約200

■全壊・焼失棟数

	名張市	県計
揺れ	約100	約4,700
液状化	—	約3,900
急傾斜地等	約10	約200
火災	—	約70
計	約100	約8,900

■震度分布図



三重県地震被害想定調査結果(平成 25 年版)

震度予測分布図(平成 25 年版)

※数値は、全て概数であり、  
合計値は必ずしも一致しません。

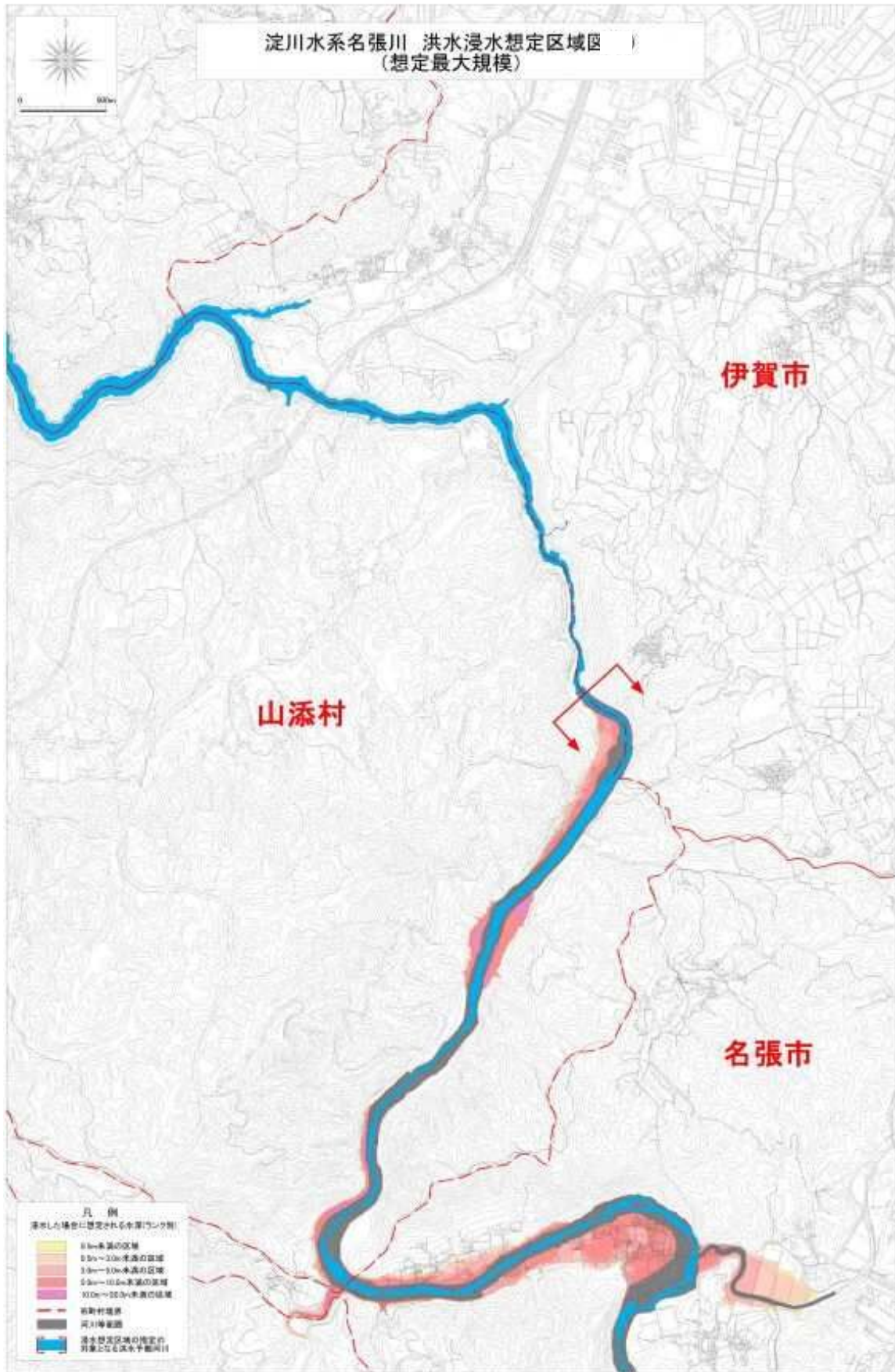
## 2 民間防火組織の状況

防 火 協 会						
名 称		事務所所在地	結成年月日	会員数	備考	
名張市防火協会		消防本部	昭和56年11月21日	418		
防 火 委 員 会						
名張市女性防火クラブ	クラブの名称		事務所所在地	結成年月日	クラブ員数	備考
	1	緑が丘女性防火クラブ	委員長宅	昭和55年8月26日	590	
	2	滝之原女性防火クラブ	委員長宅	昭和55年11月29日	58	
	3	つつじが丘北9番町女性防火クラブ	委員長宅	昭和57年11月27日	184	
	4	錦生女性防火クラブ	委員長宅	昭和59年9月1日	100	
	5	桔梗が丘2番町女性防火クラブ	委員長宅	昭和60年6月1日	6	
	6	桔梗が丘1番町女性防火クラブ	委員長宅	昭和60年6月28日	80	
	7	百合が丘東3番町女性防火クラブ	委員長宅	平成7年11月12日	22	
	8	つつじが丘第3区女性防火クラブ	委員長宅	平成15年5月1日	25	
	9	すずらん台女性防火クラブ	委員長宅	平成18年12月18日	24	
	10	赤目町女性防火クラブ		昭和55年10月20日		休止中
	11	美旗女性防火クラブ		昭和55年10月20日		休止中
	12	蔵持地区女性防火クラブ		昭和55年11月1日		休止中
	13	長瀬女性防火クラブ		昭和58年8月27日		休止中
	14	箕曲女性防火クラブ		昭和58年9月18日		休止中
	15	桔梗が丘4番町女性防火クラブ		昭和60年11月6日		休止中
	16	名張地区女性防火クラブ		昭和63年4月10日		休止中
	17	下比奈知女性防火クラブ		平成11年9月23日		休止中
合 計			17 クラブ	1,089人		
名張市少年消防クラブ	クラブの名称		事務所所在地	結成年月日	クラブ員数	備考
	1	蔵持少年消防クラブ	指導者宅	昭和55年11月11日	22	
	2	桔梗が丘少年消防クラブ	指導者宅	昭和56年5月23日	2	
	3	桔梗が丘南少年消防クラブ	指導者宅	昭和57年10月16日	4	
	4	箕曲少年消防クラブ	指導者宅	昭和58年9月10日	5	
	5	梅が丘少年消防クラブ	指導者宅	平成元年11月13日	7	
	6	すずらん台少年消防クラブ	指導者宅	平成元年12月16日	8	
	7	百合が丘少年消防クラブ	指導者宅	平成4年7月15日	4	
	8	滝之原少年消防クラブ	指導者宅	平成9年7月14日	19	
	9	錦生少年消防クラブ	指導者宅	平成14年7月5日	2	
合 計			9 クラブ	73人		
名張市幼年消防クラブ	クラブの名称		事務所所在地	結成年月日	クラブ員数	備考
	1	名張幼稚園幼児消防クラブ	名張幼稚園	昭和57年11月30日	27	
	2	桔梗南幼稚園幼年消防クラブ	桔梗南幼稚園	昭和59年11月28日	20	
	3	桔梗が丘保育所幼年消防クラブ	桔梗が丘保育所	昭和60年1月31日	190	
	4	つつじが丘幼稚園幼年消防クラブ	つつじが丘幼稚園	平成2年5月10日	152	
	5	名張よさみ幼稚園幼年消防クラブ	名張よさみ幼稚園	平成5年11月12日	282	
	6	桔梗が丘幼稚園幼年消防クラブ	桔梗が丘幼稚園	平成8年3月5日	45	
	7	梅が丘幼稚園幼年消防クラブ	梅が丘幼稚園	平成8年3月5日	63	
合 計			7 クラブ	779人		

## 第2章 防災上注意すべき自然的社会的条件等

### 1 浸水想定区域

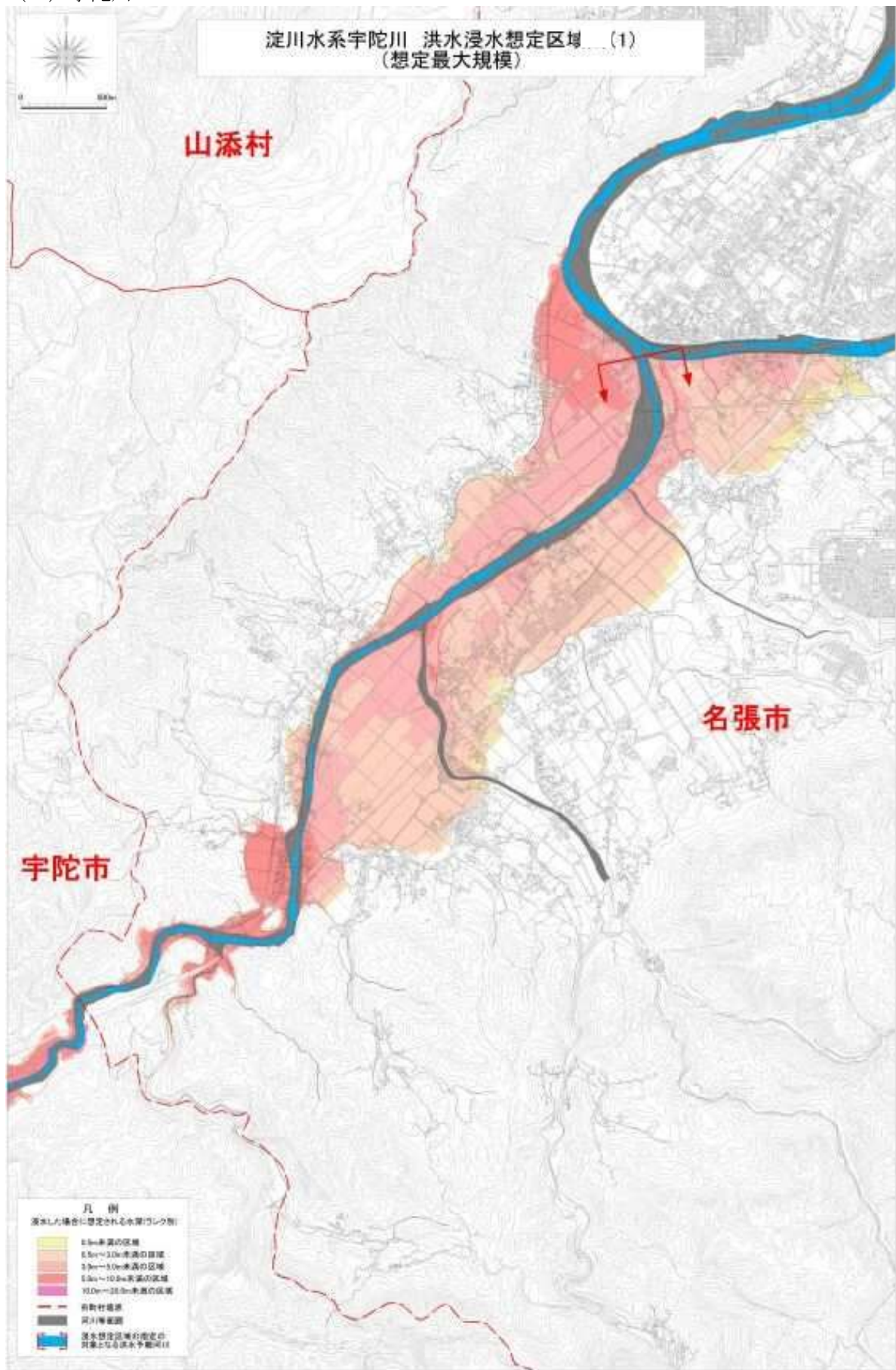
#### (1) 名張川 (国管理区間)





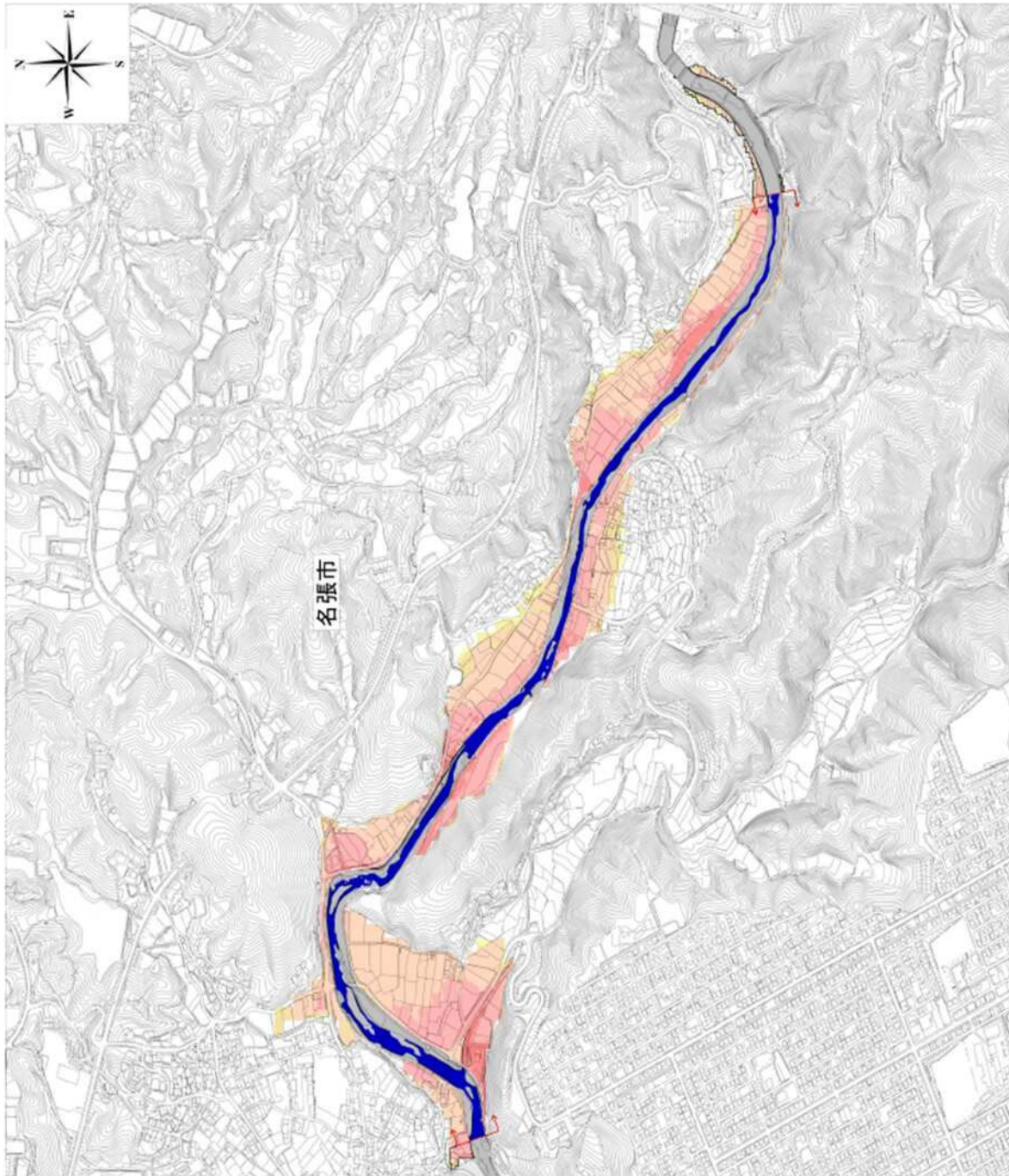


(2) 宇陀川





(3) 名張川 (県管理区間 比奈知地内)



淀川水系名張川  
洪水浸水想定区域図  
(想定最大規模)

1. 18 明文化  
この図は、淀川水系名張川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される浸水を表示した図面です。  
(1) この洪水浸水想定区域図は、公設時点の名張川の河堤の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により名張川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
(2) なお、このシミュレーションの前提にあたっては、淀川の(法堤による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合があります。浸水される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等  
(1) 作成主体 : 三重県  
(2) 作成年月日 : 令和2年12月22日  
(3) 対象となる河川 : 淀川水系名張川  
検討対象区間 : 名張市

- (4) 公設の前線となる河川 : 名張市下比奈知地内から名張市上比奈知地内まで  
右岸 : 名張市下比奈知地内から名張市上比奈知地内まで  
(5) 関係市町村 : 名張川流域の9市町村の計画量380mm  
(6) その他計算条件等

- この図は、名張川の三重県管理区間において浸水等が生じた場合の洪水浸水想定区域図を示しています。  
(1) この図は、名張川において、一定の条件で浸水等が生じたときの浸水計算結果を基に作成したものです。浸水等が生じた区間は、管理区間の33.6%から36.7%に占められています。このため、浸水計算は、対象区域をおよそ20%程度に絞り込んでいます。このため、浸水計算結果から計算メッシュごとの浸水深を算出し、浸水する計算メッシュごとの浸水深を浸水想定区域図として表示しています。浸水する計算メッシュごとの浸水深を浸水想定区域図として表示しています。浸水する計算メッシュごとの浸水深を浸水想定区域図として表示しています。

凡例

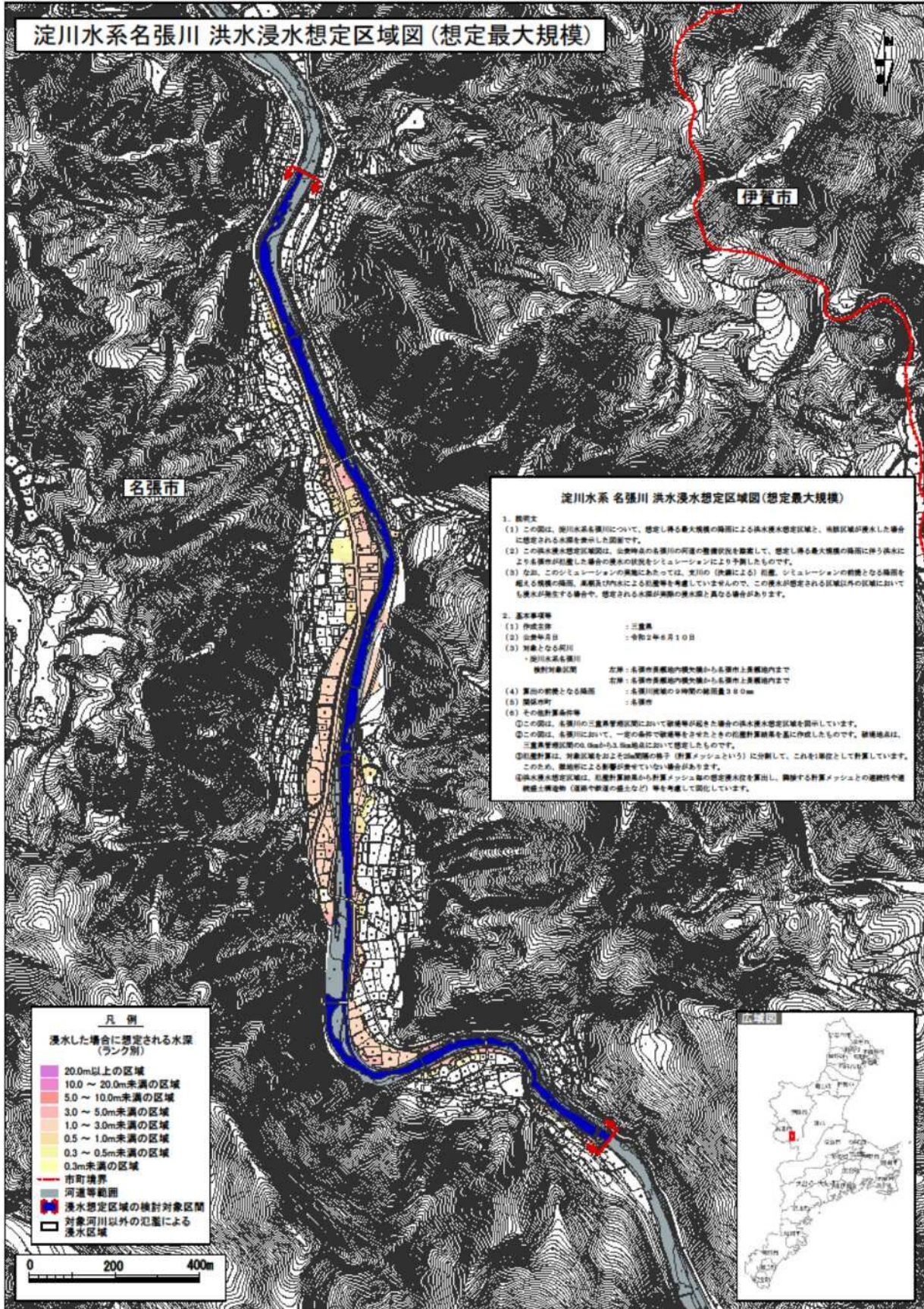
浸水した場合に想定される水深(ランク別)

20.0m以上の区域	河堤等範囲
10.0～20.0m未満の区域	洪水浸水想定区域
5.0～10.0m未満の区域	検討対象区間
3.0～5.0m未満の区域	対象区間以外
1.0～3.0m未満の区域	氾濫による浸水区域
0.5～1.0m未満の区域	
0.3～0.5m未満の区域	
0.3m未満の区域	





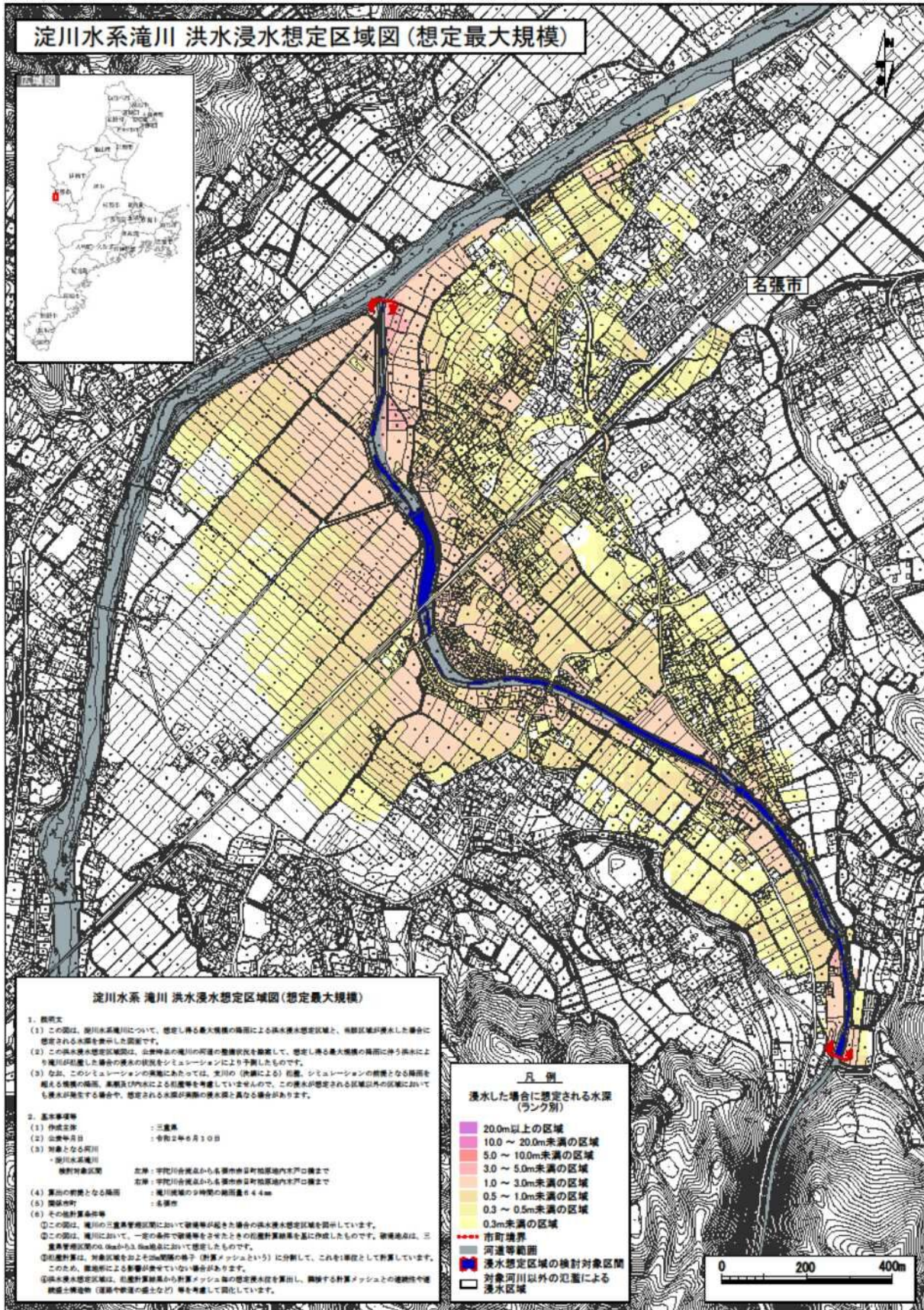
(3) 名張川 (県管理区間 長瀬地内)



(三重県ホームページ 洪水浸水想定区域図)



(4) 滝川 (県管理区間 赤目地内)



(三重県ホームページ 洪水浸水想定区域図)



## 2 土砂災害警戒区域

指 定 (解除) 年月日	主な 地区名	急傾斜地の 崩壊		土石流		地すべり		合 計	
		警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域	警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域	警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域	警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域
H24.6.1	錦生など	46	43	34	28	-	-	80	71
H28.3.25	国津地区 箕曲地区	58	54	36	34	-	-	94	88
H29.3.17	国津地区 薦原地区	107	105	39	32	-	-	146	137
H30.3.16	下比奈知 外	48	46	4	2	-	-	52	48
H31.3.26	青蓮寺 外	36	36	22	20			58	56
R2.3.13	川西梅が丘 地区 外	57	48	14	12			71	60
名張市合計		352	332	149	128	-	-	501	460
三重県合計		10,384	10,166	5,176	3,946	62	0	15,622	14,112

(令和3年2月19日現在)

### 3 山崩れ、がけ崩れ注意箇所

#### 1-1 山腹崩壊危険地区

(三重県防災計画令和3年3月修正分調)

危険地区番号		位 置		面 積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
市 町 村	地 区	大 字	字		人 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設  (道路除く)	
208	1	滝之原	滝ノ上	2		12				県
〃	2	〃	五百刈	1			7		1	県
〃	3	〃	大久保(学校裏)	1			5		1	市
〃	4	〃	大久保(農協前)	1			5			県
〃	5	〃	大久保	1			6			県
〃	6	〃	谷垣内	2			5			県
〃	7	上比奈知	西出	2		12			1	市
〃	8	〃	西ノ前	1				1		市
〃	9	〃	西出(神社裏)	2				3	1	市
〃	10	〃	才サ	1				4		市
〃	11	長瀬	木平	3			7		1	市
〃	12	〃	丸山	1				1		国
〃	13	〃	横谷	2			8			国
〃	14	〃	木中谷	1			5			市
〃	15	〃	中出	5		15				国
〃	16	〃	岩ノ谷	7		9				市
〃	17	〃	大上	1				1		市
〃	18	〃	上出	5		23			1	国
〃	19	上長瀬	東出	1				2		市
〃	20	〃	羽後	1			7			国
〃	21	〃	大戸屋	1				3		市
〃	22	下比奈知	兼前	3			5			市
〃	23	奈垣	広芝	1				1		県
〃	24	神屋	下出	3			5			市
〃	25	〃	〃	1				1		市
〃	26	〃	向	1					1	市
〃	27	〃	上出	1				2		市
〃	28	奈垣	板屋	2						県
〃	29	〃	塚根	1				1		市
〃	30	〃	イガミ	1				2		市
〃	31	神屋	西ノ山	1				1		県
〃	32	〃	〃	1				2		市
〃	33	〃	イガミ	1				1		県
〃	34	奈垣	村田	1					2	市
〃	35	神屋	カシノンジ	1				1		市
〃	36	〃	イオ	1			6			県
〃	37	布生	小湊	3			9			県
〃	38	〃	平屋	2		11				県
〃	39	〃	向山	1				4		市
〃	40	〃	シロイ	1			6		1	県
〃	41	神屋	百々	1			8		2	市
〃	42	〃	〃	1			5			市
〃	43	中知山	下出(中知山宮)	1				4		市
〃	44	〃	下出(中知山)	1				4		市
〃	45	中知山	ウシビキ	1			7			市
〃	46	青蓮寺	ヤマグチ	2		11				市
〃	47	〃	青木	1				1		市
〃	48	〃	〃	1						市
〃	49	赤目町長坂	中トラ	3		10			1	県
〃	50	〃	奥井戸	1				4		県
〃	51	〃	沢通り	4		30			2	市
〃	52	竜口	寺谷	1			7		1	市

危険地区番号		位 置		面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町	地 区	大 字	字		人 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設 (道路除く)	道 路
名張市	53	竜口	中ノ戸	1				3		市
〃	54	大屋戸	上出	2		11				市
〃	55	〃	〃	2		48			2	市
〃	56	〃	宮本	1		25			1	県
〃	57	短野	後が谷	2		27			1	市
〃	58	西田原	一ノ谷	2		20			1	市
〃	59	鵜山	福々	1				3		市
〃	60	奈垣	板屋	1				1		県
〃	61	神屋	中山	1			8			市
〃	62	滝之原	深ヶ	2			9			市
〃	63	長瀬	喜中谷	1				1		市
〃	64		神屋ナカナミ	1						県
〃	65		大屋戸上出	1						林
〃	66	葛尾	道垣内	1						町
〃	67	滝之原	梁広	1					1	国
〃	68	葛尾	坂	1					1	市
〃	69	赤目町長坂	檜尾	1					1	県
計	69			109						

## 1-2 崩壊土砂流出危険地区

(三重県防災計画令和3年3月修正調)

危険地区番号		位 置		面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町 村	地 区	大 字	字		人 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設  (道路除く)	道 路
208	1	滝之原	栃ノ木	0.18			7		1	県
〃	2	〃	カミスイノ	0.09			6			国
〃	3	長瀬	大上	0.09				1		市
〃	4	〃	川前	0.09			7			国
〃	5	〃	上川前	0.03				4		国
〃	6	上長瀬	羽後	0.36				4		市
〃	7	〃	東山	0.81				2		市
〃	8	長瀬	上出	0.24			9		3	国
〃	9	〃	中出	0.09				4		国
〃	10	布生	井戸尻	0.36				4		市
〃	11	〃	笹広	0.63			5			市
〃	12	〃	向仙	0.30				3		市
〃	13	〃	打越	0.06						市
〃	14	神屋	吉原	0.24				4	1	市
〃	15	〃	〃	0.45			6		1	市
〃	16	青蓮寺	コウシントンタニ	0.30		11				市
〃	17	赤目町星川	スギヤダニ	0.18		22			1	市
〃	18	〃	石取場	0.06		23				市
〃	19	安部田	馬廻	0.15		40			5	国
〃	20	〃	アシダダニ	0.15	60				1	国
〃	21	〃	地藏谷	0.36		40				国
〃	22	〃	観音谷	0.15	53				1	国
〃	23	井出	トチ谷	0.18		29			1	国
〃	24	結馬	立石	0.48		23				国
〃	25	黒田	茶臼谷	0.48		18				国
〃	26	〃	〃	0.18				2		市
〃	27	〃	中ノ谷	1.08		21			1	県
〃	28	〃	尻江	0.12			8			市
〃	29	〃	〃	0.09			7			市
〃	30	〃	〃	0.06				1	1	市
〃	31	〃	〃	0.03					1	林
〃	32	短野	柳谷	0.21			5			市
〃	33	〃	浮池	0.30		12				市
〃	34	下三谷	カミノ谷	0.06		12			1	市
〃	35	〃	柳谷	0.06				2		市
〃	36	薦生	坂	0.38		15			2	県
〃	37	家野	下垣内	0.03			6			市
〃	38	〃	中垣内	0.03		10				市
〃	39	〃	〃	0.06			7			市
〃	40	〃	上垣内	0.06			6		1	市
〃	41	西田原	一ノ谷	0.03			5			県
〃	42	井出	シマノタニ	0.17		17				国
〃	43	安部田	流石	0.31		28			1	国
〃	44	安部田	下水越	0.24		20			1	国
計	44			10.01						



#### 4 砂防指定地内の溪流

県番号	水系名	溪流名	市町名	位置
365	淀川	名張川	名張市	上比奈知
366	淀川	名張川神矢谷	名張市	長瀬
367	淀川	名張川羽後川	名張市	上長瀬
368	淀川	名張川カメ谷	名張市	長瀬
369	淀川	釜谷川荒神谷	名張市	青蓮寺
370	淀川	宇陀川大谷	名張市	赤目町星川
371	淀川	宇陀川	名張市	安部田
372	淀川	宇陀川観音谷	名張市	安部田
373	淀川	宇陀川	名張市	井手
374	淀川	宇陀川巢ヶ谷	名張市	黒田
375	淀川	宇陀川カノ谷	名張市	黒田
376	淀川	三谷川	名張市	短野
377	淀川	三谷川ツヒミ谷	名張市	下三谷
378	淀川	笠間川	名張市	葛谷
379	淀川	折戸川	名張市	布生
380	淀川	小波田川	名張市	西田原
381	淀川	名張川	名張市	上長瀬
382	淀川	折戸川	名張市	神屋
383	淀川	三谷川	名張市	短野
384	淀川	名張川	名張市	薦谷

三重県地域防災計画添付資料【第2部災害予防編】令和3年3月修正

## 5 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然がけ)

箇所番号	箇所名	位置		延長			人家戸数 (戸)	公共施設
		大字	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1101084	桜ヶ丘	桜ヶ丘		40	560	25	81	有り
1101085	平尾	平尾		60	140	6	9	有り
1101086	丸之内1	丸之内		60	260	8	22	
1101087	丸之内2	〃		50	120	10	10	有り
1101088	丸之内3	〃		50	220	10	11	有り
1101089	栄町	栄町		30	170	7	16	
1101090	東町	東町		50	140	6	13	有り
1101091	鶴山	鶴山	福々	30	220	15	5	有り
1101092	西田原1	西田原	西浦	35	190	15	12	有り
1101093	西田原2	〃	大西谷	30	120	15	5	有り
1101094	南古山	南古山	向出	30	260	11	5	有り
1101095	下小波田	下小波田	下出	30	190	9	11	
1101096	家野	家野	大峯	60	110	58	2	有り
1101097	家野2	家野	大峯	30	70	26	1	有り
1101098	上小波田	上小波田	高林	30	450	40	8	有り
1101099	滝之原1	滝之原	柿木田	50	150	25	12	有り
1101100	滝之原2	滝之原	大黒屋	40	170	20	5	有り
1101101	滝之原3	滝之原	上出小場	35	220	25	5	有り
1101102	滝之原4	滝之原	大久場	60	230	20	6	有り
1101103	滝之原5	滝之原	大久場	60	260	25	8	有り
1101104	滝之原6	滝之原	中出	50	130	15	4	有り
1101105	滝之原7	滝之原	南出	40	160	10	10	有り
1101106	滝之原8	滝之原	柿木田	40	130	20	5	有り
1101107	下比奈知1	下比奈知	野飼	40	350	7	14	有り
1101108	下比奈知2	下比奈知	檜尾	40	250	7	6	
1101109	下比奈知3	下比奈知	神谷	70	200	10	7	有り
1101110	下比奈知4	下比奈知	兼前	70	230	25	6	有り
1101111	下比奈知5	下比奈知	兼前	70	160	30	6	有り
1101112	上比奈知1	上比奈知	西出	60	150	30	5	有り
1101113	上比奈知2	上比奈知	西出	50	220	15	10	有り
1101114	上比奈知3	上比奈知	長サ	50	230	10	8	
1101115	奈垣1	奈垣	村田	40	380	30	9	有り
1101116	奈垣2	永垣	板屋	36	260	40	8	有り
1101117	神屋1	羽根	下出	35	260	30	7	有り
1101118	神屋2	羽根	上出	33	200	30	5	有り
1101119	神屋3	神屋	庵	37	300	30	2	有り
1101120	神屋4	神屋	百々	32	330	90	18	有り
1101121	神屋5	神屋	百々	45	140	50	8	有り
1101122	布生2	布生	池の尻	30	270	10	10	有り
1101123	布生3	布生	黒岩	30	220	20	6	有り
1101124	布生5	布生	黒岩	39	680	40	15	有り
1101126	布生7	布生	向山	30	210	10	5	有り
1101127	布生8	布生	向山	30	210	30	5	有り
1101128	下長瀬1	布生	木平	40	350	30	8	有り
1101129	下長瀬2	布生	横谷	45	290	50	9	有り
1101130	下長瀬3	長瀬	横谷	45	490	50	10	有り
1101131	下長瀬4	長瀬	神矢	50	290	40	9	有り
1101132	下長瀬5	長瀬	上出	50	300	120	6	有り
1101133	上長瀬1	上長瀬	川前	30	300	30	7	有り
1101134	上長瀬2	上長瀬	羽後	40	160	40	6	有り
1101135	上長瀬3	上長瀬	大戸屋	30	200	20	6	有り
1101136	蔵持町里	蔵持町里	田尻	40	320	10	8	有り
1101137	下三谷	下三谷	上広見	30	130	30	6	有り
1101138	短野	短野	宮本	30	190	120	7	有り
1101139	夏秋	夏秋	片山	60	890	10	21	有り
1101141	大屋戸1	大屋戸	久保	50	650	20	26	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数 (戸)	公共施設
		大字	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1101143	赤坂1	夏見	赤坂	60	190	8	12	有り
1101144	赤坂2	夏見	赤坂	60	120	8	8	有り
1101145	夏見1	夏見	奥出	80	170	9	8	有り
1101146	青蓮寺1	青蓮寺	南谷	40	130	10	6	有り
1101147	青蓮寺2	青蓮寺	後山	30	300	20	16	有り
1101148	青蓮寺3	青蓮寺	上出	60	130	15	7	
1101149	中知山1	中知山	下出	30	120	45	6	有り
1101150	中知山2	中知山	下出	35	140	25	7	有り
1101151	黒田1	黒田	尻江	40	320	20	11	有り
1101152	黒田2	黒田	堂ヶ谷	32	50	20	11	
1101153	結馬	結馬	内垣内	30	260	20	5	有り
1101154	安部田1	安部田	坂の下	34	160	25	7	有り
1101155	安部田2	鹿高	鹿の里	32	100	15	5	有り
1101156	矢川1	矢川	中山	30	190	9	6	
1101157	矢川2	矢川	天道	70	100	8	9	有り
1101158	上三谷	上三谷	中切	45	220	15	6	有り
1101159	竜口1	竜口	宮西	65	190	10	7	有り
1101160	竜口2	竜口	中ノ戸	45	180	20	5	有り
1101161	赤目町一ノ井	一ノ井	上之畑	70	260	10	18	有り
1101162	赤目町長坂	長坂	木寅	45	340	20	13	有り
1101163	赤目町長坂	長坂	沢の道	50	230	30	6	有り
1102318	東田原	北出		30	110	8	8	有り
1102319	黒田	茶臼谷		30	100	5	7	
1102320	家野	上垣内		30	80	5	3	有り
1102321	桜ヶ丘			30	90	10	10	有り
1102919	鶴山3			45	270	34	4	有り
1102920	西田原3	西田原		40	230	18	5	有り
1102921	東田原3	うぐいす台		40	270	32	19	有り
1102922	東田原4			35	440	27	36	有り
1102923	西田原5			50	230	30	9	有り
1102924	薦生			45	70	18	0	有り
1102925	梅が丘1			65	380	65	50	有り
1102926	緑ヶ丘2			40	170	6	10	有り
1102927	緑ヶ丘3			45	420	42	36	有り
1102928	緑ヶ丘4			35	240	26	24	
1102929	梅が丘2			65	80	40	6	有り
1102930	蔵持町里2	里		35	170	8	6	
1102931	蔵持町原出	原出		45	170	15	3	有り
1102932	桔梗が丘2			45	180	26	0	有り
1102933	桔梗が丘3			40	100	18	29	有り
1102934	梅が丘3			40	230	20	11	
1102935	蔵持町芝出1	芝出		35	170	32	8	有り
1102936	蔵持町芝出2	芝出		35	120	23	12	有り
1102937	夏見3			45	140	44	0	有り
1102938	下比奈知6			40	150	27	0	有り
1102939	桔梗が丘4			60	70	10	0	有り
1102940	滝の原15			30	190	18	8	有り
1102941	滝の原19			40	120	40	1	有り
1102942	滝の原20			30	320	50	6	有り
1102943	滝の原21			40	180	40	7	有り
1102944	夏見6	夏見		45	170	26	2	有り
1102945	夏見7	赤坂		40	170	10	8	
1102946	富貴ヶ丘			60	210	50	21	有り
1102947	夏見8	夏見		40	80	8	0	
1102948	下比奈知9	下比奈知		60	180	40	6	有り
1102949	上比奈知6	上比奈知		40	110	60	0	有り
1102950	安部田3	谷出		35	190	38	5	有り
1102951	安部田4		四季ヶ丘	45	200	16	13	有り
1102952	赤目1	柏原		60	100	10	1	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人数戸数 (戸)	公共施設
		大字	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1102953	中村4	中村		30	200	11	8	有り
1102954	百合が丘1			30	180	38	8	有り
1102955	百合が丘2			30	140	22	8	有り
1102956	青蓮寺12	青蓮寺		45	220	66	0	
1102957	つつじが丘1			40	120	30	10	有り
1102958	つつじが丘4			30	110	16	9	
1102959	赤目6	星川		55	80	32	2	
1102960	青蓮寺14	青蓮寺		50	130	30	0	有り
1102961	神屋7	百々		40	210	34	7	有り
1102962	つつじが丘5			40	210	12	10	有り
1102963	長瀬3			45	160	180	6	有り
1102964	竜口3			40	170	42	5	有り
1102965	上三谷6			55	110	14	1	
1103887	赤目11	長坂		40	160	62	0	有り
1103888	布生17	上出		35	190	20	2	有り
1103889	上長瀬5			45	190	122	3	有り
1103890	上長瀬6			35	170	54	2	有り
2101240	南古山2			60	80	16	2	
2101241	鶴山2	鶴山		40	140	11	2	有り
2101242	鶴山4	鶴山		50	130	19	2	有り
2101243	西田原4	西田原		45	50	11	1	
2101244	東田原2			35	120	8	2	有り
2101245	葛尾1			50	100	38	1	有り
2101246	葛尾2			45	60	8	2	
2101247	葛尾3			45	40	13	1	有り
2101248	家野3			50	80	92	2	
2101249	家野4			45	80	84	3	有り
2101250	中村1	中村		30	80	8	2	有り
2101251	桔梗が丘1			40	60	8	2	
2101252	下小波田2	下小波田		35	110	10	1	有り
2101253	下小波田3	下小波田		55	60	10	1	
2101254	新田	新田	上庄田	45	220	12	3	有り
2101255	短野	短野		40	120	56	3	
2101256	下三谷2	下三谷		45	50	17	1	有り
2101257	夏秋2	夏秋		35	170	48	2	有り
2101258	下三谷3	下三谷		40	130	20	1	有り
2101259	上小波田2	上小波田		40	190	40	1	有り
2101260	上小波田3	上小波田		40	110	38	2	有り
2101261	上小波田4	上小波田		30	80	28	2	有り
2101262	滝之原10	滝之原		40	160	12	4	有り
2101263	下比奈知7	下比奈知		45	120	18	1	有り
2101264	滝之原11	滝之原		50	100	20	1	有り
2101265	滝之原12	滝之原		35	120	16	1	有り
2101266	滝之原13	滝之原		50	130	16	1	有り
2101267	滝之原14	滝之原		45	170	22	1	有り
2101268	滝之原16	滝之原		40	110	28	2	有り
2101269	滝之原17	滝之原		40	180	28	1	有り
2101270	滝之原18	滝之原		45	130	24	3	有り
2101271	滝之原22	滝之原		35	70	18	2	有り
2101272	滝之原23	滝之原		40	150	30	1	有り
2101273	滝之原24	滝之原		35	100	48	2	有り
2101274	滝之原26	滝之原		40	80	20	1	
2101275	黒田4	黒田		45	130	28	3	有り
2101276	夏見4	夏見		35	50	14	1	
2101277	夏見5	夏見		30	60	8	2	有り
2101278	中村3	中村		35	40	8	1	
2101279	下比奈知8	下比奈知		65	220	46	2	
2101280	下比奈知10	下比奈知		45	220	53	3	
2101281	下比奈知4	上比奈知		45	140	54	1	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数 (戸)	公共施設
		大字	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2101282	安部田5	安部田	坂ノ下	40	120	14	2	有り
2101283	安部田6	安部田	坂ノ下	45	120	18	2	有り
2101284	百合が丘3			30	70	19	2	
2101285	青蓮寺4	南谷		50	160	14	1	有り
2101286	青蓮寺5	青蓮寺		55	80	14	1	有り
2101287	青蓮寺6	青蓮寺		45	100	16	1	有り
2101288	青蓮寺7	青蓮寺		40	140	30	2	有り
2101289	青蓮寺8	青蓮寺		65	160	58	2	
2101290	青蓮寺9	青蓮寺		50	220	52	2	有り
2101291	青蓮寺10	青蓮寺		60	70	18	2	有り
2101292	青蓮寺11	青蓮寺		50	180	21	4	
2101293	中知山4	中知山		45	60	30	1	有り
2101294	つつじが丘2			30	100	14	2	
2102295	奈垣3	奈垣		35	190	68	3	有り
2101296	奈垣4	奈垣		55	60	12	1	
2101297	奈垣5	奈垣		40	110	31	2	有り
2101298	奈垣6	奈垣		50	190	16	3	有り
2101299	つつじが丘2			30	100	14	2	有り
2101300	神屋6	神屋	羽根	40	150	56	1	有り
2101301	長瀬1	長瀬		45	110	60	1	有り
2101302	安部田3	安部田	小屋出	30	110	18	2	有り
2101303	安部田4	安部田	小屋出	30	120	30	2	有り
2101304	安部田5	安部田		45	170	28	1	
2101305	赤目2	一ノ井		30	100	50	1	有り
2101306	赤目3	一ノ井		45	60	6	2	有り
2101307	赤目4	一ノ井		50	70	10	1	
2101308	赤目5	一ノ井		40	190	12	2	有り
2101309	青蓮寺13	青蓮寺		40	100	40	1	
2101310	中知山5	中知山		65	130	35	3	有り
2101311	中知山6	中知山		50	80	12	1	
2101312	中知山7	中知山		50	70	16	2	
2102313	中知山8	中知山		35	100	60	1	有り
2101314	中知山9	中知山		60	120	40	1	有り
2101315	中知山10	中知山		30	80	30	1	
2101316	中知山11	中知山		40	240	26	4	有り
2101317	神屋8	神屋		45	120	16	2	有り
2101318	奈垣7	奈垣		65	70	14	1	
2101319	奈垣8	奈垣		60	160	17	3	有り
2101320	奈垣9	奈垣		45	90	40	2	有り
2101321	奈垣10	奈垣		55	70	40	1	
2101322	神屋9	神屋		45	120	40	1	有り
2101323	奈垣11	奈垣		45	80	10	2	
2101324	奈垣12	奈垣		35	110	48	1	有り
2101325	神屋10	神屋		50	140	39	1	有り
2101326	神屋11	神屋		40	120	26	1	有り
2101327	布生9	布生	上出	45	140	20	3	有り
2101328	神屋12	神屋		45	180	70	2	有り
2101329	布生10	布生		45	100	50	1	有り
2101330	布生11	布生		35	90	30	1	
2101331	神屋13	神屋		40	180	62	4	有り
2101332	神屋14	神屋		45	50	10	1	有り
2101333	奈垣13	奈垣		40	170	56	3	有り
2101334	布生12	布生	上出	35	220	20	2	有り
2101335	神屋15	神屋	羽根	45	100	27	1	有り
2101336	神屋16	神屋	羽根	35	220	42	1	
2101337	長瀬2	長瀬		35	140	50	3	
2101338	神屋17	神屋	羽根	45	70	10	1	
2101339	上三谷2	上三谷		50	60	18	2	有り
2101340	上三谷3	上三谷		30	70	36	2	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数 (戸)	公共施設
		大字	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2101341	上三谷4	上三谷		60	90	28	2	有り
2101342	上三谷5	上三谷		40	120	24	2	有り
2101343	赤目7	長坂		40	70	34	2	
2101344	赤目8	長坂		40	90	46	1	有り
2101345	赤目9	長坂		40	160	62	4	有り
2101346	赤目10	長坂		30	220	32	3	有り
2101347	神屋18	神屋	吉原	50	130	30	1	有り
2101348	神屋19	神屋	吉原	40	140	84	1	有り
2101349	布生13	布生	下出	45	100	54	2	有り
2101350	布生14	布生	下出	40	80	62	1	有り
2101351	布生15	布生	下出	45	100	76	1	
2101352	布生16	布生	上出	60	140	32	2	
2101353	布生18	布生	上出	45	170	28	1	有り
2101354	上長瀬4	上長瀬		50	120	49	1	有り
2101355	上長瀬7	上長瀬		40	80	59	1	有り
2101356	上長瀬8	上長瀬		35	90	20	1	
2101357	上長瀬9	上長瀬		35	120	136	1	
2101358	竜口4	竜口		40	90	92	1	

(人工がけ)

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数 (戸)	公共施設
		大字	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1200036	桜が丘1	桜が丘		50	200	5	14	有り
1200037	桜が丘2	〃		45	140	5	15	有り
1200038	丸之内	丸之内		70	70	7	10	有り
1200039	平尾	平尾		70	70	8	20	
1200040	夏見2	夏見	芝出	70	160	12	20	
1200041	中知山	中知山	折戸	80	60	40	0	有り
1200042	八幡	八幡	荒田	40	270	8	0	有り
1200103	緑が丘			45	80	5	5	
1200202	中村2			35	100	7	0	
1200203	東田原5			40	60	10	0	
1200204	滝之原9			45	80	6	0	有り
1200205	梅が丘4			40	250	38	19	
2200076	滝之原25			70	80	10	1	有り
2200077	上比奈知5			45	30	22	1	有り



## 6 土石流危険溪流

対象番号	水系名	溪流名	位置	流域面積	人家戸数	溪流番号
476	木津川	名張川	名張市 鶴山	0.235 (km <sup>2</sup> )	11 (戸)	24801 IA
477	"	名張川北ヶ谷	" 家野	0.014	6	24802 IA
478	"	名張川ケツ谷	" "	0.014	8	21803 IA
479	"	名張川タノ谷	" "	0.034	7	21804 IA
480	"	名張川ハカ <sup>レ</sup> ホ <sup>レ</sup> の谷	" "	0.022	6	24805 IA
481	"	名張川	" "	0.023	5	24806 IA
482	"	小波田川	" 西田原	0.011	6	24807 IA
483	"	小波田川	" "	0.019	3	24808 IA
484	"	小波田川	" "	0.018	6	24809 IA
485	"	小波田川フ <sup>レ</sup> ウ <sup>レ</sup> の谷	" 滝之原	0.086	4	24810 IA
486	"	小波田川滝の上の谷	" "	0.074	9	24811 IA
487	"	小波田川森内の谷	" "	0.044	5	24812 IA
488	"	小波田川オ <sup>レ</sup> ノ谷	" "	0.147	1	24813 IA
489	"	小波田川堀坂の谷	" "	0.008	5	24814 IA
490	"	小波田川ト <sup>レ</sup> キ <sup>レ</sup> 谷	" "	0.095	5	24815 IA
491	"	名張川	" 上比奈知	0.062	2	24816 IA
492	"	名張川上山谷	" 長瀬	0.014	6	24817 IA
493	"	名張川神矢谷	" "	0.077	7	24818 IA
494	"	名張川砂谷	" 上長瀬	0.093	5	24819 IA
495	"	名張川	" "	0.066	5	24820 IA
496	"	名張川羽後川	" "	0.432	5	24812 IA
497	"	名張川奥ノ谷	" "	0.039	5	24822 IA
498	"	名張川カ <sup>レ</sup> ム <sup>レ</sup> 谷	" 長瀬	0.077	4	24823 IA
499	"	名張川クボ谷	" "	0.059	6	24824 IA
500	"	名張川	" "	0.03	5	24825 IA
501	"	名張川	" "	0.015	6	24826 IA
502	"	名張川	" 上比奈知	0.029	23	24827 IA
503	"	名張川	" "	0.082	6	24828 IA
504	"	折戸川	" 布生	1.284	13	24829 IA
505	"	折戸川	" "	0.178	6	24830 IA
506	"	折戸川	" 神屋	0.738	10	24831 IA
507	"	折戸川	" "	0.026	6	24832 IA
508	"	釜石川荒神谷	" 青蓮寺	0.106	9	24833 IA
509	"	宇陀川大谷	" 赤目町星川	0.292	22	24834 IA
510	"	宇陀川	" "	0.056	18	24835 IA
511	"	宇陀川	" "	0.062	22	24836 IA
512	"	滝川	" 赤目町柏原	0.125	12	24837 IA
513	"	滝川	" 赤目町長坂	0.031	14	24838 IA
514	"	滝川	" "	0.05	7	24839 IA
515	"	滝川	" "	0.107	6	24840 IA
516	"	阿清水川	" 竜口	0.023	6	24841 IA
517	"	阿清水川	" "	0.078	5	24842 IA
518	"	阿清水川	" "	0.061	6	24843 IA
519	"	宇陀川	" 安部田	0.258	24	24844 IA
520	"	宇陀川	" "	0.046	14	24815 IA
521	"	宇陀川西谷芝谷	" "	0.152	70	24846 IA
522	"	宇陀川観音谷	" "	0.254	30	24847 IA
523	"	宇陀川湯山谷	" "	0.113	36	24848 IA
524	"	宇陀川	" "	0.238	38	24849 IA

対象番号	水系名	溪流名	位置	流域面積	人家戸数	溪流番号
525	木津川	宇陀川御所垣内谷	名張市 井出	0.041(km <sup>2</sup> )	14(戸)	24850 IA
526	"	宇陀川御所垣内谷	" "	0.075	6	24851 IA
527	"	宇陀川	" "	0.295	8	24852 IA
528	"	宇陀川	" "	0.057	10	24853 IA
529	"	宇陀川巢ヶ谷	" 黒田	0.27	15	24854 IA
530	"	宇陀川堂ヶ谷	" 結馬	0.113	13	24855 IA
531	"	宇陀川カノ谷	" 黒田	0.382	11	24856 IA
532	"	宇陀川カノ谷	" "	0.107	13	24857 IA
533	"	宇陀川コウ谷	" "	0.075	10	24858 IA
534	"	名張川	" 大屋戸	0.013	7	24859 IA
535	"	名張川杉谷	" "	0.021	15	24860 IA
536	"	三谷川	" 短野	0.065	6	24861 IA
537	"	三谷川杉谷	" "	0.006	8	24862 IA
538	"	三谷川	" "	0.033	8	24863 IA
539	"	三谷川	" "	0.063	7	24864 IA
540	"	三谷川カツ谷	" "	0.036	6	24865 IA
541	"	三谷川	" 下三谷	0.099	10	24866 IA
542	"	三谷川カヒロミ谷	" "	0.006	10	24867 IA
543	"	三谷川シロミ谷	" "	0.059	10	24868 IA
544	"	笠間川	" 葛谷	0.253	5	24869 IA
545	"	小波田川	" 滝之原	0.14	6	24870 IA
546	"	名張川鍛冶屋谷	" 上長瀬	0.022	5	24871 IA
547	"	折戸川カヲユ谷	" 布生	0.03	5	24872 IA
548	"	折戸川	" "	3.213	7	24873 IA
549	"	折戸川	" "	0.014	3	24874 IA
550	"	滝川	" 赤目町長坂	0.063	5	24875 IA
551	"	名張川	" 長瀬	0.017	2	24876 IIA
552	"	宇陀川	" 井出	0.069	2	24877 IIA
553	"	名張川	" 家野	0.082	3	24878 IIA
554	"	小波田川	" 西田原	0.018	3	24879 IIA
555	"	小波田川・ハノの木谷	" 滝之原	0.051	4	24880 IIA
556	"	小波田川	" "	0.074	1	24881 IIA
557	"	小波田川・カノ谷	" "	0.012	4	24882 IIA
558	"	小波田川・ヲ谷	" "	0.187	3	24883 IIA
559	"	小波田川	" "	0.078	4	24884 IIA
560	"	名張川	" 上長瀬	0.071	2	24885 IIA
561	"	名張川	" "	0.07	1	24886 IIA
562	"	名張川	" "	0.029	3	24887 IIA
563	"	名張川	" "	0.706	2	24888 IIA
564	"	名張川	" 長瀬	0.009	4	24889 IIA
565	"	名張川	" "	0.313	4	24890 IIA
566	"	名張川	" "	0.016	1	24891 IIA
567	"	折戸川	" 布生	0.282	2	24892 IIA
568	"	折戸川	" 神屋	0.172	4	24893 IIA
569	"	折戸川	" "	0.103	1	24894 IIA
570	"	釜石川	" "	1.013	4	24895 IIA
571	"	釜石川	" 青蓮寺	0.048	3	24896 IIA
572	"	釜石川荒神谷	" "	0.15	1	24897 IIA
573	"	滝川	" 赤目町長坂	0.425	2	24898 IIA
574	"	阿清水川	" 滝口	0.103	3	24899 IIA
575	"	阿清水川	" "	0.594	4	24900 IIA
576	"	名張川	" 黒田	0.03	2	24901 IIA

対象番号	水系名	溪流名	位置	流域面積	人家戸数	溪流番号
577	木津川	名張川	〃 〃	0.012 (km <sup>2</sup> )	3 (戸)	24902 ⅡA
578	〃	三谷川	〃 短野	0.456	4	24903 ⅡA
579	〃	名張川	〃 薦谷	0.45	1	24904 ⅡA
580	〃	名張川	〃 〃	0.016	1	24905 ⅡA

## 7 道路注意箇所

番号	路線番号	道路種別	路線名	地内	注意内容	箇所数
1	1011	1級	新田南古山線	南古山	落石崩壊	3か所
2	1015	1級	夏秋八幡線	蔵持町里・八幡	落石崩壊	2か所
3	1016	1級	大屋戸短野線	梅が丘南	落石崩壊	1か所
4	1019	その他	上比奈知中央線	上比奈知	落石崩壊	1か所
5	1021	1級	鹿高8号線	安部田・赤目町丈六	橋梁基礎・落石崩壊	5か所
6	1025	1級	夏見青蓮寺線	青蓮寺	落石崩壊	4か所
7	1026	1級	谷出9号線	安部田	擁壁	1か所
8	1027	1級	関野寺線	布生・神屋	落石崩壊・擁壁	3か所
9	1031	1級	広出兼前線	奈垣	地すべり	1か所
10	1125	1級	青蓮寺名張第1号線	青蓮寺	落石崩壊・盛土	4か所
11	1139	その他	丈六鹿高線	矢川	落石崩壊	1か所
12	1311	2級	鹿高1号線	安部田	落石崩壊・擁壁	8か所
13	1312	2級	矢川竜口線	矢川	落石崩壊	2か所
14	1314	2級	赤目滝竜口線	長坂	擁壁	4か所
15	1319	2級	下比奈知夏見線	下比奈知	落石崩壊・擁壁	3か所
16	1321	2級	中知山中央線	中知山	落石崩壊・擁壁	2か所
17	1324	2級	国津箕曲線	つつじが丘北・神屋	落石崩壊・擁壁	3か所
18	1325	2級	羽根神屋線	奈垣・羽根	落石崩壊・擁壁	9か所
19	1538	2級	葛尾菅生線	葛尾	落石崩壊	3か所
20	1571	2級	下比奈知つつじが丘線	下比奈知	落石崩壊・擁壁	2か所
21	1602	その他	竜口上三谷1号線	上三谷	擁壁	2か所
22	3453	2級	大久保すずらん台東1号線	滝之原	盛土	1か所
23	3504	その他	原六線	神屋	地すべり	1か所
24	3555	その他	小松線	神屋	落石崩壊	1か所

## 8 老朽ため池箇所

県指定番号	ため池	位 置	管 理 者 名 (団 体 名)	受 益 面 積 (ha)	ため池規模					予 想 さ れ る 人 的 被 害 (人)
					堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯 水 量 (m <sup>3</sup> )	経 過 年 数 (年 以 上)	危 険 箇 所	
461	七ツ池	青蓮寺	星川区	20	8	100	126,000	300以上	堤体・樋管 余水吐工	200
462	石神池	西田原	北部土地改良区	10	5	114	10,000	不 明	堤体・余水吐工	20
463	三ツ池（上）	芝出	奥池井子	15	1	230	26,000	300以上	堤体・波止め必要	200
464	大池	西田原	西田原区	20	6	60	36,000	300以上	堤体・余水吐工	100
465	百々池	東田原	北部土地改良区	10	4	100	117,000	300以上	堤体・余水吐工	10
466	新池	安部田	鹿高区	6	6	50	4,500	300以上	堤体・余水吐工	10
467	東田原新池	東田原	東田原区	10	8	80	7,500	300以上	堤体・余水吐工	30
468	東田原新池	東田原	東田原区	10	7	70	1,200	300以上	堤体・余水吐工	30
469	上源城池	西田原	北部土地改良区	4	4	40	5,000	300以上	堤体・余水吐工	10
470	大谷池	安部田(坂之下)	大谷井子	4	8	40	2,500	80	堤体	60
471	村池	井手	井手区	3	7	35	900	200	堤体	60
472	池の谷中池	美旗中村	北部土地改良区	10	4	100	15,000	300以上	堤体・余水吐工	30
473	矢川上池	矢川	矢川区	5	6	60	5,000	300以上	堤体・余水吐工	30
474	桧谷池	矢川	矢川区	5	6	100	6,000	明治前	堤体・余水吐工	10
514	新田池	下小波田	新田区	97	8	250	25,000	300以上	堤体・余水吐工	
515	杉山池	西田原	北部土地改良区	30	4	30	5,300	300以上	堤体・余水吐工	
—	加和池	布生	加和池水利組合	6	10	30	17,000	300	堤体・取水施設 余水吐工	20

## 9 重要水防区域

### 1. 大臣管理区間河川の重要水防区域

図 面 対 象 番 号	河川名	左 右 の 別	種 別	重 要 度	地 先 名	位 置	延 長 ( m )	適 用
111	名張川	左	越水・溢水	A	薦生地先	名張 20.0k- 100m ~ 20.4k+100m	400	
112	名張川	右	越水・溢水	A	家野地先	" 20.2k- 70m ~20.2k+100m	170	
113	名張川	右	越水・溢水	A	家野地先	" 20.4k+100m ~20.6k+100	200	
114	名張川	—	工作物	A	家野地先	" 20.6+70m	—	家野橋
115	名張川	左	越水・溢水	B	薦生地先	" 20.8k- 100m ~ 21.2k+100m	200	
116	名張川	左	堤防断面	A	薦生地先	" 21.2k- 100m ~ 22.4k+100m	1400	
117	名張川	左	越水・溢水	A	薦生地先	" 21.8k- 100m ~ 22.0k+100m	200	
118	名張川	左	越水・溢水	B	薦生 ~夏秋地先	" 22.0k ~22.2k+100m	200	
119	名張川	左	越水・溢水	A	夏秋地先	" 24.4k- 100m ~ 24.4k+100m	200	
11	名張川	左	堤防水高	A	夏秋地先	" 24.8k- 100m ~ 25.0k+100m	400	
12	名張川	左	堤防断面	A	夏秋地先	" 24.8k- 100m ~ 25.0k+100m	400	
13	名張川	左	堤防高	B	夏秋地先	" 25.2k- 100m ~ 25.2k+100m	200	
14	名張川	左	堤防断面	B	夏秋地先	" 25.2k- 100m ~ 25.2k+100m	200	
15	名張川	—	工作物	B	夏秋 ~蔵持町里地先	" 25.4k+100m	—	夏秋橋
16	名張川	左	堤防断面	B	夏秋 ~松原町地先	" 25.6k- 100m ~ 26.2k+100m	800	
17	名張川	左	堤防高	B	松原町 ~大屋戸地先	" 25.8k- 100m ~ 26.8k+30m	1130	

図 面 対 象 番 号	河川名	左 右 の 別	種 別	重 要 度	地 先 名	位 置	延 長 ( m)	適 用
18	名張川	右	堤防高	A	蔵持町里 ～東町地先	〃 25.8k ～26.4k+100m	700	
19	名張川	右	堤防断面	A	蔵持町里 ～東町地先	〃 25.8k ～26.6k+100m	900	
20	名張川	左	堤防断面	A	松原町 ～大屋戸地先	〃 26.4k- 100m ～ 26.6k+100m	400	
21	名張川	右	堤防高	B	東町地先	〃 26.6k- 100m ～ 26.6k+100m	200	
22	名張川	—	工作物	B	大屋戸 ～東町地先	〃 26.6k+71m	—	大屋戸歩道橋
23	名張川	右	堤防高	A	東町 ～朝日町地先	〃 26.8k- 100m ～ 27.2k+100m	600	
24	名張川	—	工作物	B	大屋戸 ～東町地先	〃 26.8k+25m	—	大屋戸橋
25	名張川	左	堤防高	A	大屋戸地先	名 張 川 26.8k+30m ～27.0k+100m	270	
26	名張川	右	堤防断面	A	東町 ～朝日町地先	〃 26.8k+30m ～27.4k+100m	670	
27	名張川	左	堤防断面	A	大屋戸地先	〃 27.0k- 100m ～ 27.0k+100m	200	
28	名張川	—	工作物	A	大屋戸 ～東町地先	〃 27.0k	—	大屋戸潜水橋
29	名張川	左	堤防高	B	大屋戸地先	〃 27.2k- 100m ～ 27.2k+100m	200	
30	名張川	左	堤防断面	B	大屋戸地先	〃 27.2k- 100m ～ 27.2k+100m	200	
31	名張川	右	堤防高	B	朝日町 ～南町地先	〃 27.4k- 100m ～ 29.0k- 50m	1650	
32	名張川	右	堤防断面	B	朝日町地先	〃 27.6k- 100m ～ 28.0k+100m	600	
33	名張川	—	工作物	A	大谷 ～朝日町地先	〃 28.2k+35m	—	朝日町潜水橋
34	名張川	左	堤防高	A	黒田地先	〃 28.8k- 100m ～ 28.8k+40m	140	
35	名張川	左	堤防断面	B	黒田地先	〃 28.8k- 100m ～ 29.2k+100m	600	

図 面 対 象 番 号	河川名	左 右 の 別	種 別	重 要 度	地 先 名	位 置	延 長 ( m)	適 用
36	名張川	—	工作物	A	黒田 ～南町地先	” 29.0k+10m	—	名張大橋
37	名張川	左	堤防高	A	黒田 ～瀬古口地先	” 29.0k+20m ～ 30.0k+100m	1080	
38	名張川	右	堤防高	B	南町 ～新町地先	” 29.0k+20m ～ 29.4k-60m	320	
39	名張川	—	工作物	A	箕曲中村 ～新町地先	” 29.2k+141m	—	新町橋
40	名張川	左	陸閘	要	瀬古口地先	” 29.2k+182.3m	—	瀬古口左岸第 1 陸閘
41	名張川	右	陸閘	要	新町地先	” 29.2k+195.7m	—	新町右岸第 1 陸閘
42	名張川	右	堤防高	A	新町 ～鍛冶町地先	” 29.4k- 60m ～ 30.0k+100m	760	
43	名張川	左	工作物	A	瀬古口地先	” 29.4k- 20.5m	—	瀬古口第 1 排 水樋門
44	名張川	右	陸閘	要	新町地先	” 29.4k+82.3m	—	新町右岸第 2 陸閘
45	名張川	左	陸閘	要	瀬古口地先	” 29.4k+117.4m	—	瀬古口左岸第 2 陸閘
46	名張川	左	陸閘	要	瀬古口地先	” 29.4k+195.5m	—	瀬古口左岸第 3 陸閘
47	名張川	左	工作物	A	瀬古口地先	” 29.6k- 0.6m	—	瀬古口 第 2 排水樋門
48	名張川	右	陸閘	要	新町地先	” 29.6k+5m	—	新町右岸 第 3 陸閘
49	名張川	左	陸閘	要	瀬古口地先	” 29.6k+176.5m	—	瀬古口左岸 第 4 陸閘
50	名張川	左	工作物	A	瀬古口地先	” 29.8k+56m	—	瀬古口 第 3 排水樋門
51	名張川	右	陸閘	要	鍛冶町地先	” 29.8k+64.5m	—	鍛冶町右岸 第 4 陸閘
52	名張川	左	陸閘	要	瀬古口地先	” 29.8k+71.9m	—	瀬古口左岸 第 6 陸閘
53	名張川	左	陸閘	要	瀬古口地先	” 29.8k+74.9m	—	瀬古口左岸 第 7 陸閘
54	名張川	—	工作物	A	瀬古口 ～鍛冶町地先	” 30.0k- 100m	—	鍛冶町橋
55	名張川	右	陸閘	要	鍛冶町地先	” 29.8k+141.6m	—	鍛冶町右岸 第 5 陸閘
56	名張川	右	陸閘	要	鍛冶町地先	” 29.8k+143.6m	—	鍛冶町右岸 第 6 陸閘



図 面 対 象 番 号	河川名	左 右 の 別	種 別	重 要 度	地 先 名	位 置	延 長 (m)	適 用
57	名張川	左	陸閘	要	瀬古口地先	〃 29.8k+185.5m	—	瀬古口左岸 第8陸閘
58	名張川	右	陸閘	要	鍛冶町地先	〃 29.8k+196.9m	—	鍛冶町右岸 第7陸閘
60	名張川	右	陸閘	要	鍛冶町地先	〃 30.0k+64.3m	—	鍛冶町右岸 第8陸閘
61	名張川	右	堤防高	B	平尾地先	〃 30.0k+100m ~30.2k+85m	185	
62	名張川	左	堤防高	B	瀬古口 ~夏見地先	〃 30.2k-100m ~30.6k-90m	410	
63	名張川	右	堤防高	A	平尾地先	〃 30.2k+85m ~ 30.6k-90m	225	
64	名張川	右	堤防断面	A	平尾地先	〃 30.2k+85m ~ 30.6k-90m	225	
65	名張川	左	陸閘	要	夏見地先	〃 30.2k+148.9m	—	夏見左岸 第10陸閘
66	名張川	左	陸閘	要	夏見地先	〃 30.4k+100m	—	夏見左岸 第10a陸閘
67	名張川	—	工作物	B	夏見 ~平尾地先	〃 30.6k+15m	—	沖津藻大橋
68	名張川	左	陸閘	要	夏見地先	〃 30.6k+147.1m	—	夏見左岸 第11陸閘
69	名張川	左	陸閘	要	夏見地先	〃 30.8k+3.8m	—	夏見左岸 第12陸閘
70	名張川	左	堤防高	B	夏見地先	〃 31.2k- 100m ~31.2k+100m	200	
71	名張川	左	堤防高	A	夏見地先	〃 31.4k- 100m ~ 31.4k+45m	145	
72	名張川	右	堤防高	A	夏見地先	〃 31.4k- 100m ~ 31.4k+100m	200	
73	名張川	—	工作物	B	夏見地先	〃 31.4k+20m	—	夏見橋
74	名張川	—	工作物	A	夏見地先	〃 31.8k- 60m	—	宮橋潜水橋
75	宇陀川	左	堤防高	A	黒田 ~安部田地先	宇陀川 0.0k ~2.6k+100m	2700	
76	宇陀川	左	堤防断面	B	黒田地先	〃 0.0k ~0.2k+100m	300	
77	宇陀川	右	堤防高	B	箕曲中村地先	〃 0.0k ~0.0k+100m	100	

図 面 対 象 番 号	河川名	左 右 の 別	種 別	重 要 度	地 先 名	位 置	延 長 ( m)	適 用
78	宇陀川	—	工作物	A	黒田 ～箕曲中村地先	〃 0.0k+10m	—	黒田橋
79	宇陀川	右	堤防高	A	箕曲中村 ～安部田地先	〃 0.2k- 100m ～ 2.6k+100m	2600	
80	宇陀川	右	堤防断面	A	箕曲中村 ～矢川地先	〃 0.2k- 100m ～ 4.2k- 80m	4020	
81	宇陀川	—	工作物	A	黒田 ～箕曲中村地先	〃 0.2k+122m	—	黒田大橋
82	宇陀川	左	堤防断面	A	黒田 ～安部田地先	〃 0.4k- 100m ～ 3.0k- 20m	2680	
83	宇陀川	右	水衝・深掘れ	B	箕曲中村地先	〃 0.8k- 100m ～ 0.8k+100m	200	
84	宇陀川	—	工作物	A	黒田 ～箕曲中村地先	〃 0.8k+144m	—	錦滝橋
85	宇陀川	右	漏水	A	赤目町相楽地 先	〃 1.8k 付 近	100	
86	宇陀川	—	工作物	B	結馬～ 赤目町相楽地先	〃 1.8k+42m	—	赤目口橋
87	宇陀川	—	工作物	A	安部田地先	〃 2.6k- 55m	—	坂之下橋
88	宇陀川	左	堤防高	B	安部田地先	〃 2.8k- 100m ～ 3.0k- 20m	280	
89	宇陀川	右	堤防高	B	安部田地先	〃 2.8k- 100m ～ 2.8k+100m	200	
90	宇陀川	右	堤防高	A	安部田地先	〃 3.0k- 100m ～ 3.0k+100m	200	
91	宇陀川	左	水衝・深掘れ	B	安部田地先	〃 3.0k- 20m ～ 3.0k+100m	120	
92	宇陀川	—	工作物	A	安部田地先	〃 3.0k	—	猪尻潜水橋
93	宇陀川	左	堤防高	B	安部田地先	〃 3.2k- 100m ～ 3.4k+100m	400	
94	宇陀川	右	堤防高	B	安部田地先	〃 3.2k- 100m ～ 3.4k+100m	400	

図 面 対 象 番 号	河川名	左 右 の 別	種 別	重 要 度	地 先 名	位 置	延 長 (m)	適 用
95	宇陀川	—	工作物	A	安部田地先	” 3.2k+140m	—	高橋
96	宇陀川	右	堤防高	A	安部田 ～矢川地先	” 3.6k- 100m ～ 3.8k+100m	400	
97	宇陀川	左	堤防高	A	安部田地先	” 3.8k- 70m～4.2k-30m	440	
98	宇陀川	左	堤防断面	A	安部田地先	” 4.0k- 100m ～ 4.2k- 30m	270	
99	宇陀川	右	堤防高	B	矢川地先	” 4.0k- 100m ～ 4.2k- 80m	220	
100	宇陀川	—	工作物	B	安部田 ～矢川地先	” 4.0k+30m	—	矢川橋
101	宇陀川	右	堤防高	A	矢川地先	” 4.2k- 80m ～ 4.2k+100m	180	
102	宇陀川	左	堤防高	A	安部田地先	” 4.6k+100m ～ 4.8k+70m	170	
103	宇陀川	—	工作物	B	安部田 ～矢川地先	” 4.6k+100m	—	近鉄宇陀川 第二橋梁
104	宇陀川	右	堤防高	A	矢川 ～安部田地先	” 4.8k- 90m ～ 5.2k+100m	590	
105	宇陀川	—	工作物	A	安部田地先	” 4.8k+75m	—	阿清水橋
127	青蓮寺川	左	堤防高	B	夏見地先	青 蓮 寺 川 0.0k+70m ～0.2k+100m	230	

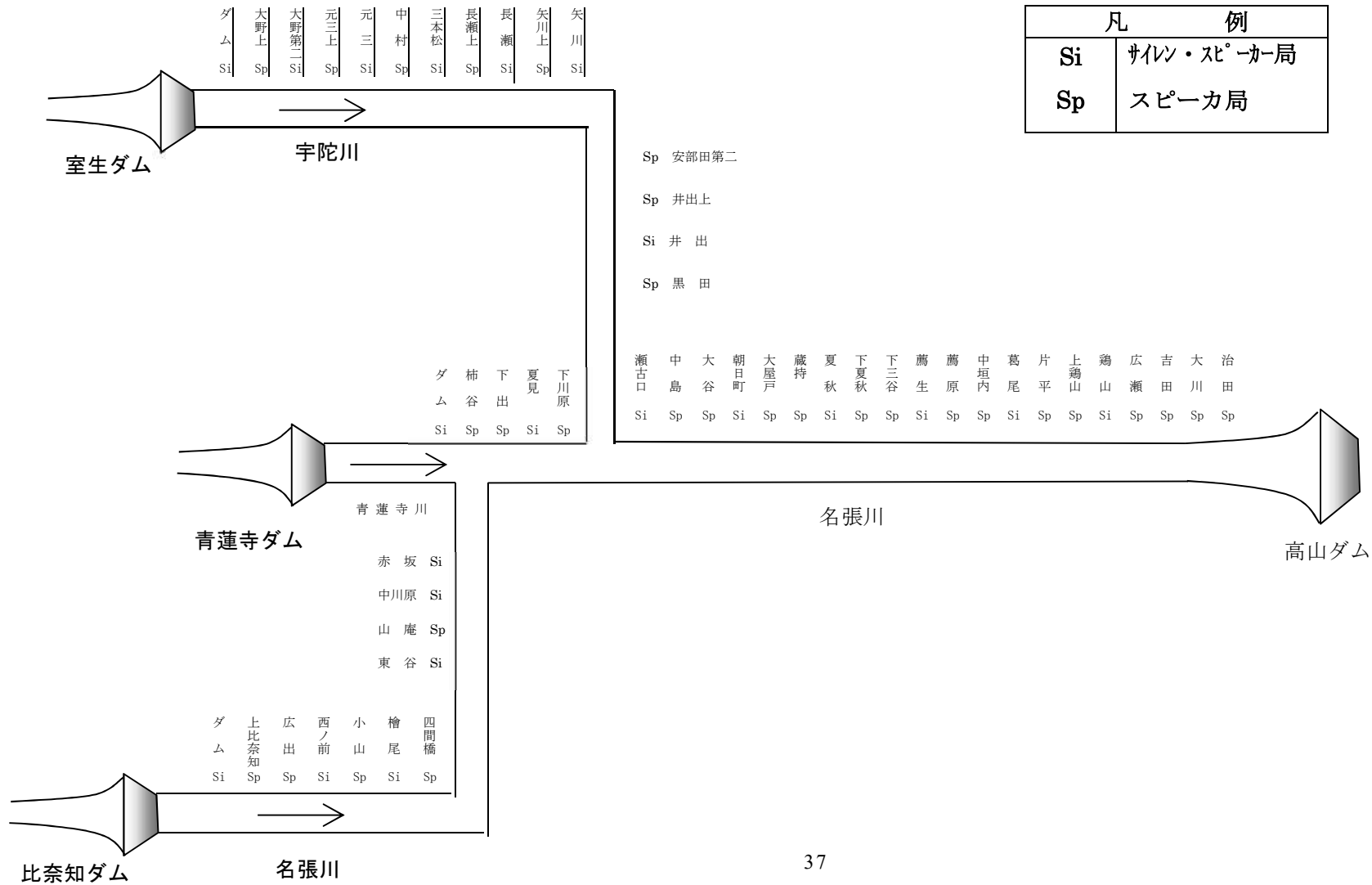
令和2年度直轄河川重要水防箇所総括調書（重点区間）（令和元年3月現在）

2. 知事管理区間河川の重要水防区域

河川名	種別	左右の別	位置	地先名	延長(m)	適用
名張川	堤防高	右	33.6k+30 ~34.6k+160	下比奈知	1,160	
名張川	堤防高	左	33.6k+50 ~34.4k+80	下比奈知	770	
名張川	堤防高	左	41.0k+100 ~42.8k+50	長瀬	1,760	
名張川	工作物	—	41.0k+100	長瀬		横矢橋
名張川	工作物	—	41.4k+60	長瀬		無名橋
名張川	工作物	—	41.6k+160	長瀬		長瀬橋
名張川	工作物	—	42.2k+150	長瀬		無名橋
名張川	工作物	—	42.4k+100	長瀬		東井堰
名張川	工作物	—	42.4k+130	長瀬		無名橋
名張川	工作物	—	42.8k+50	長瀬		布瀬橋
名張川	堤防高	右	42.8k+50 ~43.4k+170	上長瀬	700	
名張川	工作物	—	43.0k+100	上長瀬		西井堰
名張川	工作物	—	43.4k+170	上長瀬		新昭和橋
小波田川	堤防高	右	7.2k+10 ~8.0k+60	上小波田	850	
小波田川	工作物	—	7.2k+140	上小波田		無名橋
小波田川	工作物	—	7.4k+160	上小波田		上小波田橋
小波田川	工作物	—	7.6k+150	上小波田		新小井手橋
小波田川	工作物	—	7.8k+20	上小波田		小井手橋
小波田川	工作物	—	7.8k+140	上小波田		井堰
シャククリ川	堤防高	左	0k+10 ~1.6k+190	蔵持町原出	1,790	
シャククリ川	工作物	—	0.2k+170	蔵持町原出		里橋
シャククリ川	工作物	—	0.2k+80	蔵持町原出		町田橋
シャククリ川	工作物	—	0.2k+190	蔵持町原出		宮橋
シャククリ川	工作物	—	1.6k	蔵持町原出		無名橋
シャククリ川	工作物	—	1.6k+120	蔵持町原出		無名橋
シャククリ川	堤防高	右	0k+180 ~1.8k	蔵持町原出	1,640	

河川名	種別	左右の別	位置	地先名	延長(m)	適用
滝川	堤防高	左	0.4k+80～ 2.4k+170	赤目町丈六～ 赤目町柏原	2,080	
滝川	工作物	—	0.4k+140	赤目町丈六		丈六上井堰
滝川	工作物	—	0.6k+170	赤目町丈六		近鉄橋梁
滝川	工作物	—	1.6k+100	赤目町柏原		川尻井堰
滝川	工作物	—	2.4k+140	赤目町柏原		東野井堰
滝川	堤防高	右	0.4k+80～ 2.4k+170	赤目町丈六～ 赤目町柏原	2,120	
阿清水川	堤防高	左	0k+90～ 1.0k+90	鹿高	1,000	
阿清水川	堤防高	右	0k+90～ 1.8k	鹿高	1,730	
阿清水川	工作物	—	0.4k+80	鹿高		無名橋
阿清水川	工作物	—	1.0k+60	鹿高		猪尻橋
折戸川	堤防高	左	4.6k+100～ 5.2k+110	布生下出	630	
折戸川	工作物	—	4.6k+110	布生下出		井堰
折戸川	工作物	—	5.0k+30	布生下出		井堰
折戸川	工作物	—	5.2k	布生下出		井堰
折戸川	堤防高	右	4.6k+100～ 5.2k+140	布生下出	640	
百々川	堤防高	左	0k～ 0.2k+140	百々	340	
百々川	堤防高	右	0k～ 0.4k+90	百々	490	
百々川	工作物	—	0k+160	百々		井堰
百々川	工作物	—	0k+190	百々		百々2号橋
花瀬川	堤防高	左	0k～ 0.6k+90	下比奈知	680	
花瀬川	工作物	—	0k+170	下比奈知		無名橋
花瀬川	堤防高	右	0k～ 0.6k+90	下比奈知	680	

10 室生・青蓮寺・比奈知ダム放流警報局配置図



### 第3章 避難予定場所

#### 1 避難予定場所の所在等一覧表

##### (1) 避難所 (52か所)

地区	名称	所在地	収容可能人員	電話	備考
名張	名張小学校	丸之内 55	320	63-0041	
	名張中学校	〃 15	350	63-0247	
	名張市保健センター	朝日町 1361-4	50	63-3913	
	名張市民センター	上八町 1321-1	80	64-2605	
	名張高等学校	東町 2067-2	1,170	63-2131	
	名張市立図書館	桜ヶ丘 3088-156	240	63-3260	
	名張市青少年センター	松崎町 1325-1	130	64-3478	
鴻之台・希央台	名張市市民情報交流センター	希央台 5-19	50	63-5325	
蔵持	蔵持小学校	蔵持町原出 338	230	63-0068	
	蔵持市民センター	〃 314-3	70	63-0235	
	武道交流館 いきいき	蔵持町里 2928	140	62-4141	
川西・梅が丘	梅が丘小学校	梅が丘北 1-340	400	63-2160	
	梅が丘市民センター	〃 南5-184	120	61-2855	
薦原	薦原小学校	薦生 1595	230	63-2800	
	薦原市民センター	〃 1607	40	63-1800	
美旗	美旗小学校	新田 117-2	290	65-3009	
	北中学校	美旗中村 2380	340	65-1244	
	美旗市民センター	美旗町南西原 229-3	200	65-3007	
	特別支援学校 伊賀つばさ学園	美旗町南西原 229-2	300	67-1050	
比奈知	比奈知小学校	下比奈知 1422	290	68-1104	
	比奈知市民センター	〃 1768	70	68-1101	
	滝之原体育館	滝之原 1050	240		
すずらん台	すずらん台小学校	すずらん台東 3-219	290	68-0555	
	すずらん台市民センター	すずらん台東 3-220	110	68-1007	
錦生	錦生体育館	安部田 2270	230		
	錦生市民センター	〃 2118	30	63-0252	
赤目	錦生赤目小学校	赤目町檀 116	340	63-1803	
	一ノ井市民センター	〃 一ノ井 826-2	40	64-0164	
	赤目中学校	箕曲中村 219	350	63-0707	
	赤目市民センター	赤目町丈六 238-1	160	63-0329	
箕曲	箕曲小学校	夏見 351	250	63-1802	
	箕曲市民センター	〃 215	30	63-0453	
	名張市勤労者福祉会館	〃 2812	200	63-5239	
青蓮寺 百合が丘	名張青峰高等学校	百合が丘東 6-1	540	64-1500	
	百合が丘小学校	〃 東 9-1	500	64-6211	
	百合が丘市民センター	〃 西 5-13	110	64-6466	
国津	国津体育館	神屋 1866	230		
	くにつふるさと館	〃 814-4	60	69-1001	
	長瀬体育館	長瀬 1418	200		
桔梗が丘	桔梗1体育館	桔梗が丘 1-5-13	260		
	桔梗が丘小学校	〃 3-2-67	230	65-2189	
	桔梗が丘市民センター	〃 6-1-131-4	250	65-1206	
	桔梗が丘中学校	〃 7-1-1926-1	590	65-1726	
	桔梗が丘東小学校	〃 7-1-86	290	65-4800	

桔梗が丘	桔梗が丘南小学校	〃 5-12-38	290	65-0339	
	桔梗が丘南市民センター	〃 5-12-10	60	65-1299	
	こども支援センターかがやき	桔梗が丘西 3-3-107	50	67-0250	
つつじが丘	つつじが丘小学校	つつじが丘北 3-5	290	68-3485	
	つつじが丘市民センター	〃 北 5-73-2	90	68-1236	
	南中学校	〃 南 1-241	350	68-0022	
	春日丘自治会館	春日丘 4-95-1、95-2	60		
地域指定なし	名張市総合体育館	夏見 2812	700	63-5339	

(2) 指定緊急避難場所 (31か所) (※1)

地区	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類と適合性					
			洪水	急傾斜地崩壊	土石流	地震	大規模な火災	内水氾濫
名張	名張小学校グラウンド	丸之内 55 番地	○	○ (※2)	○	○	○	○
	名張中学校グラウンド	丸之内 15 番地	○	○ (※2)	○	○	○	○
	名張高等学校グラウンド	東町 2067 番地 2	○ (※3)	○	○	○	○	○
	平尾山カルチャーパーク	桜ヶ丘 3088 番地 1	○	○	○	○	○	○
	朝日公園	朝日町 1319 番地 5	×	○	○	○	○	○
鴻之台・希央台	鴻之台3号公園	鴻之台 3 番町 83 番地	○	○	○	○	○	○
蔵持	蔵持小学校グラウンド	蔵持町原出 338 番地	○	○	○	○	○	○
川西・梅が丘	梅が丘小学校グラウンド	梅が丘南 5 番町 184 番地	○	○	○	○	○	○
薦原	薦原小学校グラウンド	薦生 1595 番地	○	○ (※2)	○	○	○	○
美旗	美旗小学校グラウンド	新田 117 番地 2	○	○	○	○	○	○
	北中学校グラウンド	美旗中村 2380 番地	○	○	○	○	○	○
	特別支援学校伊賀つばさ学園グラウンド	美旗町南西原 229 番地 2	○	○	○	○	○	○
比奈知	比奈知小学校グラウンド	下比奈知 1422 番地	○	○	○	○	○	○
	滝之原体育館グラウンド	滝之原 1050 番地	○	○	○	○	○	○
すずらん台	すずらん台小学校グラウンド	すずらん台東 3 番町 219 番地	○	○	○	○	○	○
錦生	錦生体育館グラウンド	安部田 2270 番地	○	○	×	○	○	○
赤目	錦生赤目小学校グラウンド	赤目町檀 116 番地	○	○	○	○	○	○
	赤目中学校グラウンド	箕曲中村 219 番地	×	○	○	○	○	○
箕曲	箕曲小学校グラウンド	夏見 351 番地	○	○ (※2)	○	○	○	○
	名張中央公園	夏見 2812 番地	○	○	○	○	○	○
青蓮寺・百合が丘	百合が丘小学校グラウンド	百合が丘東 9 番町 1 番地	○	○	○	○	○	○
	名張青峰高等学校グラウンド	百合が丘東 6 番町 1 番地	○	○	○	○	○	○
国津	国津体育館グラウンド	神屋 1866 番地	○	○ (※2)	○	○	○	○
桔梗が丘	桔梗が丘小学校グラウンド	桔梗が丘 3 番町 2 街区 67 番地	○	○	○	○	○	○
	桔梗が丘東小学校グラウンド	桔梗が丘 7 番町 1 街区 86 番地	○	○	○	○	○	○
	桔梗が丘南小学校グラウンド	桔梗が丘 5 番町 12 街区 38 番地	○	○	○	○	○	○
	桔梗が丘中学校グラウンド	桔梗が丘 7 番町 1 街区 1926 番地 1	○	○	○	○	○	○
	桔梗1体育館グラウンド	桔梗が丘 1 番町 5 街区 13 番地	○	○	○	○	○	○



つつじが丘	つつじが丘小学校グラウンド	つつじが丘北3番地5番地	○	○	○	○	○	○
	南中学校グラウンド	つつじが丘南1番地241番地	○	○	○	○	○	○
	近畿大学工業高等専門学校グラウンド	春日丘7番地1番地	○	○	○	○	○	○

- ※1 各指定緊急避難場所での、火気の使用及び杭打ち等は禁止とする。  
 ※2 敷地内の一部（建物やグラウンドの一部）が、土砂災害警戒区域となっている。  
 ※3 敷地内の一部（グラウンドの一部）が、洪水浸水想定区域となっている。

## 2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名	住所	対象河川	電話番号
通所介護事業所ふれあい	名張市丸之内79番地	名張川	63-1207
名張西保育園	名張市南町506番地	名張川	63-0577
セントケア豊後町	名張市豊後町262番地1	名張川	63-1082
特別養護老人ホームゆう	名張市木屋町812番地2	名張川	63-8118
第二かな保育園	名張市木屋町812番地2	名張川	64-0415
なばりひやわんこども園	名張市元町376番地 イオン名張店3階	名張川	51-6156
デイサービスけんだま	名張市松崎町1330番地1 105号	名張川	48-7856
ひまわり児童ファーム・名張ファーム	名張市松崎町1330番地3	名張川	48-7784
介護付老人ホームえがお	名張市松崎町1339番地1	名張川	41-0250
三重ヤクルト販売株式会社名張センター	名張市松崎町1341番地1	名張川	63-8960
児童養護施設名張養護学園	名張市朝日町1263番地3	名張川	63-0717
フェアハウス名張	名張市朝日町1515番地4	名張川	48-7739
デイサービスいとぐるま	名張市上八町1644番地1	名張川	62-5511
医心館名張Ⅰ・医心館名張Ⅱ	名張市東町1901番地1	名張川	64-2146
介護老人保健施設ふくにし	名張市東町1921番地1	名張川	62-1555
Y's corporation POWER kid's NABARI	名張市蔵持町里3333番地	名張川	44-6220
大屋戸保育所	名張市大屋戸150番地	名張川	63-2801
錦生保育所	名張市安部田2262番地	宇陀川	63-1194
通所介護オルゴール	名張市安部田2309番地	宇陀川	48-6502
グループホーム奏	名張市安部田2309番地	宇陀川	64-7015
デイサービス福ふく	名張市赤目町丈六243番地1	滝川	62-2626
グループホーム福ふく	名張市赤目町丈六243番地1	滝川	62-2626
グループホームみずひき	名張市赤目町丈六243番地9	滝川	62-2626
やわらぎの郷	名張市赤目町丈六414番地1	宇陀川	51-4001
くらしサポートゆっくる	名張市夏見4番地1	名張川	62-0305
ハーモニーハウス名張	名張市夏見721番地1	名張川	62-3500
医療法人寺田病院	名張市夏見3260番地1	名張川	63-9001
医療法人寺田病院通所リハビリテーション事業所	名張市夏見3260番地1	名張川	64-4937
医療法人寺田病院介護医療院	名張市夏見3260番地1	名張川	63-9001
医療法人寺田病院院内保育所	名張市夏見3260番地1	名張川	63-9001
赤目中学校	名張市箕曲中村219番地	宇陀川	63-0707

### 3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	住所	災害の種類	電話番号
名張中学校	名張市丸之内 15 番地	急傾斜地の崩壊	63-0247
名張小学校	名張市丸之内 55 番地	急傾斜地の崩壊	63-0041
名張幼稚園	名張市丸之内 55 番地 5	急傾斜地の崩壊	63-3280
昭和保育園	名張市丸之内 67 番地 10	急傾斜地の崩壊	63-1767
大屋戸保育所	名張市大屋戸 150 番地	急傾斜地の崩壊	63-2801
薦原保育所	名張市薦生 1590 番地 2	急傾斜地の崩壊	63-5827
薦原小学校	名張市薦生 1595 番地	急傾斜地の崩壊	63-2800
Komo <sup>2</sup> キッズ	名張市薦生 1595 番地	急傾斜地の崩壊	61-0877
ショートステイ第3はなの里	名張市西田原 2100 番地	急傾斜地の崩壊	67-1100
特別養護老人ホーム第3はなの里	名張市西田原 2100 番地	急傾斜地の崩壊	67-1100
名張育成園成峯	名張市美旗中村 2326 番地	急傾斜地の崩壊	65-0868
とも	名張市美旗中村 2326 番地	急傾斜地の崩壊	65-3774
あぐり工房	名張市東田原 529 番地	急傾斜地の崩壊	44-6789
滝之原保育園	名張市滝之原 1056 番地	急傾斜地の崩壊	68-2993
シニアハウスひろこの家	名張市滝之原 1587 番地 4	土石流	68-7010
デイサービスひろこの家	名張市滝之原 1862 番地	土石流	68-2876
小規模多機能型居宅介護事業所とんぼ池	名張市安部田 1094 番地	土石流	61-0733
共生型デイサービスとんぼ池	名張市安部田 1108 番地	土石流	63-8208
錦生保育所	名張市安部田 2262 番地	土石流	63-1194
通所介護オルゴール	名張市安部田 2309 番地	土石流	48-6502
グループホーム奏	名張市安部田 2309 番地	土石流	64-7015
デイサービスセンター名張もみじ山荘	名張市赤目町長坂 250 番地 3	土石流・急傾斜地の崩壊	62-2300
特別養護老人ホーム名張もみじ山荘	名張市赤目町長坂 250 番地 3	土石流・急傾斜地の崩壊	62-5500
箕曲小学校	名張市夏見 351 番地	急傾斜地の崩壊	63-1802
みのわっ子	名張市夏見 351 番地	急傾斜地の崩壊	64-0594
デイサービス青蓮寺	名張市中知山 897 番地 25	急傾斜地の崩壊	63-8900
デイサービスセンター国津園	名張市神屋 765 番地	急傾斜地の崩壊	69-1316
ショートステイサービスセンター国津園	名張市神屋 765 番地	急傾斜地の崩壊	69-1316
特別養護老人ホーム国津園	名張市神屋 765 番地	急傾斜地の崩壊	69-1316
グループホームあみーご奈垣せせらぎ	名張市奈垣 1422 番地 5	急傾斜地の崩壊	68-6548
グループホームあみーご奈垣さえずり	名張市奈垣 1431 番地 1	急傾斜地の崩壊	51-0502

# 第4章 災害対策活動報告様式等

## 1 動員配備報告（名張市災害対策用）

別紙

配 備 人 員 報 告 書

年 月 日  
( 時 分 現在)

名張市災害対策本部長 様

部 長

所属名	氏 名	配備日時 日 時 分～	備 考

## 2 災害報告の種類（県・国）

災害速報の際の用語の解釈

### 被害報告内容基準

区分	被害の種類	説明	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者 (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込のものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	非住家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害に該当する対象としては、全壊または半壊程度の被害を受けた棟のみとする。	
	住家全壊 (流失、全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。  戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)	
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	住家床上浸水	住家の床以上に浸水したもの、および、全壊(焼)、半壊(焼)に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。  但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊または半壊として取り扱う。	
	住家床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
	住家一部破損	半壊(焼)、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。  なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
	公共施設関係	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣、教会その他これに類するもの。	
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合。
	畑	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合。
	道路	路	道路法に定める市町村道以上の道路。
	道路	決壊	自動車の通行が不能となった程度の被害。

区分	被害の種類	説明
	橋 梁	市町村道以上の道路に架設した橋梁。
	堤 防	河川及び海岸の堤防。
	鉄 道 被 害	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害。
	そ の 他 の 被 害	他の項目に属さない被害。(通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど)
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎等を一世帯として取り扱う。
	り 災 世 帯	全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員。

【消防庁指定 第4号様式 (その2)】

(様式①)  
[災害概況速報]

報告日時	時 分
市町村名	三重県名張市
報告者	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										



(様式②)

【消防庁指定 第4号様式 (その1)】

〔被害状況速報〕

市 名		三重県 名張市		区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	h	
	第 報				冠 水	a	
報 告 者 名		( 月 日 時現在)		畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
					冠 水	ha	
文 教 施 設				簡 所			
病 院				簡 所			
道 路				簡 所			
橋 り よ う				簡 所			
河 川				簡 所			
港 湾				簡 所			
砂 防				簡 所			
清 掃 施 設				簡 所			
崖 く ず れ				簡 所			
鉄 道 不 通				簡 所			
被 害 船 舶				隻			
水 道				戸			
電 話				回 線			
電 気				戸			
ガ ス				戸			
ブ ロ ッ ク 塀 等				簡 所			
床 上 浸 水				簡 所			
床 下 浸 水				簡 所			
公 共 建 物		棟		火 災 発 生		建 物 件	
そ の 他		棟		火 災 発 生		危 険 物 件	
そ の 他		棟		火 災 発 生		そ の 他 件	

区 分		被 害		名張市災害対策本部 等の設置状況	月 日 時 分設置		
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 災 動 害 要 救 請 助 日 法	災害対策本部設置時間 時 分		
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円				消防職員出動延人数	人
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> </ul>						

※被害額は省略することができるものとする。

# 被害速報送受信票

## No.1 人的被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	年齢性別	状況	氏名職業	住所

## No.2 住家等被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	種別その他	棟数	世帯数	人数	状況

## No.3 避難の状況

発生（覚知）日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

## No.4 市町村道路通行止めの状況

発生（覚知）日時	路線名称	通行止め区間	解除見込み日時	原因	摘要

## No.5 水道被害の状況

発生（覚知）日時	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込日時	摘要

## No.6 地すべり・山（崖）崩れの状況

発生（覚知）日時	発生場所	状況	人的(家屋)被害の有無	摘要

No.7

船 舶 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	船舶名	沈没	流出	破損	摘要

No.8

田 畑 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	田（ha）		畑（ha）		原因	摘要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

No.9

そ の 他 の 状 況

発生（覚知）日時	名称	発生場所	原因	状況	摘要

No.10

火 災 の 状 況

発生（覚知）日時	発生地域	火災の状況	火災件数	摘要

No.11

交 通 機 関 の 状 況

発生（覚知）日時	名称	運休区間	復旧見込日時	原因	摘要

No.12

ラ イ フ ラ イ ン の 状 況

発生（覚知）日時	名称	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込時間	摘要

## 道 路 情 報

発生（覚知）日時	番号	道路管理者 路線名	箇所名（規制区間）	規制原因 規制内容	規制（災害） 解除見込日時	迂回路有無 迂回路線名	摘要

災害救助法適用基準 1/2 に達したとき  
様式A

被 害 状 況 調 書

( 年 月 日 時 分 現在 ) 名 張 市

人 的 被 害	死 者		ア	人	
	行 方 不 明		イ	人	
	負 傷	重 傷	ウ	人	
		軽 傷	エ	人	
		小 計	オ	人	
計			カ	人	
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 失		キ	棟
		半 壊 又 は 半 焼		ク	棟
		一 部 破 損		ケ	棟
		床 上 浸 水		コ	棟
		床 下 浸 水		サ	棟
世 帯 数 及 び 人 員	全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 失	世 帯	シ	世 帯	
		人 員	ス	人	
	半 壊 又 は 半 焼	世 帯	セ	世 帯	
		人 員	ソ	人	
	一 部 破 損	世 帯	タ	世 帯	
		人 員	チ	人	
	床 上 浸 水	世 帯	ツ	世 帯	
		人 員	テ	人	
	床 下 浸 水	世 帯	ト	世 帯	
		人 員	ナ	人	
	報 告	発 信	月 日 時 分	発 信 者	
		受 信	月 日 時 分	受 信 者	

(注)災害救助法によるもの。



住家の被害状況が、そ族・昆虫等駆除指示基準に達したとき  
様式B

被 害 状 況 報 告

月 日現在

名 張 市

地区名	総戸数	被 害 状 況 ( 戸 数 )					被害率	摘要
		全 壊	流 失	半 壊	床上浸水	床下浸水		

- (注) 1. この報告は、伝染病予防法によるものである。  
2. 地区とは、慣習上又は行政上一つの区間として取扱われている地域であつて、一般に「字」又は「町」と呼称されている程度の範囲の地域をいう。

$$3. \text{ 被害率} = \frac{\text{全壊、流出、半壊、床上浸水の戸数} + \left( \frac{\text{床下浸水の戸数}}{5} \right)}{\text{地 区 の 総 数}} \times 100$$

(小数点以下3位四捨五入)

### 3 水防活動実施報告書

各分団長は、水防活動終了後2日以内に別紙様式により水防管理者に報告する。

## 水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

印

出水の概況	川	はん濫注意 水位雨量	m mm							
水防実施箇所	右 川 岸 左	地先	m							
日 時	自 月 日 時	至 月 日 時								
出 動	消防団員	地域住民	その他 合計							
人 員	人	人	人 人							
水防作業の概況 及び工法	箇所 工法	m								
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他		
	効果	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
使用 資 器 材	かます、俵				居住者の 出動状況					
	万年、土俵					水防関係 者の死傷				
	な わ									
	丸 太									
	そ の 他									
					雨量水位 の状況					
備 考	水防活動に関する自己批判									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

#### 4 災害対策関係機関等電話一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災無線専用電話
《国の機関及び指定公共機関等》			
中央防災会議事務局	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号	03(3593)3311	
内閣府	〃 千代田区永田町1丁目6番1号	〃(5253)2111	
文部科学省	東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号	〃(5253)4111	
国土交通省	〃 2丁目1番3号	〃(5253)8111	
厚生労働省	〃 1丁目2番2号	〃(5253)1111	
農林水産省	〃 1丁目2番1号	〃(3502)8111	
総務省	〃 2丁目1番2号	〃(5253)5111	
消防庁	〃 〃	〃(5253)5111	
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前1の5の44	06(6942)1141	
〃 木津川上流河川事務所	名張市木屋町812の1	0595(63)1611	
東海財務局津財務部事務所	津市桜橋2丁目129	059(225)7221	
東海農政局 三重県拠点	津市広明町415の1	〃(228)3151	
〃 木曾川水系土地改良調査管理事務所青蓮寺支所	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3	0595(26)2153	
津地方気象台 観測予報窓口	津市島崎町327の2 津第二地方合同庁舎5F	059(228)2022	
〃 防災管理窓口	津市島崎町327の2 津第二地方合同庁舎5F	059(228)6818	
陸上自衛隊 久居駐屯地 第33普通科連隊 連隊本部	久居市新町975	059(255)3133	
独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所	名張市下比奈知2811の2	0595(64)8961	
〃 青蓮寺ダム管理所	名張市中知山1の166	0595(63)1289	
〃 比奈知ダム管理所	名張市上比奈知字熊走り1706	0595(68)7111	
〃 室生ダム管理所	奈良県宇陀市室生大野3846	0745(92)2320	
NTTフアイートテクノ東海支店三重営業所 フアイート統括災害対策担当	津市丸之内28の38	059(223)9330	
日本赤十字社三重県支部	津市栄町1丁目891	059(227)4145	
中部電力パワーグリッド株式会社 伊賀営業所	伊賀市四十九町862-4	0595(24)9202	
近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55	06(775)3309	
〃 名張駅	名張市平尾2961	0595(63)0269	
名張近鉄ガス株式会社	名張市桔梗が丘1番町1街区5の1	〃(65)2311	
三重交通株式会社	津市中央1番1号	059(229)5511	
〃 伊賀営業所	名張市西田原字大野田450	0595(66)3715	
NHK津放送局	津市丸之内養正町4番8号	059(229)3000	
名張郵便局	名張市栄町2930の1	0595(64)2428	
中部運輸局三重陸運支局	津市雲出長常町字六ノ割1190の9	059(234)8411	
《県 関 係》			
三重県 防災対策部 防災対策総務課 企画総務班	津市広明町13	059(224)2181	
〃 〃 防災航空班(防災ヘリ)	〃	〃(235)2555	
〃 防災企画・地域支援課 地域支援班	〃	〃(224)2185	
〃 災害対策課 災害対策班	〃	〃(224)2189	
〃 災害対策課 災害訓練班(自衛隊派遣)	〃	〃(224)2186	
三重県 地域連携部 市町行財政課 企画・分権班	〃	〃(224)2170	
伊賀地域防災総合事務所地域調整防災室(地域防災課)	伊賀市四十九町2802 伊賀庁舎3F	0595(24)8003	
伊賀建設事務所 保全室	〃 伊賀庁舎6F	0595(24)8210	
伊賀保健所 保健衛生室	〃 伊賀庁舎2F	〃(24)8070	
伊賀農林事務所 総務企画室	〃 伊賀庁舎5F	〃(24)8100	
三重県警察本部	津市栄町1-100	059(222)0110	
名張警察署	名張市蔵持町芝出837の3	0595(62)0110	
《市町関係》			
津 市役所 危機管理部 危機管理課	津市西丸之内23番1号	059(229)3281	
〃 〃 防災室	〃	059(229)3104	
四日市 〃 危機管理室	四日市市諏訪町1番	059(354)8119	
伊勢 〃 危機管理部 危機管理課 防災危機管理係	伊勢市岩淵1丁目7番29号	0596(21)5523	
松阪 〃 防災対策課 防災係	松阪市殿町1340の1	0598(53)4034	
桑名 〃 防災・危機管理課 災害対策係	桑名市中央町2丁目37	0594(24)1185	22-4010
伊賀 〃 総合危機管理課	伊賀市丸之内116	0595(22)9640	24-4010

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災無線専用電話
鈴鹿 市役所 危機管理部 防災危機管理課	鈴鹿市神戸1丁目18番18号	0593(82)9968	22-4440
名張 " 危機管理室	名張市鴻之台1番町1番地	0595(63)7271	24-4020
尾鷲 " 防災危機管理課 総合防災係	尾鷲市中央町10番43号	0597(23)8118	27-4010
亀山 " 防災安全課 防災安全グループ	亀山市本丸町577	0595(84)5035	22-4210
鳥羽 " 総務課 防災危機管理室	鳥羽市鳥羽3丁目1番1号	0599(25)1118	26-4020
熊野 " 防災対策推進課 防災対策推進係	熊野市井戸町796	0597(89)4111内線336,337	28-4010
宇陀 " 総務部 危機管理課	奈良県宇陀市榛原下井足17の3	0745(82)1304	
山添村役場 総務課	奈良県山辺郡山添村大西151	0743(85)0041	
曾爾村 " 総務課	" 宇陀郡曾爾村今井495の1	0745(94)2101	
《消 防 関 係》			
桑名市 消防本部 総務課	桑名市大字江場7	0594(24)5273	22-4080
四日市市 " 総務課	四日市市西新地14番4号	0593(52)2002	22-4470
菰野町 " 消防総務課	菰野町大字潤田4418	0593(94)3211	22-4290
鈴鹿市 " "	鈴鹿市飯野寺家町217の1	059(382)0500	22-4480
亀山市 " "	亀山市野村四丁目1の23	0595(82)0244	22-4280
津市 " 消防総務課	津市久居明神町2276	059(254)0351	23-4090
松阪地区 " 総務課	松阪市川井町1001の1	0598(25)1411	25-4060
伊勢市 消防本部	伊勢市楠部町159番地11	0596(25)1261	26-4080
鳥羽市 " "	鳥羽市船津町281	0599(25)2821	26-4090
志摩 広域消防組合	志摩市阿児町鵜方3080	0599(43)1418	26-4280
紀勢地区 " "	多気郡大台町弥起井329-3	0598(82)3611	
三重紀北 消防組合 消防総務課	尾鷲市中川28番43号	0597(22)2021	27-4040
熊野市 消防本部	熊野市有馬町1365番地1	0597(89)0119	28-4060
伊賀市消防本部 消防総務課	伊賀市緑ヶ丘東町920	0595(24)9100	24-4080
" 中消防署 警防係	"	0595(24)9107	
" 東消防署 警防係	伊賀市下柘植734の1	0595(45)3100	
" 南消防署 警防係	伊賀市青山町羽根41の1	" (52)1151	
名張市消防本部 名張消防署	名張市鴻之台1番町2	0595(63)0999	24-4090
" 名張消防署 桔梗が丘分署	名張市桔梗が丘6番町1-131の3	" (65)2000	
" " つつじが丘出張所	名張市つつじが丘南7番町36の3	" (68)1057	
名張市消防団事務局	名張市鴻之台1番町2	" (63)5990	
奈良県広域消防組合	奈良県橿原市慈明寺町149-3	0744(26)0119	
《保 健 ・ 衛 生 関 係》			
名張市保健センター	名張市朝日町1361の4	0595(63)6970	
名張市応急診療所	"	" (63)3913	
名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178	" (61)1100	
伊賀南部クリーンセンター (伊賀南部環境衛生組合事務局)	伊賀市奥鹿野1990	" (53)1120	
伊賀南部ストックヤード	名張市青蓮寺2723		
伊賀南部最終処分場	名張市下比奈知737		
伊賀南部浄化センター	名張市薦生1810	" (63)1211	
《上 下 水 道 関 係》			
名張市上下水道部お客様センター	名張市下比奈知2820	0595(63)4111	
名張市上下水道部浄水室(富貴ヶ丘浄水場)	"	" (63)4117	
大屋戸浄水場	" 大屋戸352	" (63)1202	
名張市中央浄化センター	" 蔵持町里2928	" (61)2008	
《そ の 他》			
ミエライス 本店	津市庄田町1957番地	059(256)0311	
名賀医師会事務局	名張市朝日町1361の4	0595(64)2321	
名張商工会議所	" 南町822の2	" (63)0080	
名張土木協力会協同組合	" 南町822の2	" (63)8075	

## 第5章 関係法令及び主な協定等

### 1 名張市防災会議条例

〔沿革〕

制定 昭和38年3月27日条例第9号

改正 平成12年3月29日条例第1号

平成24年9月28日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、名張市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 名張市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の水防計画その他水防に関する調査、審議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 三重県の知事の内部の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち市長が委嘱する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ市長が別に定めるものとする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

4 次に掲げる条例は、廃止する。

(2) 名張市水防協議会条例(昭和35年条例第1号)

附 則(平成24年9月28日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、改正後の第3条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。



## 名張市防災会議委員名簿

職	名
会 長	名 張 市 長
委 員	近畿地方整備局木津川上流河川事務所長
〃	伊賀地域防災総合事務所長
〃	三重県伊賀建設事務所長
〃	名 張 警 察 署 長
〃	独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長
〃	独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所 青蓮寺ダム管理所長
〃	独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所 室生ダム管理所長
〃	独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所 比奈知ダム管理所長
〃	西日本電信電話（株）三重支店設備部長
〃	一般社団法人名賀医師会理事
〃	中部電力パワーグリッド（株）伊賀営業所長
〃	近畿日本鉄道（株）名 張 駅 長
〃	三 重 交 通（株）伊賀営業所長
〃	名張近鉄ガス（株）代表取締役社長
〃	地域づくり代表者会議会長
〃	名 張 市 消 防 団 長
〃	名張市身体障害者互助会会長
〃	名張市老人クラブ連合会会長
〃	名張市消防団本団女性部部長
〃	みえ防災コーディネーター
〃	名張市民生委員児童委員協議会連合会
〃	伊賀人権擁護委員協議会名張地区会
〃	名 張 市 副 市 長
〃	〃 教 育 長
〃	〃 消 防 長
〃	〃 総 務 部 長
〃	〃 総務部財政担当部長
〃	〃 地 域 環 境 部 長
〃	〃 市 民 部 長
〃	〃 福 祉 子 ど も 部 長
〃	〃 福祉子ども部健康・子ども担当部長
〃	〃 福祉子ども部保育・家庭担当部長
〃	〃 産 業 部 長
〃	〃 都 市 整 備 部 長
〃	〃 上 下 水 道 部 長

〃	〃	市 立 病 院 副 院 長
〃	〃	市 立 病 院 事 務 局 長
委 員	〃	教 育 次 長
〃	〃	議 会 事 務 局 長
〃	伊 賀 南 部 環 境 衛 生 組 合	事 務 局 長
〃	〃	統 括 監

## 2 名張市災害対策本部条例

[沿革]

制定 昭和 38 年 3 月 27 日名張市条例 第 10 号  
改正 平成 12 年 3 月 29 日名張市条例 第 16 号  
平成 24 年 9 月 28 日名張市条例 第 26 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、名張市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

( 部 )

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 3 名張市災害対策本部組織規程

[沿革]

制定	昭和 51 年 6 月 12 日規程第 16 号	
改正	昭和 52 年 4 月 11 日規程第 7 号	改正 昭和 56 年 8 月 21 日規程第 5 号
	昭和 58 年 7 月 28 日規程第 5 号	昭和 59 年 6 月 30 日規程第 5 号
	昭和 62 年 6 月 19 日規程第 5 号	昭和 63 年 5 月 2 日規程第 6 号
	平成 元年 6 月 9 日規程第 10 号	平成 2 年 11 月 1 日規程第 14 号
	平成 3 年 3 月 30 日規程第 7 号	平成 3 年 9 月 10 日規程第 16 号
	平成 4 年 8 月 20 日規程第 5 号	平成 5 年 6 月 11 日規程第 3 号
	平成 6 年 10 月 19 日規程第 15 号	平成 7 年 8 月 22 日規程第 7 号
	平成 7 年 11 月 22 日規程第 15 号	平成 8 年 10 月 21 日規程第 10 号
	平成 10 年 1 月 29 日規程第 2 号	平成 11 年 7 月 26 日規程第 9 号
	平成 12 年 6 月 13 日規程第 7 号	平成 13 年 4 月 23 日規程第 7 号
	平成 14 年 8 月 1 日規程第 8 号	平成 15 年 6 月 17 日規程第 7 号
	平成 16 年 5 月 12 日規程第 7 号	平成 17 年 12 月 27 日規程第 20 号
	平成 18 年 3 月 31 日規程第 4 号	平成 18 年 9 月 13 日規程第 19 号
	平成 19 年 3 月 30 日規程第 7 号	平成 19 年 6 月 29 日規程第 34 号
	平成 21 年 8 月 25 日規程第 8 号	平成 22 年 5 月 31 日規程第 5 号
	平成 23 年 3 月 31 日規程第 5 号	平成 24 年 3 月 30 日規程第 6 号
	平成 25 年 4 月 30 日規程第 5 号	平成 26 年 5 月 30 日規程第 3 号
	平成 27 年 3 月 31 日規程第 3 号	平成 28 年 3 月 31 日規程第 3 号
	平成 29 年 3 月 29 日規程第 3 号	平成 29 年 3 月 31 日規程第 6 号
	平成 31 年 3 月 8 日規程第 1 号	令和 2 年 6 月 30 日規程第 6 号

(目 的)

第1条 この規程は、名張市災害対策本部条例（昭和38年名張市条例第10号）第4条の規定に基づき、名張市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(部の設置等)

第2条 対策本部に設置する部及び班並びに所掌事務は、別表のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、当該各部及び各班は、主管に属する被害調査を行うものとする。

(災害対策連絡会議)

第3条 災害の予防及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策本部員会議を設置し、関係機関と連携して総合災害対策を図り、対策本部の意思決定を行う。

2 災害対策本部員会議は、本部長が総理し、副本部長及び対策本部員をもって構成する。

(任 命)

第4条 災害対策副本部長、対策本部員、部長、副本部長及び班長は、別に任命するもののほかは、別表によってそれぞれ任命したものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月11日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年8月21日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年7月28日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月19日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年5月2日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月9日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年11月1日規程第14号）

この規程は、平成2年11月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規程第7号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月10日規程第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月20日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月11日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月19日規程第19号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年 8 月 22 日規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年 11 月 22 日規程第 15 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年 10 月 21 日規程第 10 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 1 月 29 日規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 11 年 7 月 26 日規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 11 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 12 年 6 月 13 日規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 13 年 4 月 23 日規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市災害対策本部組織規程の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 14 年 8 月 1 日規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市災害対策本部組織規程の規定は、平成 14 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 6 月 17 日規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市災害対策本部組織規程の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 5 月 12 日規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市災害対策本部組織規程の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 12 月 27 日規程第 20 号)

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日規程第 4 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 9 月 13 日規程第 19 号)

この規程は、公表の日から施行し、改正後の名張市災害対策本部組織規程の規定は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規程第 7 号)

(施行期日)

1 この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(名張市災害対策本部組織規程の一部改正に伴う経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 1 項の規定により収入役として在職するものとされた者は、第 3 条の規定による改正前の名張市災害対策本部組織規程別表第 1 及び別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成 19 年 6 月 29 日規程第 34 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 8 月 25 日規程第 8 号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 5 月 31 日規程第 5 号)

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日規程第 5 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規程第 6 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 30 日規程第 5 号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日規程第 3 号）  
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 3 号）  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規程第 3 号）  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日規程第 3 号）  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規程第 6 号）  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日規程第 1 号）  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日規程第 6 号）  
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

## 4 名張市防災行政無線運営協議会規約

平成8年4月22日規則第20号

名張市防災行政無線運営協議会規約

(設置)

第1条 名張市が開設する防災行政無線設備の適切な運営により、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るための通信（以下「防災行政通信」という。）を確保することを目的として、名張市防災行政無線運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、名張市、防災関係機関及び生活関連機関で、別表に掲げる者からなる会員をもって組織する。

2 会員は、名張市防災行政無線運営協議会会員名簿に登録する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、名張市長をもって充てる。

3 副会長は、名張市副市長をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(付議事項)

第5条 協議会の会議においては、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定、改廃に関する事項

(2) 防災行政通信の運用計画及び実施に関する事項

(3) 防災行政通信の訓練計画及び実施に関する事項

(4) その他必要な事項

(防災行政通信の実施)

第6条 会員は、名張市地域防災計画に基づき、会長の指揮により防災行政通信を行う。

(無線局の管理及び運用)

第7条 会員は、別に定めるところにより、無線局を適正に管理及び運用しなければならない。

(無線局の運用訓練)

第8条 会員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な防災行政通信が確保できるよう、平素から訓練を行わなければならない。

(無線局管理者の選任)

第9条 会員は、所属する団体又は機関において、それぞれ無線局管理責任者を定めるものとする。

2 会員は、無線局管理責任者を定めた場合には、無線局管理責任者届出書（様式第1号）により会長に届け出るものとし、変更した場合も、同様とする。

(無線局運用証明書)

第10条 会長は、会員に無線局運用証明書（様式第2号）を交付する。

2 会員は、無線局を操作するとき、必ず無線局運用証明書を携帯しなければならない。

(地域防災計画)

第11条 協議会に関する事項は、名張市地域防災計画に規定する。

2 協議会に関する事項に変更があった場合も、同様とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を名張市危機管理室に置く。

2 事務局に書記を置き、危機管理室職員をもって充てる。

3 事務局は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(費用)

第13条 協議会にかかる経費は、原則として名張市の負担とする。

(規約等の届出)

第14条 協議会の規約及び会員名簿は、東海総合通信局長に届け出るものとし、変更した場合も、同様とする。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年1月29日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年7月26日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年7月1日から適用する。

附 則 (平成12年7月4日規則第36号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月13日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線運営協議会規約の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日規則第10号抄)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月23日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線運営協議会規約の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年4月2日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線運営協議会規約の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月31日規則第23号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月4日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 別表国土交通省近畿地方整備局木津川上流工事事務所の項の改正規定 平成15年4月1日

(2) 別表近畿日本鉄道(株)名張駅の項の改正規定 平成15年6月28日

(3) 別表中部電力(株)名張営業所の項の改正規定 平成15年7月1日

附 則 (平成16年5月24日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線運営協議会規約の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第18号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線運営協議会規約の規定は平成22年1月29日から適用する。



附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 12 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 18 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日規則第 19 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名張市防災行政無線運営協議会会員

団体名（機関名）	役職名
名張市	市長
名張市	副市長
国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所	所長
日本郵便(株)名張郵便局	局長
独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所	所長
独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所青蓮寺ダム管理所	所長
独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所比奈知ダム管理所	所長
名張警察署	署長
(一社)名賀医師会	会長
中部電力パワーグリッド(株)伊賀営業所	所長
近畿日本鉄道(株)名張駅	駅長
三重交通(株)伊賀営業所	所長
名張近鉄ガス(株)	代表取締役
名張市土木協力会	会長
(株)アドバンスコープ	代表取締役社長
地域づくり代表者会議	会長
名張市消防団	団長
名張市	統括監
名張市	総務部長
名張市	地域環境部長
名張市	市民部長
名張市	福祉子ども部長
名張市	産業部長
名張市	都市整備部長
名張市	上下水道部長
名張市	市立病院事務局長
名張市教育委員会	教育次長
名張市消防本部	消防長
伊賀南部環境衛生組合	事務局長



## 無線局運用証明書

運 用 者	住 所	
	団 体 名（機 関 名）	
	役 職 及 び 氏 名	
運用する無線局の免許番号		
運用する無線局の目的		
運 用 す る 期 間		年      月      日 から 年      月      日 まで

上記のとおり、名張市が免許を受けている無線局を運用していることを証明します。

年      月      日

住 所      名張市鴻之台1番町1番地  
 免許人  
 氏 名      名張市長

⑩

## 5 名張市防災行政無線管理運用規程

平成 8 年 4 月 22 日規程第 5 号

名張市防災行政無線管理運用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、別の法令等に定めがあるもののほか、名張市における防災行政の責務を遂行するため、防災行政無線の適正かつ能率的な管理運用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線 地域防災に関する名張市と防災関係機関と生活関連機関とが行う通信をいう。
- (2) 無線局 防災行政無線の無線設備及びその操作を行う者の総体をいう。
- (3) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- (4) 基地局 統制局と陸上移動局及び陸上移動局と陸上移動局の中継を行う無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 統制局 名張市役所庁舎内に開設し、陸上移動局との通信及び通信の統制を行う無線局をいう。

(管理部室)

第 3 条 無線局の統括管理は、危機管理室が行うものとする。

(無線管理者)

第 4 条 無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 無線管理者は、名張市地域防災無線の運用に関する業務を統括する。

(通信取扱責任者)

第 5 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、危機管理室員をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、無線局の事務を処理する。

(通信担当者)

第 6 条 通信担当者は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に規定する無線従事者で、無線設備を操作しうる資格を有する者のうち、市長が認めた者とする。

- 2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行うものとし、無線業務日誌の記載を行うものとする。
- 3 通信担当者は、通信の相手方である陸上移動局の無線設備を操作する通信取扱者（以下「通信者」という。）を指揮監督する。

(陸上移動局の無線局管理責任者)

第 7 条 陸上移動局にそれぞれ無線局管理責任者を置く。

- 2 無線局管理責任者は、配備先所属長をもって充てる。
- 3 無線局管理責任者は、陸上移動局の運用に関する業務を統括し、通信者を指揮する。

(通信者)

第8条 通信者は、電波関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(無線従事者の配置)

第10条 無線管理者は、基地局の無線設備を操作するに支障のないよう無線従事者の適正配置に努めるものとする。

(時間外勤務体制)

第11条 無線管理者は、日曜、休日等、その他勤務時間外に無線局運用の必要が生じた場合は、通信担当者及び必要な通信者に時間外勤務を命じ、通信の運用にあたらせるものとする。

(無線局の構成等)

第12条 無線局の構成は、別図のとおりとする。

2 無線局の呼出符号、配備場所等は別表のとおりとする。

(通信の原則)

第13条 通信は、簡潔、明瞭に行い、無線局開局の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常に関する通信を優先し、普通通信は、受付順により行う。

(通信の種類)

第14条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 非常通信 災害の発生等非常の場合の通信をいう。

(2) 普通通信 平常に行う通信をいう。

(3) 訓練通信 訓練の通信をいう。

(通信の統制)

第15条 無線管理者は、非常災害時及びその他通信の円滑な運用の確保が必要と認めたときは、通信の統制を行うものとする。

(通信体制)

第16条 無線管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信取扱責任者によって当該無線局の無線局管理責任者に通信の確保に必要な措置をとらせなければならない。

(1) 災害その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) その他無線管理者が特に必要があると認めたとき。

(非常災害時の指揮命令)

第17条 非常災害時における無線局運用は、災害対策本部長（災害対策本部が設置されていないときは市長とする。）の命を受け、無線管理者が通信担当者を指揮するものとする。

(無線設備の保全)

第18条 無線局の保全に関する取扱いは、通信担当者が行い、無線設備の機能を保持し、良好な通信が確保できるよう努めなければならない。

(無線設備の保守点検)

第 19 条 無線管理者は、無線設備保全のため、定期点検を年 2 回以上実施しなければならない。

(事故の場合の措置)

第 20 条 通信担当者は、無線設備が事故のため通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をとるとともに速やかに通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告があったときは、速やかに無線管理者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第 21 条 無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な通信訓練を毎年 2 回以上行うものとする。

(陸上移動局の配備)

第 22 条 無線管理者は陸上移動局常置場所及びその他必要な場所に陸上移動局を配備する。

(通信者の研修)

第 23 条 無線管理者は、通信者に対して電波法令及び無線局運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(無線業務日誌)

第 24 条 無線管理者は、無線業務日誌を備え付け、通信担当者に対し、通信の都度必要な事項を記入させなければならない。

(無線従事者の異動報告)

第 25 条 無線管理者は、無線従事者に異動があったときは、電波法第 51 条に規定する選・解任届を速やかに東海総合通信局長に届け出るものとする。

(備付簿冊等)

第 26 条 無線局に備え付ける簿冊等は、次の各号に掲げるものとし、無線管理者が管理保存するものとする。

- (1) 免許状 送信装置のある見やすい場所に掲げ、陸上移動局はこれに代わる証票を無線機本体に貼付する。
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌 (使用を終わった日から 2 年間保存する。)
- (6) 無線従事者選・解任届の写し
- (7) 名張市防災行政無線管理運用規程
- (8) 名張市防災行政無線運営協議会規約及び会員名簿
- (9) 名張市地域防災計画

(委任)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月13日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用規程の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年4月23日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年6月7日規程第13号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用規程の規定は、平成14年6月1日から適用する。

附 則（平成15年7月4日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用規程の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月24日規程第8号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日規程第7号抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月17日規程第36号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用規程の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日規程第5号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第4号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規程第1号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用規程は、平成22年1月29日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規程第6号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日規程第1号）

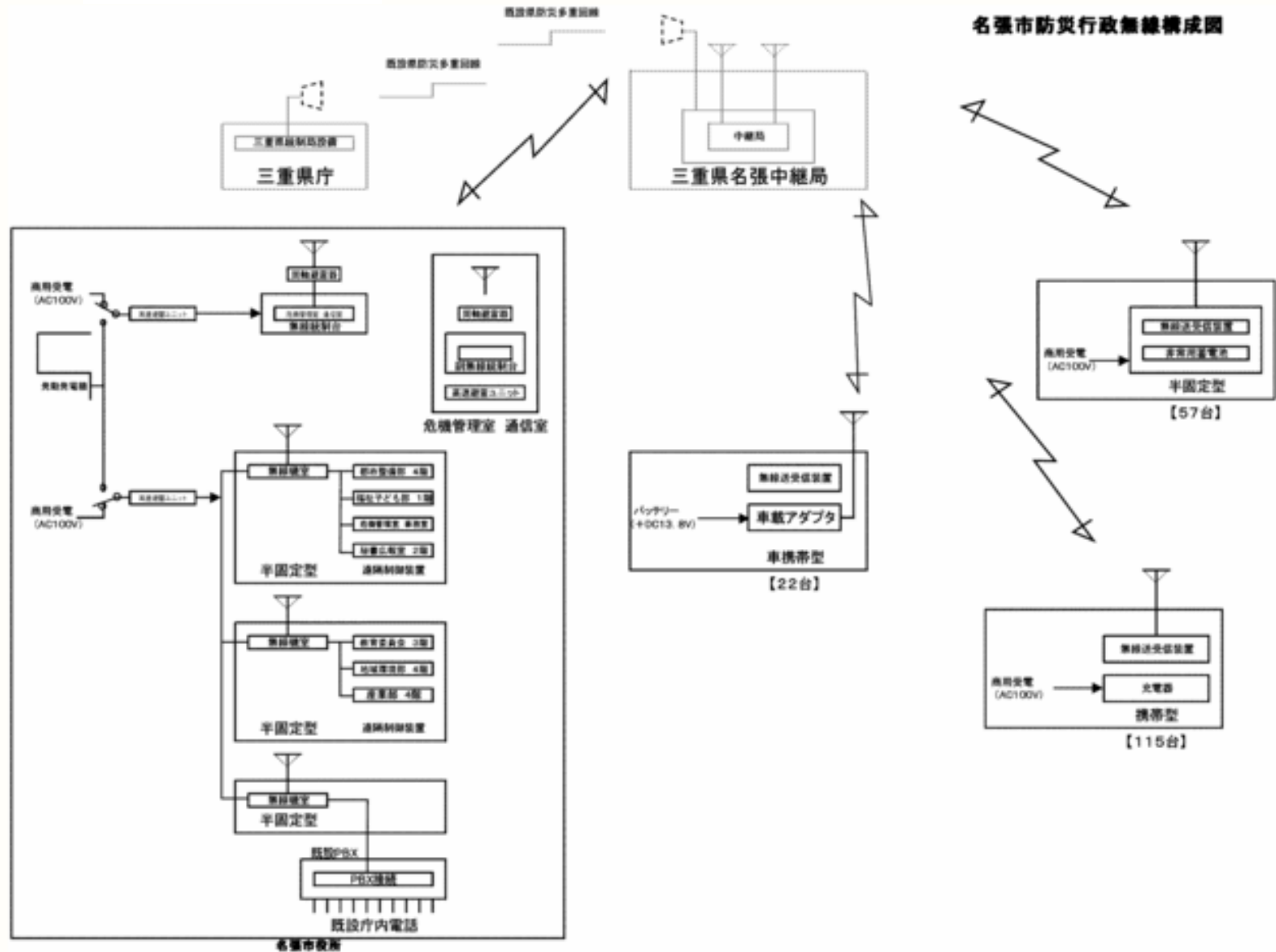
この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。



別図 (第 12 条関係)



別表（第 12 条関係）名張市防災行政無線呼出番号表

呼出番号	設置場所	グループ番号					備考	
100	通信室	00					統制台	
101	通信室	00					副統制台	
200	無線機械室半固定 1	00	05				半固定型	
	**1 都市整備部						リモコン	
	**2 福祉子ども部						リモコン	
	**3 危機管理室						リモコン	
	**4 秘書広報室						リモコン	
201	無線機械室半固定 2	00	05				半固定型	
	**1 教育委員会						リモコン	
	**2 地域環境部						リモコン	
	**3 産業部						リモコン	
202	無線機械室半固定 3	00	05				半固定型	
210	地域環境部	00	05				携帯型	
211	教育委員会	00	05				携帯型	
212	都市整備部	00	05				携帯型	
213	産業部	00	05				携帯型	
220	公用車(地域環境部)	00	05				車携帯型	
221	公用車(福祉子ども部)	00	05				車携帯型	
222	公用車(総務部)	00	05				車携帯型	
223	公用車(危機管理室)	00	05				車携帯型	
224	公用車(都市整備部)	00	05				車携帯型	
225	公用車(都市整備部)	00	05				車携帯型	
226	公用車(産業部)	00	05				車携帯型	
300	一ノ井市民センター	00	04	05	07	18	25	半固定型
301	こども支援センターかがやき	00	04	05	07	22	25	半固定型
302	保健センター	00	04	05	07	08		半固定型
303	上下水道部	00	05					半固定型
304	市立病院(事務局)	00	05					半固定型
305	名張消防署通信指令室	00	05	23				半固定型
306	伊賀南部環境衛生組合(総務室)	00	05					半固定型
307	総合福祉センターふれあい	00	04	05	07	08	25	半固定型
308	武道交流館いきいき	00	04	07	10	25		半固定型
309	総合体育館	00	04	07	19	25		半固定型
400	一般社団法人名賀医師会	00	06	25				携帯型
401	名張土木協力会協同組合	00	06	25				携帯型
402	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	00	06	25				携帯型
403	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理事務所 青蓮寺ダム管理所	00	06	25				携帯型
404	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理事務所 比奈知ダム管理所	00	06	25				携帯型

呼出番号	設置場所	グループ番号						備考
405	国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	00	06	25				携帯型
406	日本郵便株式会社 名張郵便局	00	06	25				携帯型
407	名張警察署	00	06					携帯型
408	三重交通株式会社 伊賀営業所	00	06	25				携帯型
409	近畿日本鉄道株式会社 名張駅	00	06	25				携帯型
410	名張近鉄ガス株式会社	00	06	25				携帯型
411	中部電力パワーグリッド株式会社 名張サービスステーション	00	06	25				携帯型
412	株式会社アドバンスコープ	00	06	25				携帯型
413	名張市上下水道協同組合	00	06	25				携帯型
500	名張市民センター	00	03	04	07	08	25	半固定型
501	名張地区まちづくり協議会	00	07	08	25			携帯型
502	名張地区まちづくり協議会	00	07	08	25			携帯型
503	名張地区まちづくり協議会	00	07	08	25			携帯型
504	中央ゆめづくり館	00	03	07	09	25		携帯型
505	自主防災組織 鴻之台・希央台地域	00	07	09	25			携帯型
506	自主防災組織 鴻之台・希央台地域	00	07	09	25			携帯型
507	自主防災組織 鴻之台・希央台地域	00	07	09	25			携帯型
510	蔵持市民センター	00	03	04	07	10	25	半固定型
511	蔵持地区まちづくり委員会	00	07	10	25			携帯型
512	蔵持地区まちづくり委員会	00	07	10	25			携帯型
513	蔵持地区まちづくり委員会	00	07	10	25			携帯型
520	梅が丘市民センター	00	03	04	07	11	25	半固定型
521	川西・梅が丘地域づくり委員会	00	07	11	25			携帯型
522	川西・梅が丘地域づくり委員会	00	07	11	25			携帯型
523	川西・梅が丘地域づくり委員会	00	07	11	25			携帯型
530	薦原市民センター	00	03	04	07	12	25	半固定型
531	薦原地域づくり委員会	00	07	12	25			携帯型
532	薦原地域づくり委員会	00	07	12	25			携帯型
533	薦原地域づくり委員会	00	07	12	25			携帯型
534	葛尾公民館	00	03	12	25			準半固定型
535	家野ふれあい	00	03	12	25			準半固定型
540	美旗市民センター	00	03	04	07	13	25	半固定型
541	地縁法人美旗まちづくり協議会	00	07	13	25			携帯型
542	地縁法人美旗まちづくり協議会	00	07	13	25			携帯型
543	地縁法人美旗まちづくり協議会	00	07	13	25			携帯型
550	比奈知市民センター	00	03	07	14	25		半固定型
551	ひなち地域ゆめづくり委員会	00	07	14	25			携帯型
552	ひなち地域ゆめづくり委員会	00	07	14	25			携帯型
553	ひなち地域ゆめづくり委員会	00	07	14	25			携帯型
560	すずらん台市民センター	00	03	04	07	15	25	半固定型
561	すずらん台町づくり協議会	00	07	15	25			携帯型
562	すずらん台町づくり協議会	00	07	15	25			携帯型

呼出番号	設置場所	グループ番号						備考
		00	07	15	25			
563	すずらん台町づくり協議会	00	07	15	25			携帯型
570	錦生市民センター	00	03	07	17	25		半固定型
571	地縁法人錦生自治協議会	00	07	17	25			携帯型
572	地縁法人錦生自治協議会	00	07	17	25			携帯型
573	地縁法人錦生自治協議会	00	07	17	25			携帯型
574	龍口集議所	00	03	17	25			準半固定型
580	赤目市民センター	00	03	07	18	25		半固定型
581	赤目まちづくり委員会	00	07	18	25			携帯型
582	赤目まちづくり委員会	00	07	18	25			携帯型
583	赤目まちづくり委員会	00	07	18	25			携帯型
584	長坂区民会館	00	03	18	25			準半固定型
585	赤目滝集会所	00	03	18	25			準半固定型
590	箕曲市民センター	00	03	04	07	19	25	半固定型
591	箕曲地域づくり委員会	00	07	19	25			携帯型
592	箕曲地域づくり委員会	00	07	19	25			携帯型
593	箕曲地域づくり委員会	00	07	19	25			携帯型
600	百合が丘市民センター	00	03	04	07	20	25	半固定型
601	一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	00	07	20	25			携帯型
602	一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	00	07	20	25			携帯型
603	一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	00	07	20	25			携帯型
610	くにつふるさと館	00	03	07	21	25		半固定型
611	長瀬市民センター	00	03	07	21	25		半固定型
612	国津地区地域づくり委員会	00	07	21	25			携帯型
613	国津地区地域づくり委員会	00	07	21	25			携帯型
614	国津地区地域づくり委員会	00	07	21	25			携帯型
615	百々文化会館	00	07	21	25			準半固定型
616	羽根集会所	00	07	21	25			準半固定型
617	吉原区集会所	00	07	21	25			準半固定型
620	桔梗が丘市民センター	00	03	04	07	22	25	半固定型
621	桔梗が丘南市民センター	00	03	04	07	22	25	半固定型
622	桔梗が丘自治連合協議会	00	07	22	25			携帯型
623	桔梗が丘自治連合協議会	00	07	22	25			携帯型
624	桔梗が丘自治連合協議会	00	07	22	25			携帯型
625	桔梗が丘自治連合協議会	00	07	22	25			携帯型
630	つつじが丘市民センター	00	03	04	07	16	25	半固定型
631	つつじが丘・春日丘自治協議会	00	07	16	25			携帯型
632	つつじが丘・春日丘自治協議会	00	07	16	25			携帯型
633	つつじが丘・春日丘自治協議会	00	07	16	25			携帯型
634	春日丘自治会館	00	07	16	25			準半固定型

呼出番号	設置場所	グループ番号						備考
		00	01	04	07	08	25	
700	名張小学校	00	01	04	07	08	25	半固定型
701	蔵持小学校	00	01	04	07	10	25	半固定型
702	薦原小学校	00	01	04	07	12	25	半固定型
703	名張市郷土資料館	00	01	04	07	17	25	半固定型
704	比奈知小学校	00	01	04	07	14	25	半固定型
705	滝之原体育館	00	01	04	07	14	25	半固定型
706	美旗小学校	00	01	04	07	13	25	半固定型
707	箕曲小学校	00	01	04	07	19	25	半固定型
708	錦生赤目小学校	00	01	04	07	18	25	半固定型
709	国津体育館	00	01	04	07	21	25	半固定型
710	桔梗が丘小学校	00	01	04	07	22	25	半固定型
711	桔梗が丘南小学校	00	01	04	07	22	25	半固定型
712	桔梗が丘東小学校	00	01	04	07	22	25	半固定型
713	つつじが丘小学校	00	01	04	07	16	25	半固定型
714	すずらん台小学校	00	01	04	07	15	25	半固定型
715	梅が丘小学校	00	01	04	07	11	25	半固定型
716	百合が丘小学校	00	01	04	07	20	25	半固定型
717	名張中学校	00	01	04	07	08	25	半固定型
718	赤目中学校	00	01	04	07	18	25	半固定型
719	桔梗1体育館	00	01	04	07	22	25	半固定型
720	北中学校	00	01	04	07	13	25	半固定型
721	南中学校	00	01	04	07	16	25	半固定型
722	桔梗が丘中学校	00	01	04	07	08	25	半固定型
723	旧県立桔梗が丘高等学校	00	01	04	07	22	25	半固定型
724	県立名張青峰高等学校	00	01	04	07	20	25	半固定型
725	県立特別支援学校伊賀つばさ学園	00	02	04	07	13	25	半固定型
726	特別養護老人ホーム第3はなの里	00	25	26				準半固定型
727	名張特別養護老人ホーム	00	25	26				準半固定型
728	名張育成園	00	25	26				準半固定型
729	特別養護老人ホーム国津園	00	25	26				準半固定型
730	特別養護老人ホーム第2はなの里	00	25	26				準半固定型
731	在宅複合型施設グリーンピア名張	00	25	26				準半固定型
732	特別養護老人ホーム名張もみじ山荘	00	25	26				準半固定型
733	名張市市民情報交流センター	00						半固定型
800	消防団長	00	23	24				携帯型
801	消防団副団長	00	23	24	25			携帯型
802	消防団副団長	00	23	24	25			携帯型
803	消防団市街地分団長	00	23	24	25			携帯型
804	消防団蔵持分団長	00	23	24	25			携帯型
805	消防団薦原分団長	00	23	24	25			携帯型
806	消防団美旗分団長	00	23	24	25			携帯型
807	消防団比奈知分団長	00	23	24	25			携帯型
808	消防団錦生分団長	00	23	24	25			携帯型
809	消防団赤目分団長	00	23	24	25			携帯型

呼出番号	設置場所	グループ番号					備考
		00	23	24	25		
810	消防団箕曲分団長	00	23	24	25		携帯型
811	消防団国津分団長	00	23	24	25		携帯型
812	蔵持分団原出ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
813	蔵持分団原出ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
814	蔵持分団里ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
815	蔵持分団大屋戸ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
816	薦原分団薦原ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
817	薦原分団西田原ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
818	美旗分団西原町ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
819	美旗分団南古山ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
820	美旗分団美旗中村ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
821	比奈知分団下比奈知ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
822	比奈知分団上比奈知ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
823	比奈知分団滝之原ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
824	錦生分団坂之下ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
825	錦生分団鹿高ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
826	箕曲分団瀬古口ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
827	箕曲分団箕曲中村ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
828	箕曲分団夏見下出ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
829	国津分団奈垣・神屋ポンプ庫	00	23	24	25		携帯型
900	名張消防署	00	25	97			携帯型
901	名張消防署	00	25	97			携帯型
902	特定非営利活動法人 赤目四十八滝溪谷保勝会	00	25	97			携帯型
903							故障により 廃棄
904	地域経営室	00	05				携帯型
905	特別養護老人ホームゆう	00	25	26			携帯型
906	予備	00	25				携帯型
907	予備	00	25				携帯型
908	予備	00	25				携帯型
909	予備	00	25				携帯型
910	予備	00	25				携帯型
911	予備	00	25				携帯型
912	予備	00	25				携帯型
913	予備	00	25				携帯型
914	予備	00	25				携帯型
915	予備	00	25				携帯型
916	予備	00	25				携帯型
917	予備	00	25				携帯型
918	予備	00	25				携帯型
919	中央ゆめづくり協議会	00	03	07	09	25	携帯型
920	赤目四十八滝溪谷保勝会	00	25	97			携帯型
921	予備	00	25				携帯型

## 6 名張市防災行政無線管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名張市防災行政無線管理運用規程（平成8年名張市規程第5号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第2条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用してはならない。ただし、電波法令で認められた目的外通信は、この限りでない。

(免許状記載事項の遵守)

第3条 固定した無線局は、免許状に記載された設置場所以外に移動して運用してはならない。

- 2 移動する無線局は、免許状に記載された移動範囲を越えて運用してはならない。
- 3 無線局は、自局に指定された呼出符号以外の呼出符号を使用してはならない。

(無線局の開局及び運用)

第4条 無線局は、常時開局し、運用するものとする。

- 2 無線局が相手呼び出そうとするときは、電波を発射する前に受信機を最良の状態に調整しなければならない。

(呼出方法)

第5条 特定の無線局を呼び出す方法は、相手局の呼出符号を操作部のテンキー等により入力し、呼び出すものとする。

- 2 不特定の無線局をまとめて呼び出す方法は、各グループ番号を操作部のテンキー等により入力し、呼び出すものとする。

(呼出しの反復)

第6条 前条の呼出しを行っても相手局の応答がないときは、2分間以上の間隔を置いて呼出しを行うものとする。この場合において、2回反復しても応答がないときには、15分（他の通信に混信を与えるおそれがないと認められるときは3分）以上経過した後でなければ再び呼出しを行ってはならない。

(応答方法)

第7条 無線局は、自局に対する呼出しを受けたときは、直ちに応答しなければならない。

- 2 一般的な応答方法は次のとおりとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 相手局の呼出符号 | 3回以下 |
| (2) こちらは     | 1回   |
| (3) 自局の呼出符号  | 1回   |
| (4) どうぞ      | 1回   |

(通報の送信方法)

第8条 呼出しを行い、応答があり、応答事項について「どうぞ」の送信があったときは、直ちに通報の送

信を行うものとする。

2 通報の送信方法は、次のとおりとする。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 相手局の呼出符号 | 1回 |
| (2) こちらは     | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号  | 1回 |
| (4) 通報       |    |
| (5) どうぞ      | 1回 |

(送受信の終了)

第9条 送信の終了は、前条第2項第4号の後「以上です。」を送信する。受信の終了は、送信の終了後「了解」を送信するものとする。

(非常通信)

第10条 災害の発生等非常時において、統制局に対し、緊急連絡が必要なときは、操作部の緊急ボタンを使って行うものとする。

(訓練通信)

第11条 訓練時において、通報を送信しようとするときは、「訓練」を前置きして行うものとする。

(非常時の通信統制)

第12条 無線管理者は、非常時において、災害対策本部が設置されたとき又はそれに準じた体制をとったときは、当該本部等において通信統制を行うものとする。

(非常時の通信体制)

第13条 非常時における通信体制は、次に定めるところによる。

- (1) 無線管理者は、名張市災害対策本部長の指示に基づき通信担当者に無線機を動作させるとともに待機させるものとする。
- (2) 無線管理者は、災害対策本部又はそれに準じた体制をとったときは統制局に通信担当者を、陸上移動局に通信者を配置するものとする。
- (3) 基地局及び統制局の非常電源は、自家発電設備及びバッテリーによるものとし、陸上移動局の非常電源は、備付けの自家発電設備及びバッテリーによるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 名張市行政無線局管理運用要綱（平成4年制定）は廃止する。

附 則（平成22年3月17日告示第26号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の名張市地域防災無線管理運用要綱の規定は、平成22年1月29日から適用する。



## 7 災害時の医療救護活動に関する協定書

名張市（以下「甲」という。）と一般社団法人名賀医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名張市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が実施する災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対して医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、医師、看護師等で構成する医療救護班を第10条に規定する救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を示した文書又は電話等により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の発生原因及び状況
- (3) 出動に要する人員数及び必要な医薬品、資器材等の種類
- (4) その他必要と認められるもの

4 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、甲が災害医療救護計画に基づき乙の長を通じて行うものとする。

（連絡調整）

第5条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行うものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 乙が派遣する医療救護班は、防災計画に基づく指定避難場所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、防災計画に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 被災者の状態判定
- (2) 医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

- (3) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療行為
- (4) 被災者の死亡確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を採るものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料の補給、通信の確保等については、医療救護班が携行し、又は調達することにより行うものとする。ただし、乙から要請があった場合は、甲が調達する。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(救護所の設置)

第10条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、乙の協力を得て救護所を設置する。
- 3 甲は、救護所において医療活動に必要とする給食及び給水を行うものとする。

(医療費)

第11条 甲が設置する救護所における傷病者に対する医療費は、無料とする。

- 2 収容医療機関等における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、衛生材料等の実費
- (3) 医療救護班が携行した衛生材料等が滅失損傷した場合の実費
- (4) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(災害補償)

第14条 甲の要請に基づく医療救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した

場合は、災害補償を行うものとする。

(費用の請求)

第15条 乙は、第12条に規定する経費及び前条に規定する補償（以下「費用」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用の支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用の請求があった場合において、その内容を精査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに乙に支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第17条 医療救護班が転送した患者の診療について、当該患者を診療した後方支援医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲、乙協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を採るものとする。

(災害救助法との関係)

第18条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定書は指定日より同法の定めるところによる。

(細目)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項については、別に定めるものとする。

(旧協定の終了)

第20条 この協定の締結に伴い、甲及び乙が平成6年3月31日に締結した災害時の医療救護活動に関する協定は、破棄する。

(協議)

第21条 この協定に定めのない事項及びこの協定実施に当たって疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第22条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも何らの申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月29日

## 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

名張市（以下「甲」という。）と一般社団法人名賀医師会（以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### （要請する災害の程度）

- 第1条 甲が要請の対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。
- 2 協定書第3条第1項に規定する医療救護活動を実施する必要が生じた場合とは、集団的に多数の傷病者が生じた場合をいう。

### （要請の方法）

- 第2条 協定書第3条第1項の規定による要請は、市長から一般社団法人名賀医師会長に対して行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断される時は、甲の指定する連絡調整責任者から乙の指定する連絡調整責任者に直接派遣要請をすることができるものとする。
- 3 乙は、甲の派遣要請を受ける前に緊急やむを得ない事由により独自の判断で医療救護班を派遣した場合には、その旨を速やかに甲に報告するとともに、甲の承認を受けるものとする。

### （緊急連絡網の整備）

- 第3条 甲及び乙は、協定書第3条第1項に規定する医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

### （連絡調整の責任者）

- 第4条 協定書第5条に規定する連絡調整の甲の責任者は名張市健康福祉部長とし、乙の責任者は救急担当理事とする。

### （連絡調整事項）

- 第5条 協定書第5条に規定する連絡調整を行う事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 医療救護班の編成に関すること。
  - (2) 医療救護班の移動に関すること。
  - (3) 救護所の設置に関すること。
  - (4) 死亡者に関すること。
  - (5) 後方支援医療機関に関すること。
  - (6) 医薬品及び医療材料に関すること。
  - (7) その他医療救護活動に関すること。

### （医療救護班の編成）

- 第6条 医療救護班は、医師、看護師その他補助要員により構成する。

- 2 班長は、医師が行う。
- 3 班長は、必要により甲の救急隊員、看護師等の応援を求めることができる。

(医療救護活動の実施場所)

第7条 医療救護班は、協定書第6条第1項に規定する救護所において、同条第2項に規定する業務を行うものとする。ただし、必要がある場合は災害現場において、その業務の一部を行うものとする。

(医療救護活動従事者の費用弁償額)

第8条 協定書第12条各号に掲げる経費に係る費用弁償の額は、災害救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）の規定の例による額とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議の上この額に加算することができる。

(実施報告)

第9条 乙は、医療救護活動終了後、医療救護活動報告書（様式1）を甲に提出するものとする。

(費用弁償の請求)

第10条 乙は、協定書第12条各号に掲げる経費に係る費用弁償を受けようとする場合には、次の各号に掲げる経費の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める書類を、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用 医療救護班費用弁償請求書(様式2)
- (2) 医療救護班が、携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、衛生材料等の実費 医療救護活動実費弁償請求書（様式3）及び医薬品、医療材料等使用報告書（様式4）
- (3) 医療救護班が携行した衛生材料等が滅失損傷した場合の実費 物品損傷報告書（様式5）
- (4) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費 交通機関等利用実費請求書（様式6）

2 乙は、医療救護活動の終了後、速やかに取りまとめ、甲に請求するものとする。

(災害補償の範囲)

第11条 協定書第14条に規定する災害補償の額は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年名張市条例第8号）の規定の例による額とする。

(費用弁償の支払)

第12条 甲は、第8条に規定する費用弁償について、乙又は当該医療機関からの請求を受理したときは、速やかにこれを支払うものとする。

(事故の報告)

第13条 乙は、協定書第14条に規定する災害補償の対象となる事故が発生したときは、速やかに医療救護活動従事者事故報告書（様式7）により甲に報告するものとする。

(広報)

第14条 市民、報道関係機関等に対する医療救護活動に関する広報は、甲が行う。

(通信施設の配備)

第15条 甲は、医療救護活動を円滑に実施するため、防災行政無線等の通信施設を救護所に配備する。

(旧実施細目の終了)

第16条 この実施細目の締結に伴い、甲及び乙が平成6年3月31日に締結した災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目は、破棄する。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月29日

様式 1 (実施細目第 9 条関係)

医 療 救 護 活 動 報 告 書

名張市地域防災計画に基づく医療救護活動要請により下記のとおり医療救護活動を行いましたので報告します。

年 月 日

名賀医師会長

Ⓔ

名張市長 様

災害発生日時		年 月 日	覚知時間	日 時 分	覚知方法	
災害発生場所						
医療救護班編成	班名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従 事 期 間
活 動 内 容	活動時間	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分			出動方法	
	活動場所					
	医療救護人員	計	死 亡	重 症	中 等 症	軽 傷
		人	人	人	人	人
(具体的に)						

※ 医療救護班ごとに 1 枚の様式に記入すること

様式2（実施細目第10条関係）

### 医療救護班費用弁償請求書

医療救護活動のため、医療救護班の編成及び派遣に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

名賀医師会長

⑩

名張市長 様

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

(内容)

医療救護活動実施日	年 月 日		
医療救護活動実施場所			
医療救護班派遣要員	班 名		
内 訳	医 師	名	円
	看護師	名	円
	その他	名	円

※医療救護活動報告書を添付すること。



様式3（実施細目第10条関係）

### 医療救護活動実費弁償請求書

医療救護活動において、使用した医薬品、衛生材料等及び滅失損傷した衛生材料等の費用並びに医療施設の損傷のため修理に要した費用について、下記のとおり請求します。

年 月 日

名賀医師会長

印

名張市長 様

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

(内容)

医療救護活動実施日	年 月 日	
医療救護活動実施場所		
使用医薬品、医療材料等	品目	円
損傷医療材料等	件	円
損傷医療施設等	件	円

※使用した医薬品、医療材料等については、使用報告書を添付すること。

※損傷した医療材料等については、物品損傷報告書を添付すること。

※損傷した医療施設については、関係業者の修繕見積書を添付する

様式4（実施細目第10条関係）

医薬品、医療材料等使用報告書

災害発生日	年      月      日
災害発生場所	

品 目	使 用 量		薬価基準の購入価格		備 考
	単 位	数 量	単 価	金 額	

※品名欄は、医薬品、医療材料等の種類を記入すること。

様式5（実施細目第10条関係）

物 品 損 傷 報 告 書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

物 品 名	損傷の種類	損傷の程度	数量	金 額	備 考

- ※物品名欄は、医療材料等の品名を記入すること。
- ※損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染、紛失等の種類を記入すること。
- ※損傷の程度欄は、全損、半損、使用不能等具体的に記入すること。
- ※備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

様式6（実施細目第10条関係）

### 交通機関等利用実費請求書

医療救護活動のため、医療救護班が災害現地の救護所に直行するに当たり、利用した交通機関に要した費用を、下記のとおり請求します。

年 月 日

名賀医師会長

⑩

名張市長 様

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

(内容)

医療救護活動実施日		年 月 日				
医療救護活動実施場所						
利用交通機関等		利用者数	利用区間	積算基準	金額	備考
	公共交通機関					
	タクシー					
	私用車等					

※公共交通機関の備考欄は、近鉄、三交バス等の種類を記入すること。

※私用車等の利用に当たっては、燃料費を積算すること。

様式7（実施細目第13条関係）

医療救護活動従事者事故報告書

医療救護活動実施中、事故傷病者が発生しましたので、下記により報告します。

年 月 日

名賀医師会長

⑩

名張市長 様

氏名		生年月日	年 月 日	性別		住所	
所属医療機関				職種			
傷病等			程度			転帰	
外来、入院（年 月）		診療、入院医療機関名					
受傷（発病）日時	年 月 日						
受傷（発病）場所							
受傷・発病時の状況	(具体的に)						

## 8 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定

名張市（以下「甲」という。）と伊賀ふるさと農業協同組合（以下、「乙」という。）は、災害時における生活必需物資等（以下、「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）食料品
- （2）医療品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書（第1号様式）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書（第1号様式）を交付するものとする。

（物資の価格、支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資の確認のうえこれを引き取るものとする。

（保有数量の報告）

第6条 甲は、乙に対して、物資の保有数量の報告を求めることができる。この場合において、乙は可能な範囲で求められた内容について甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって協定の終了をもって通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年7月5日

第1号様式 (第3条関係)

生活必需物資等調達要請書

平成 年 月 日

伊賀ふるさと農業協同組合 御中

名張市長 亀井利克

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり物資の供給協力を要請します。

災害種別	地震災害 ・ 風水害災害 ・ その他 ( )			
災害の状況				
要請の理由				
引渡日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			
引渡場所	施設名等			
	所在地			
	電話番号			
	物資受領責任者			
	備考			
輸送方法				
その他必要な事項				
必要とする物資	品名	規格	数量	備考

## 9 災害支援協力に関する覚書

### 災害発生時における名張市と名張市内郵便局の協力に関する協定

名張市（以下「甲」という。）と名張市内郵便局（以下「乙」という。）とは、名張市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

#### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

#### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、名張市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が収集した避難所の開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策として、次のアからエまでに掲げる事項
  - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用の郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集、交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布及び回収を含む。）
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

#### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

#### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。



(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 名張市危機管理室長

乙 日本郵便株式会社 名張郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成28年12月21日から平成29年3月31日までとする。

- 2 協定期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から解約の申出がない場合は、協定期間の満了の日の翌日から起算し、さらに1年間協定期間が延長され、以後同様とする。
- 3 この協定の発効と同時に、平成11年2月1日付で締結した災害支援協力に関する覚書は、破棄する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月21日

## 10 災害時における緊急放送に関する協定

名張市（以下「甲」という。）と株式会社アドバンスコープ（以下「乙」という。）とは、コミュニティFM放送「FMなばり」（以下「FMなばり」という。）における災害等の緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名張市域における災害及び市民生活の安全安心に重大な影響を及ぼす異常事態に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象や災害、又は大規模な火事、事故、若しくは爆発などをいう。
2. この協定における「緊急放送」は、以下の区分とする。
  - （1）「割込放送」

FMなばりの編成番組に割り込んで緊急情報を放送すること。

    - ① 生放送番組への割込放送  
乙のスタジオから放送を実施している時間内に、割り込んで緊急情報を放送すること。
    - ② 生放送番組以外への割込放送  
午前7時から午後7時までの生放送を除く時間内に、割り込んで緊急情報を放送すること。
    - ③ 夜間放送番組への割込放送  
午後7時から翌午前7時までの放送時間内に、割り込んで緊急情報を放送すること。
  - （2）「特別放送」

FMなばりの編成番組に関わらず、甲の要請に合わせて乙は放送体制を構築し、継続して緊急情報を放送すること。

（遵守）

第3条 甲及び乙は、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な情報を提供するよう努めるものとする。

（緊急放送の実施）

- 第4条 緊急放送は、別に定める名張市災害等の緊急放送要領に基づき、甲が乙に対して要請し、乙は「FMなばり」により緊急放送を行うものとする。
2. 乙は、甲からの緊急放送の要請に対して、速やかに放送を実施できる設備及び人的体制を整備の上、常に維持するよう努めるものとする。
  3. 緊急放送の実施に際し、甲が臨時放送に係る免許を付与された場合は、乙は上記の定めに係わらず甲の放送に放送設備を貸し出すことができるものとする。

（費用負担）

- 第5条 甲が乙に対して、「割込放送」及び「特別放送」に必要とする体制を確立するよう要請し、乙が体制を確立した場合には別に定める料金表により、その費用を乙に支払うものとする。
2. 甲が「割込放送」及び「特別放送」を要請し乙がこの放送を実施した場合は、甲はその放送時間及びCM放送の変更停止に応じて前項の料金表により、その放送費用を乙に支払うものとする。
  3. 前条第4項の規定により甲に放送設備を貸し出す場合の緊急放送体制の構築及び放送実施に要する費用負担は、この協定書によらず甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（免責事項）

第6条 緊急放送の実施により、同時刻に契約していた広告放送ができなかったときは、乙は自己の責任において、その解決を図るものとする。

(協議)

第7条 緊急放送の実施において、この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日3ヶ月前までに甲又は乙から何ら異議申立てのない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年3月15日

## 1 1 災害救助に必要な物資の調達及び防災意識の啓発に関する協定 (一般社団法人 日本非常食推進機構)

名張市(以下「甲」という。)と一般社団法人日本非常食推進機構(以下「乙」という。)は、災害時において市民生活の安全を図るため、災害救助に必要な物資(以下「災害用物資」という。)の調達及び防災意識の啓発に関する事項について協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が、災害用物資の地域・個人備蓄を推進するための啓発活動を協力して実施することにより、市民の防災意識の高揚、地域の災害対応力の強化を図るとともに、地震、風水害、その他災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害用物資の速やかな調達を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

### (連携・協力)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害用物資を活用した防災意識啓発事業を連携して推進することとし、甲は、乙が行う社会貢献活動としての事業に限り、可能な範囲で協力を行うものとする。

### (調達要請)

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において、災害用物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する災害用物資の調達について協力を要請することができる。

- (1) 名張市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 名張市以外の災害救助のため、甲に対して物資の調達、支援が要請されたとき。

### (調達物資)

第4条 甲が乙に調達を要請する災害用物資は、甲が指定するもののうち、乙が保有する物資とする。

### (要請手続等)

第5条 第3条に定める調達要請は、別紙1「災害用物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請を行い、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

### (要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第3条に定める要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、別紙2「災害用物資保有数量等報告書」により、その措置の状況を甲に報告するものとする。

### (災害用物資の運搬及び引渡し)

第7条 災害用物資の引渡場所は、甲が指定する場所とする。また、引渡場所までの運搬は、乙が行うものとする。

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、災害用物資を確認のうえ、引き取るものとする。

### (費用負担)

第8条 第4条に規定する調達物資の対価及び第7条に定める運搬等に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、乙が販売を目的として保有する災害用物資を調達した場合の費用は、甲が負担するものとし、その価格は、災害発生前における価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

### (物資保有数量の報告等)

第9条 乙は、この協定成立の日および毎年4月1日現在の災害用物資保有数量を別紙、2「災害用物資保有数量等報告書」により、甲に報告するものとする。

2 乙は、災害用物資を取扱わなくなった場合、速やかに甲に報告するものとする。また、この場合、甲乙協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

### (情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるもの

とする。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年1月18日

一般社団法人日本非常食推進機構  
代表理事

三重県名張市長

災害用物資調達要請書

災害救助に必要な物資の調達及び防災意識の啓発に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。ついては、同協定第6条に基づき、本要請に対する措置状況を報告願います。

記

1. 災害及び調達を必要とする状況

2. 調達を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	要請量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

※要請量は「1日当たりとする。」

担当  
 電話  
 FAX  
 氏名

部 室

三重県名張市長

一般社団法人日本非常食推進機構  
代表理事

### 災害用物資保有数量等報告者

災害救助に必要な物資の調達及び防災意識の啓発に関する協定

- 第6条に基づき、 年 月 日付災害用物資調達要請に対する措置状況
- 第9条に基づき、 年 月 日現在の災害用物資保有数量

を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1. 調達可能数量

地 区	数量	地 区	数量

##### 2. 状況等

※報告内容については、該当する根拠条項にレ点を記すこと。

## 1 2 豪雨等災害情報の提供に関する協定

独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長（以下「甲」という。）と、名張市長（以下「乙」という。）は、乙が豪雨等による災害に関する情報を提供することについて、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 本協定は、豪雨等による災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、甲が、乙の依頼により、名張川及び青蓮寺川並びに宇陀川沿線の住民（以下「下流住民」という。）に対して当該災害に関する情報（避難に関するものを含む。）を提供するため、甲が管理する放流警報設備（以下単に「放流警報設備」という。）の操作（以下「情報提供操作」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （情報提供操作の実施）

第2条 甲は、乙から情報提供操作の実施について依頼があった場合は、それに応ずるものとする。ただし、青蓮寺ダム及び室生ダム並びに比奈知ダム（以下「上流3ダム」という。）の管理上支障があるときは、この限りではない。

2 甲及び乙は、情報提供操作の実施にあたっては、あらかじめ、提供する情報の内容、提供の時期、提供方法その他必要な事項について、十分に調整するものとする。

### （対象設備等）

第3条 情報提供操作は、別表に掲げる設備を用いて、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 警報局に取り付けられたスピーカーを用いた音声放送

### （費用負担）

第4条 甲は、情報提供操作に要する費用については、乙に負担を求めないものとする。2 情報提供操作の実施にあたり、新たに整備が必要となった設備（通信回線を含む。）の設置、維持及び運用に要する費用は、乙が負担するものとする。

### （責任）

第5条 情報提供操作の実施により生じた事項については、乙が一切の責を負うものとする。

### （協定外事項）

第6条 本協定に定めのない事項若しくは本協定について疑義が生じた事項の取扱い又は本協定の変更については、その都度、甲及び乙が協議して必要な措置を執るものとする。

### （実施要領）

第7条 本協定を実施するために必要な要領は、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

### （有効期限）

第8条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成19年 7月20日



### 1 3 災害時における生活必需物資の供給応援に関する協定

名張市（以下「甲」という。）と上野卸商業団地連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における生活必需物資の供給応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲の市域内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が、相互に協力して災害時に被災者に対する生活必需物資の供給等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の応援事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して応援要請を行ったときをもって発動する。

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時において被災者への物資の供給を行うため物資調整の必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し、乙に加盟する会員企業（以下「会員企業」という。）が保有する物資について供給の応援（以下「供給応援」という。）を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

（1）災害の状況及び供給応援を要請する理由

（2）必要とする物資の品名及びその数量

（3）物資の引渡しを受ける場所

（4）その他参考となる事項

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給応援を要請する物資は、次に掲げるもののうち、会員企業が保有する物資とする。

（1）食料品（加工食品、飲料水、菓子パン、缶詰等）

（2）食器類（茶碗、汁わん、皿、はし等）

（3）日用品雑貨（石鹸、ちり紙、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、歯磨き粉、歯ブラシ、ラッピングシート等）

（4）光熱用品（電池、ローソク、マッチ、懐中電灯等）

（5）その他甲が指定する物資

（応援の実施）

第5条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り当該要請に応じるものとする。

2 乙は、供給する物資の運搬、納入に当たっては、災害時の交通渋滞や納入先での混乱を考慮し、自らの責任において速やかにこれを実施するものとする。

（物資の受け渡し）

第6条 物資の引渡しに当たっては、甲が物資の種類、数量等を確認のうえ、これを受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第5条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した物資の品名及びその数量
  - (2) 供給応援を実施した場所
  - (3) 納入車両に係る事項
  - (4) その他必要な事項
- (連絡責任者)

第8条 第3条の規定による供給応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲及び乙相互の連絡責任者を定めるものとする。

(経費の負担)

第9条 供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬等必要経費について負担するものとし、その代金は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(保有数量の報告)

第10条 甲は乙に対し、必要に応じて物資の保有数量の報告を求めることができるものとする。

(返却措置)

第11条 供給応援した物資のうち、供給後不用物資が生じた場合は、甲乙協議のうえ返却措置をするものとする。

(連絡調整)

第12条 甲及び乙は、災害時にこの協定を円滑に運営するため、平素から、必要に応じて会議を開き、連絡調整を行うこととする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

(補則)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成19年11月29日

## 1 4 広域応援協定

### ( I ) 三重県市町災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村等」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとし、県は当該市町村が行う応援活動を支援するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資提供
- (4) 災害応急活動に必要な医療職、技術職等の職員並びに情報収集及び連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により県に要請し、後に文書（様式1）を速やかに送付するものとする。ただし、県に要請するいとまがないときは、被災市町村は直接応援可能な市町村に要請し、事後速やかに県に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
  - ア 物資・資機材の搬入  
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
  - イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
  - ウ その他必要な事項

2 要請を受けた県は、被災市町村の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、応援可能な市町村に応援要請を依頼するものとする。

3 県は被災市町村から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町村に送付するものとする。

- 4 県は応援市町村との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町村に口頭又は電話等で伝達し、後日速やかに応援通知書（様式2）を交付するものとする。

（緊急時における自主的活動）

第4条 周辺市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、県と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第6条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催するよう努めるものとする。

（訓練の参加）

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県及び他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

（県の役割）

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、県と市町村とがすでに締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成12年9月1日から施行する。

## (II) 三重県水道災害広域応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、渇水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため、県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、濁水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。

3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。

4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。

5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに前条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。

3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急給水及び復旧用資機材の供出

(4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2及び第3号様式)により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。

(2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

別図 三重県水道災害広域応援組織図 (省略)

別記第1号様式様式 (省略)

別記第2号様式様式 (省略)

別記第3号様式様式 (省略)

### (Ⅲ) 三重県災害等廃棄物処理応援協定書

#### (目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

#### (広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

#### (本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

#### (現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

#### (応援要請)



第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。

3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。

4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。

6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

（民間業者への協力要請）

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（県の組織変更に伴う措置）

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

（市町村等の組織変更に伴う措置）

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

（協議）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

（実施期日）

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

#### (IV) 三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規程に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のごみ処理に要する経費は、1トン当たり、10,000円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成16年10月29日

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規程に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のし尿処理に要する経費は、1キロ当たり、2,000円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成17年 3月 1日

(様式第1号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車の種類等 ( t車台) (必要人員 名) ( t車台) (必要人員 名)</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> <li>・応援要請場所</li> </ul>
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ種類及び保管量 ( t) ( t)</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> </ul>
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ種類及び焼却等中間処理量 ( t) ( t)</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> </ul>
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ種類及び最終処分量 ( t) ( t)</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> </ul>
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車の種類等 ( t 車台) (必要人員 名)</li> <li>( t 車台) (必要人員 名)</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> <li>・応援要請場所</li> </ul>
処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理量 ( t)</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> </ul>
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

(様式第2号)

年 月 日

(市町村等名) 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集車の種類等 ( t車 台) (必要人員 名) ( t車 台) (必要人員 名)</li> <li>要請期間年月日～年月日</li> <li>応援要請場所</li> </ul>
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ種類及び保管量 ( t) ( t)</li> <li>要請期間年月日～年月日</li> </ul>
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ種類及び焼却等中間処理量 ( t) ( t)</li> <li>要請期間年月日～年月日</li> </ul>
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ種類及び最終処分量 ( t) ( t)</li> <li>要請期間年月日～年月日</li> </ul>
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集車の種類等 ( t車 台) (必要人員 名) ( t車 台) (必要人員 名)</li> <li>要請期間 年 月 日～年 月 日</li> <li>応援要請場所</li> </ul>
処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理量</li> </ul>

	( t ) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

### 3 連絡先

市町等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

### 4 その他必要事項

## 1 5 大規模災害相互物資援助協定（大阪府交野市・奈良県香芝市）

（趣 旨）

第1条 この協定は災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため

大阪府 交野市 と

三重県 名張市 と

奈良県 香芝市 の三市が必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資の相互援助を行うことについての協定を定めるものとする。

（物資援助要請）

第2条 災害が発生し又は発生するおそれがあり、物資援助を要請することが必要と認めるときは、協定する市に対し物資援助を要請することができるものとする。

（物資援助の範囲）

第3条 援助を要請する物資は次に掲げるものとする。

- （1）主食、副食、医療品、衣料、日用品、資機材等又はこれに類する物資で備蓄した物資とする。
- （2）その他、援助を要請する市が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話又は電信等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助要請に基づく措置）

第5条 第2条の要請を受けたときは、優先的に物資を援助するものとする。

（維持管理）

第6条 援助された物資の維持管理は、援助を要請した市が行うものとする。

（経 費）

第7条 第2条の要請に基づき援助した物資並びに輸送、維持管理等に要した経費は、援助を要請した市が負担するものとする。ただし、特段の理由がある場合については別に定める。

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく適正な事務執行のため次のとおり連絡責任者を置くものとする。（1）大阪府交野市 土木部 土木総務課長（現在は都市整備部防災安全課長）

(2) 三重県名張市 企画調整部 政策広報課防災対策室長（現在は危機管理室長）

(3) 奈良県香芝市 市長公室 企画課長（現在は企画調整部企画政策課長）

（その他）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は平成8年7月8日から平成11年7月7日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、協定締結をした三市のいずれからこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間協定を延長するものとし以後同様とする。



## 1 6 大規模災害相互物資援助協定に関する実施要綱（大阪府交野市・奈良県香芝市）

（趣 旨）

第1条 この実施要綱は、大規模災害相互物資援助協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第2条 協定に基づく物資援助が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と備蓄物資の品目、数量の資料を相互に交換するものとする。

（援助要請の内容）

第3条 協定第4条の要請を行う場合には次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- （1）災害状況及び要請理由
- （2）必要とする物資の種類及び数量
- （3）必要とする日時
- （4）必要とする場所
- （5）物資受取責任者の所属、氏名
- （6）その他必要事項

（緊急援助等）

第4条 協定締結をした三市域のいずれかに震度5以上の地震が観測された場合又は甚大な災害が発生し通信の途絶等により各市との連絡が取れない場合には必要に応じ情報収集等を行うものとする。

2 情報収集の結果、特に緊急を要すると認められるときは物資援助要請を待たずに援助を行うことができるものとする。

3 前項による援助については協定第4条に定める要請があったものとみなす。

（職員に要する経費負担等）

第5条 協定第7条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等は次のとおりとする。

- （1）援助をした市の職員の援助活動中における負傷、疾病又は死亡についての公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。
- （2）援助をした市の職員が、援助活動中第三者に被害を与えた場合の損害賠償は、援助をした市の責とする。

（援助物資等の経費の範囲）

第6条 前条の経費を除く物資援助に要した経費の範囲は次のとおりとする。

- （1）物資の購入費及び輸送費
- （2）資機材の借上料及び燃料費

(経費の請求)

第7条 援助を要請した市が負担する経費の請求は、援助をした市が市長名による請求書(関係書類添付)により、援助を要請した市に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前条で定める請求による経費の支払いは、備蓄した物資については援助した市に同等の物資を搬入することで行い、それを超える物資あるいは資機材の借上料、燃料費、輸送費等については請求額を支払うものとする。

ただし、被害の程度により支払いが困難な場合はこの限りでない。

(援助を行う職員)

第9条 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当事者で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月8日から施行する。

## 1 7 大規模災害相互物資援助協定（和歌山県橋本市）

（趣 旨）

第1条 この協定は災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため、和歌山県橋本市と三重県名張市との間において必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資の相互援助を行うことについての協定を定めるものとする。

（物資援助要請）

第2条 災害が発生し又は発生するおそれがあり、物資援助を要請することが必要と認めるときは、協定する市に対し物資援助を要請することができるものとする。

（物資援助の範囲）

第3条 援助を要請する物資は次に掲げるものとする。

- （1） 主食、副食、医療品、衣料、日用品、資機材等又はこれに類する物資で備蓄した物資とする。
- （2） その他、援助を要請する市が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話又は電信等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助要請に基づく措置）

第5条 第2条の要請を受けたときは、優先的に物資を援助するものとする。

（維持管理）

第6条 援助された物資の維持管理は、援助を要請した市が行うものとする。

（経 費）

第7条 第2条の要請に基づき援助した物資並びに輸送、維持管理等に要した経費は、援助を要請した市が負担するものとする。ただし、特段の理由がある場合については別に定める。

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく適正な事務執行のため次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- （1） 和歌山県橋本市 総務部 市民安全課長
- （2） 三重県名張市 危機管理室長

（その他）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は平成19年5月30日から平成22年5月29日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、協定締結をした両市のいずれからもこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間協定を延長するものとし以後同様とする。

上記の条項によって大規模災害相互物資協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

協定締結の証として本書2通を作り当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

平成19年5月30日

## 1 8 大規模災害相互物資援助協定に関する実施要綱（和歌山県橋本市）

（趣 旨）

第1条 この実施要綱は、大規模災害相互物資援助協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第2条 協定に基づく物資援助が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と備蓄物資の品目、数量の資料を相互に交換するものとする。

（援助要請の内容）

第3条 協定第4条の要請を行う場合には次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- （1） 災害状況及び要請理由
- （2） 必要とする物資の種類及び数量
- （3） 必要とする日時
- （4） 必要とする場所
- （5） 物資受取責任者の所属、氏名
- （6） その他必要事項

（緊急援助等）

第4条 協定締結をした市域のいずれかに震度5強以上の地震が観測された場合又は甚大な災害が発生し通信の途絶等により各市との連絡が取れない場合には必要に応じ情報収集等を行うものとする。

- 2 情報収集の結果、特に緊急を要すると認められるときは物資援助要請を待たずに援助を行うことができるものとする。
- 3 前項による援助については協定第4条に定める要請があったものとみなす。

（職員に要する経費負担等）

第5条 協定第7条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等はおりのとおりとする。

- （1） 援助をした市の職員の援助活動中における負傷、疾病又は死亡についての公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。
- （2） 援助をした市の職員が、援助活動中第三者に被害を与えた場合の損害賠償は、援助をした市の責とする。

（援助物資等の経費の範囲）

第6条 前条の経費を除く物資援助に要した経費の範囲はおりのとおりとする。

- （1） 物資の購入費及び輸送費

(2) 資機材の借上料及び燃料費

(経費の請求)

第7条 援助を要請した市が負担する経費の請求は、援助をした市が市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前条で定める請求による経費の支払いは、備蓄した物資については援助した市に同等の物資を搬入することで行い、それを超える物資あるいは資機材の借上料、燃料費、輸送費等については請求額を支払うものとする。

ただし、被害の程度により支払いが困難な場合はこの限りでない。

(援助を行う職員)

第9条 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当事者で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

## 19 総社市・名張市災害時相互応援協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、総社市又は名張市のいずれかの区域内で災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、総社市又は名張市の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- (2) 食料・飲料水その他生活必需品などの物資及びそれらを提供するために必要な資機材の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応急に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 応援を要請する場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 総社市又は名張市は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 総社市又は名張市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

(連絡窓口)

第5条 総社市又は名張市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度両市で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、両市いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市が協議の上、定めるものとする。

令和2年10月13日



## 20 災害時相互応援協定（袋井市）

（目的）

第1条 この協定は、いずれかの市に災害が発生した時に、被災市の要請に基づき応急措置を円滑に遂行するため、基本的な事項について定める。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアの斡旋
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）被災者の一時収容のための施設の提供及び住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害及び被害が予想される状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- （4）応援場所、応援場所の経路及び現場付近の状況
- （5）応援の期間及び必要とされる装備品
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとし、応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が行うものとする。
- （2）応援に派遣した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市への往復の途中に第三者に損害を与えた場合は、応援を行う市の責任とする。
- （3）前各号に掲げるものの他、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市が負担するものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第8条 各市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(補足)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市が協議して定めるものとする。

(適用日)

第10条 この協定は、令和3年3月25日から適用する。

## 2 1 広域消防相互応援協定

### (I) 三重県内消防相互応援協定

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

##### (協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

##### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

##### (応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。  
ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定の経費負担に関する事項を除き適用しないものとする。

##### (応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

##### (いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

- 2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

##### (応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

- 2 その他、前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定

めることとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、授援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができる。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、授援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費

イ 当該応援のために特別に必要となった修理費

ウ 賞じゅつ金等(当該対象となる者が属する市町等の条例に基づき算出した額とする。)

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。)

ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

(他の協定との関係)

第13条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の間で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第14条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附則

1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。

2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃

止する。

- 3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

## (II) 三重県防災ヘリコプターに関する支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
  - (2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合
- 2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条第1項の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

- 2 知事は、第4条第1項の規定による支援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

平成25年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター支援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書33通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### (Ⅲ) 名張市・曾爾村消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、相互応援を有機的に運用し広域防災体制の確立を図るため、名張市及び曾爾村（以下「協定団体」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、協定団体の区域内における災害に際し、応援協力し、その災害の防除に当たることを目的とする。

#### （災害の範囲）

第2条 この協定において災害とは、消防組織法第1条に定める災害をいう。

#### （応援の区域）

第3条 応援の区域は、協定団体の全部又は一部に前条に定める災害が発生した場合、応援するものとする。

#### （応援の種別）

第4条 相互応援は、次に掲げる応援とする。

##### （1）普通応援

協定団体の隣接する地域及びその周辺部における災害の発生を覚知した場合、災害発生地の市長及び村長（以下「市長等」という。）の要請をまたず出動する応援。

##### （2）特別応援

協定団体の区域内に災害が発生した場合、発生地の市長等の要請に基づいて出動する応援。

#### （応援の要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地の市長等から、電話その他の方法により、次の事項を明確にして、応援側の市長等に対して行うものとし、事後速やかに文書（別記様式1）を提出するものとする。

##### （1）災害の種別

##### （2）災害の発生日時、場所及び状況

##### （3）必要人員及び資機材等の種類と数量

##### （4）応援隊の現場への進入経路又は誘導員の配置場所等

##### （5）その他必要とする事項

2 普通応援で出動した場合、直ちに受援側に電話その他の方法により、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市長等は、速やかに応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請に応ずることが不可能な場合は、その旨を速やかに受援側の市長等に返答するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援地の市長等は、必要な箇所に誘導員を配置し、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援地の市長等が応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、前項の規定にかかわらず、受援地の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着及び引揚げ時、応援活動の概要、その他必要な事項を受援地の市長等に報告するものとする。

なお、応援出動した時は、事後速やかに文書（別記様式2）にて行うものとする。

(応援に要した経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次により負担する。

(1) 応援業務による機械器具の破損、燃料及び手当等に関する経費は、原則として応援側の負担とする。

(2) 活動中に要した補給燃料、消費した消火薬剤及び隊員の食糧は、受援側の負担とする。

(3) 受援側の指揮下における活動中に発生した応援隊員の人的、物的被害の補償その他必要な事項については、当事者間において協議の上決定するものとする。

(業務協力等)

第11条 本応援協定を円滑に期するため、関係資料を相互に交換するとともに、火災予防行政等一般事務についても相互に協力するものとする。

(実施の細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協議のうえ別に定めるものとする。

(疑義の協議)

第13条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

1. この協定は、平成12年 3月16日から施行する。
2. この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成 12 年 3 月 16 日

### (IV) 名張市・曾爾村消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項

名張市・曾爾村消防相互応援協定（以下「協定」という。）第12条に基づき、相互応援に必要な事項については次のとおりとし、協定書の末尾に添付する。

#### 記

第 1 協定第10条第1項第1号中「機械器具の破損」について、その原因が応援側の重大な過失による場合を除き、その修理費が50万円を越える場合は、受援側の負担とする。

ただし、保険を以って補てんするときは、この限りでない。

第 2 協定第10条第1項第3号中「受援側の指揮下」とは、応援隊の長が受援側の指揮者に現場到着の旨の報告を行ったときから、引き上げの旨の報告を行ったときまでをいう。

ただし、応援隊が現場に先着した場合の活動については、受援側の指揮下における活動とみなす。

第 3 協定第10条第1項第3号中「人的、物的被害の補償」とは、

- (1) 応援隊員に対する賞じゅつ金は、応援側自治体の定める条例により受援側が応援側に支払うものとする。
- (2) 賞じゅつ金以外の応援隊側自治体の定める条例により、支給される見舞金等については、応援側の負担とする。
- (3) 応援隊員に対する公務災害補償等は、応援側の負担とする。
- (4) 第三者に対する損害賠償費及び損失補償費は、受援側の負担とする。

第 4 この申し合わせにない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

1. この申し合わせ事項は、協定書の締結の日から効力を発する。



## (V) 名張市及び宇陀市消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、相互応援を有機的に運用し広域防災体制の確立を図るため、名張市及び宇陀市（以下「協定団体」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の区域内における災害に際し応援協力し、その災害の防除に当たることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において災害とは、消防組織法第1条に定める災害をいう。

（応援の区域）

第3条 応援の区域は、協定団体の全部又は一部に前条に定める災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定団体の隣接する地域及び当該地域周辺部における災害の発生を覚知した場合、災害発生地の市長の要請を待たず出動する応援
- (2) 特別応援 協定団体の地域内に災害が発生した場合、発生地の市長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地の市長から、電話その他の方法により、次の事項を明確にして、応援側の市長に対して行うものとし、事後速やかに文書（別記様式1）を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時、場所及び状況
- (3) 必要人員及び資機材等の種類と数量
- (4) 応援隊の現場への進入経路又は誘導員の設置場所等
- (5) その他必要とする事項

2 普通応援に出動した場合、応援側は直ちに受援側に電話その他の方法により連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市長は、速やかに応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の市長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援側の市長に返答するものとする。

（応援隊の誘導）

第7条 受援地の市長は、必要な場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、受援地の市長が応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、前項の規定にかかわらず、受援地の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

（応援隊の報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着及び現場引き揚げ時、応援活動の概要その他必要な事項を受援地の市長に報告するものとする。

なお、応援出動した時は、事後速やかに文書（別記様式2）にて行うものとする。

（応援に要した経費の負担）

第10条 応援に要した経費は、法令その他特別の定めがあるものを

除くほか次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援業務による機械器具の破損修理、燃料及び手当等に関する経費は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 活動中に要した補給燃料、消費した消火薬剤及び隊員の食糧は、原則として受援側の負担とする。
- (3) 受援側の指揮下における活動中に発生した応援隊員の人的、物的被害の補償その他必要な事項については、当事者間において協議の上、決定するものとする。

(業務協力等)

第11条 本応援協定を円滑に期するため、関係資料を相互に交換するとともに、火災予防行政等一般事務についても相互に協力するものとする。

(実施の細目)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、協議のうえ別に定めるものとする。

(疑義の協議)

第13条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、協定締結日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ各1通を保管する。
- 3 名張市・室生村消防相互応援協定書（平成12年3月16日締結）は廃止する。

平成18年5月24日

## (VI) 名張市・宇陀市消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項

名張市・宇陀市消防相互応援協定（以下「協定」という。）第12条に基づき、相互応援に必要な事項については次のとおりとし、協定書の末尾に添付する。

記

- 第1 協定第10条第1号中「機械器具の破損修理」について、その原因が応援側の重大な過失による場合を除き、その修理費が50万円を超える場合は、受援側の負担とする。  
ただし、保険により補てんするときは、この限りでない。
- 第2 協定第10条第3号中「受援側の指揮下」とは、応援隊の長が受援側の指揮者に現場到着の旨の報告を行ったときから、引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。  
ただし、応援隊が現場に先着した場合の活動については、受援側の指揮下における活動とみなす。
- 第3 協定第10条第3号中「人的、物的被害の補償」とは、
  - (1) 応援隊員に対する賞じゅつ金は、応援側自治体の定める条例により受援側が応援側に支払うものとする。
  - (2) 賞じゅつ金以外の応援側自治体の定める条例により、支給される見舞金等については、応援側の負担とする。
  - (3) 応援隊員に対する公務災害補償等は、応援側の負担とする。
  - (4) 第三者に対する損害賠償費及び損失補償費は、受援側の負担とする。
- 第4 この申し合わせにない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

附 則

この申し合わせは、協定の締結の日から効力を発する。

(Ⅶ) (Ⅴ)～(Ⅵ)にかかると別記様式

(別記様式1)

文 書 番 号  
年 月 日

様

要 請 者

団 体 名  
職・氏 名

印

## 応 援 要 請 書

消防相互応援協定書第5条の規定により、応援を次のとおり要請します。

要請年月日及び時間	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、 資機材等の種類及 び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
部 隊 集 結 場 所	
連絡担当者の職氏名	
その他必要事項	

(別記様式2)

文 書 番 号  
年 月 日

様

連 絡 者

団 体 名  
職・氏 名

印

## 応 援 出 動 連 絡 書

消防相互応援協定により応援出動しましたので、協定書第9条第2項の規定により次のとおり連絡します。

出動年月日及び時間	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 場 所	
活 動 の 状 況	
出動車両、使用資機材等の種類及び数量並びに出動人員	
連絡担当者の職氏名	
その他必要事項	

2.2 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

## 災 害 派 遣 要 請 書

名 第 号

年 月 日

三重県知事様

名張市長 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由  
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）  
  
災害派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 派遣を希望する活動内容
  - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となるべき事項

# 撤収要請書

名 第 号  
年 月 日

三重県知事様

名張市長 印

## 自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

## 記

### 1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

### 2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

### 3 撤収作業場所

撤収作業内容

## 2.3 海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

### 応急措置実施要請書

	名 第	号
	年 月	日
三 重 県 知 事 様		
	名 張 市 長	印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由  
災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする）  
  
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
  - (1) 応急措置を希望する区域
  - (2) 応急措置を希望する活動内容
  - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となるべき事項

# 撤収要請書

名 第 号  
年 月 日

三重県知事様

名張市長 印

## 海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急処置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

### 記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容



## 2 4 三重県防災ヘリコプター運航管理要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、三重県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

#### (他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

航空機等 航空機、航空機用装備品、防災業務活動用装備品をいう。

防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、災害応急対策活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

航空隊員 航空機に搭乗し防災業務に従事する防災対策部災害対策課防災航空班（以下「防災航空班」という。）の職員をいう。

自隊訓練 前号の隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

運航計画 航空機を効率的に運航するため、防災業務、自隊訓練等について、定める飛行計画をいう。

委託会社 三重県が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

### 第2章 防災航空隊

#### (三重県防災航空隊の設置)

第4条 防災航空班に三重県防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接防災業務に従事する。

3 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空班の中から防災対策部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）が指名する。

#### (隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

#### (副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、災害対策課長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては、十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第8条 災害対策課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

### 第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、防災対策部次長(以下「総括管理者」という。)が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、災害対策課長(以下「運航管理責任者」という。)が掌理する。

(運航指揮者)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長及び隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

(運航計画)

第12条 防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、三重県防災ヘリコプター年間運航計画(様式第1号)及び三重県防災ヘリコプター月間運航計画(様式第2号)とし、それぞれ運航管理責任者が定めるものとする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

(運航基準)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

救急活動

イ 救急車で搬送するよりも病院搬送までの時間を短縮できる救急患者の搬送

ロ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

ハ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

救助活動

イ 河川、海等での水難事故等における捜索、救助

ロ 山岳遭難事故等における捜索、救助

ハ 高層建築物火災による救助

ニ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

災害応急対策活動

イ 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握

ロ 津波情報等の広報及び海面の監視

ハ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医療品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

ニ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握

ホ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

火災防衛活動

イ 林野火災等における空中からの消火活動

ロ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報

ハ 交通遠隔地への消火資器材、消火要員等の輸送

広域航空消防防災応援活動

近府県市等との航空消防防災応援協定等による相互応援

防災対策活動

イ 災害危険箇所等の調査

ロ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体からの長からの要請を含む。）

ハ 住民への災害予防の広報

自隊訓練

一般行政活動

三重県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領に基づく一般

行政利用活動

その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前項の規定に関わらず、第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）及びその訓練は、日の出から日没までとする。

4 大災害に対応するため、特に総括管理者が必要と認める場合は（被害状況把握活動）及びその訓練を行う場合は、第2項の規定は適用しない。

（緊急運航）

第15条 緊急運航は、第12条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航の要請があった場合、運航管理責任者は、直ちに、総括管理者にその内容及び出動の有無を報告しなければならない。

4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第16条 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第17条 運航指揮者は、航空機に搭乗中知り得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第18条 運航管理責任者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

#### 第4章 使用手続

（使用予定表）

第19条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について、防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、当該使用月の使用予定について、防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を運航管理責任者に提出しなけ

ればならない。ただし、第15条第1項の緊急運航については、この限りでない。

(航空機の使用)

第20条 前条の規定により使用予定表を提出した者であつて、航空機を使用する者は、防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により使用する日の15日前までに運航管理責任者に申請しなければならない。ただし、第15条第1項の緊急運航にあつては、ファックス、電話等の方法により、当該申請に代えることができるものとする。

2 前項により航空機の使用を予定する者及び三重県防災ヘリコプターの市町等防災訓練等への参加に関する取扱要領による防災訓練等その他各相互応援協定等により航空機に搭乗する者(以下「航空機搭乗者等」という。)は、別に定める航空機搭乗の際の留意事項を厳守しなければならない。

(航空機の使用承認)

第21条 運航管理責任者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により承認した場合は、航空機使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

## 第5章 安全管理等

(安全管理)

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第23条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

## 第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

## 第7章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第26条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録及び報告)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 防災ヘリコプター使用年間予定表

課 名  
連 絡 先  
職名・氏名

- 1 使用年月日及び使用時間
- 2 使用目的
- 3 飛行経路
- 4 離着陸場所
- 5 飛行時間
- 6 搭乗者(職名及び氏名)
- 7 その他参考となる事項

## 防災ヘリコプター使用月間予定表

課 名  
連 絡 先  
職名・氏名

- 1 使用年月日及び使用時間
- 2 使用目的
- 3 飛行経路
- 4 離着陸場所
- 5 飛行時間
- 6 搭乗者(職名及び氏名)
- 7 その他参考となる事項



## 防災ヘリコプター使用申請書

第                    号  
                    年    月    日

運航管理責任者            様

申請者  
(担当者：                    TEL                    )

三重県防災ヘリコプター運航管理要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

以上

1 使用日時 (予備日)	(            年    月    日 ( )    時   分 ~   時   分 年    月    日 ( )    時   分 ~   時   分)				
2 使用目的					
3 使用内容					
4 飛行経路					
5 離着陸場所					
6 搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考

- (注) ① 使用に係る事業計画及び飛行経路図(調査地点明記)を添付すること。  
 ② 雨天の場合等の予備日を記載すること。

## 防災ヘリコプター使用承認書

年 月 日

（申請者）

様

運 航 管 理 責 任 者

年 月 日付で申請のあった防災ヘリコプターの使用については、下記により承認します。

### 記

1 使用日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

2 使用目的

## 25 三重県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、三重県防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航(以下「緊急運航」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び三重県防災ヘリコプター支援協定(以下「協定」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を充たし、かつ別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町及び消防の一部事務組合の機関の長(以下「機関の長」という。)が防災対策部災害対策課長(以下「運航管理責任者」という。)に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式第1号)により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊長(以下「隊長」という。)に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火用資機材、空中消火給水場所の確保

(4) その他必要な事項

(三重県地域防災計画に基づく緊急運航)

第8 三重県地域防災計画に基づく緊急運航については、当該防災計画に定めるもののほか、運航管理責任者の命により出動する。

(報告)

第9 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害速報(様式第2号等)により、速やかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書(様式任意)に

より、その旨報告するものとする。

(附 則)

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

1 救急活動

- (1) 救急車で搬送するよりも病院搬送までの時間を短縮できる救急患者の搬送  
（別紙）P22、P23参照
- (2) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送  
離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送  
遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合
- (4) 移植のための臓器等の搬送  
移植医療を行うため、臓器や担当医師、医療器材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合であって、防災ヘリコプター以外に適切な搬送手段がない場合
- (5) その他救急活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

2 救助活動

- (1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助  
水難事故及び山岳遭難事故において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- (2) 高層建築物火災による救助  
中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- (3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出  
大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- (4) 高速道路及び自動車専用道路上での事故で、地上からの収容、搬送が不可能と認められる場合
- (5) その他救助活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動  
地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合
- (2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
- (3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- (4) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

4 火災防御活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動  
地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- (2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

## 別紙 2

傷病者が事故又は急病等に起因して、次の 1 以上の場合に該当し、重症が疑われ、事案発生地点がヘリコプターの有効範囲の場合

なお、救急現場に医師、救急救命士がいる場合はヘリコプターに搭乗することを原則とする。

(受傷原因等)

### 1 自動車事故

- (1) 自動車からの放出
- (2) 同乗者の死亡
- (3) 自動車の横転
- (4) 車が概ね 50 cm 以上つぶれた事故
- (5) 客室が概ね 30 cm 以上つぶれた事故
- (6) 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

### 2 オートバイ事故

- (1) 時速 35 km 程度以上で衝突した事故
- (2) ライダーがオートバイから放り出された事故

### 3 転落事故

- (1) 3 階以上の高さからの転落
- (2) 山間部での滑落

### 4 窒息事故

- (1) 溺水
- (2) 生き埋め

### 5 列車衝突事故

### 6 航空機墜落事故

### 7 傷害事件 (撃たれた事件、刺された事件)

### 8 重症が疑われる中毒事故

(要救助者の現在の状態)

### 9 バイタルサイン

- (1) 目を開けさせる (覚醒させる) ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激 (つねる) を与えることを繰り返す必要がある (ジャパンコーマスケールで 30 以上)
- (2) 脈拍が弱くてかすかしか触れない、又は全く脈が触れない状態
- (3) 呼吸が弱くて止まりそうな状態、遠く、浅い呼吸をしている状態、呼吸停止
- (4) 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている状態

### 10 外傷

- (1) 頭部、頸部、躯幹又は肘、若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- (2) 2 箇所以上の四肢変形又は四肢 (手指、足趾を含む) の切断
- (3) 麻痺を伴う肢の外傷
- (4) 広範囲の熱傷 (体のおおむね 1 / 3 を越えるやけど、気道熱傷)
- (5) 意識障害を伴う電撃症 (雷や電線事故で意識がない)
- (6) 意識障害を伴う外傷

### 11 疾病

- (1) けいれん発作
- (2) 不穏状態 (酔っぱらいのように暴れる)
- (3) 新たな四肢麻痺の出現
- (4) 強い痛みの訴え (頭痛、胸痛、腹痛)

### 12 その他

- (1) 上記のような重症なものでなくとも、事案発生地では、ヘリコプターを使用すると、自動車又は船舶を使用するよりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合

(2) 現場隊員から要請がある場合

(3) ヘリコプターの有効範囲ではないが、諸般の事情（道路の渋滞、崖崩れ等による道路の寸断等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できる場合

その他

(1) 出動要請基準

防災ヘリコプターの出動判断フローチャートとヘリコプター有効範囲で判断する。

(2) ヘリコプター有効範囲

ヘリコプター有効範囲地図参照



防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	電話 発信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送 (品名数量 ) その他 ( )		
4 発生場所及び発生時間	市 町	地内	(発生時間) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) (離着陸場所)
5 現地の気象条件	天候 視程	風向 m 気象予警報 (	風速 気温 警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 デジタル (主運用波・統制波 1 2 3 ) アナログ (県波・全国波 1 2 3 ) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	* 災害の状況、要請する活動の内容、受入れ体制を記述する。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入する。)
目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページを記入

受信者	
-----	--

三重県防災航空隊 電 話 059-235-2555  
 緊急要請専用 059-235-2558  
 衛星系防災ファックス 0ポーズ+7ポーズ 145-19

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住所 氏名	生年月日 年齢	歳	性別	
	症状					
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標	搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師氏名		関係者氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配		
	受入病院	所在地名		連絡先	電話	
	搬送先消防本部 担当者	消防本部		課		
	氏名	電話				

10 必要資機材	
11 他航空機の要請	(有・無) 機関名 要請機数 機
12 その他必要事項	

\*以下の項目は、防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 デジタル (主運用波・統制波 ) アナログ (県波・全国波 ) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 ㊦ (ドラム缶 本)

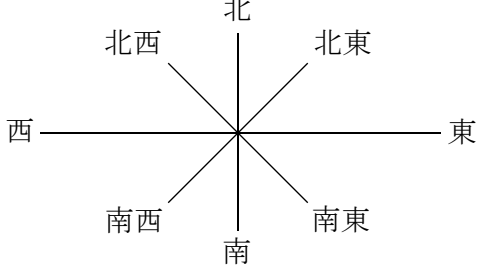
災 害 等 速 報

要請活動種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
要 請 者			
発生場所			
発生日時 (要請日時)	年 月 日 天候 ( )	要請 方法	
事故概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	名
	計 名	うち重症	名
	行方不明者 名	軽症	名
要救護者数 (見込み)	名	救助人員	名
活動の状況			
その他 参考事項			
報告者氏名		活動従事者	

運航に必要な気象条件

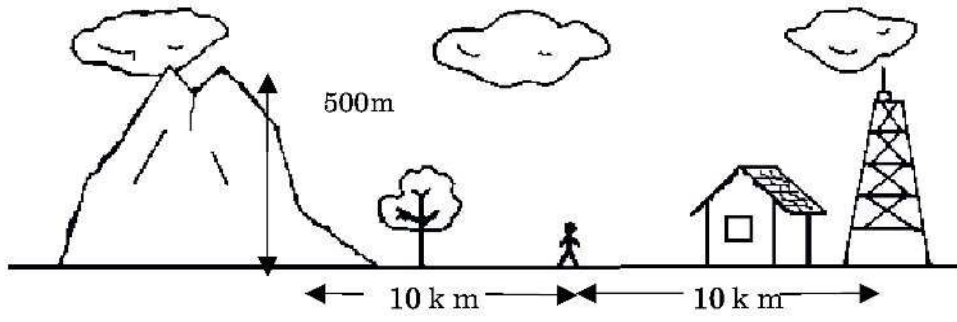
		視 程	雲 高	備 考
管 制 圏 内	離着陸	5,000m 以上  (1,500m 以上)	300m 以上  (最低安全高度 以上の雲高)	1 航空法及び当該飛行場運用 規則による。 2 ( )内は特別有視界飛行に よる基準  ※特別有視界飛行(SVFR) (1) 雲から離れて飛行 (2) 飛行視程 1,500m 以上を維持 (3) 地面又は水面を引き続き視 認  以上の条件で管制圏内が I MC時の離着陸をいう。
	飛行中	飛 行 視 程 5,000m 以上  (1,500m 以上)	上方 150m 下方 300m  水平距離 600m の範囲 内に雲がないこと	
管 制 圏 外	飛行中	飛 行 視 程  1,500m 以上	地面又は水面から 300  m以上の高度	上方に 150m下方に 300mで 水平に 600mの範囲に雲がない こと
		飛 行 視 程 1,500m 以上  (他の物件と の衝突を避ける ことができる 速度で飛行 する場合は適 用しない。)	地面又は水面から 300  m以下の高度	(1)雲から離れて飛行  (2)地面又は水面を引き続き視 認

運航に必要な気象情報の観測通報要領

観測項目		通報単位	通 報 要 領																												
			通報の一例	説 明																											
視程		「Km」	「視程約 10 Km」	観測地点から約10 Km離れている山、塔、建物等が見える。(視程とは、地(水)平線上、目で見通せる最大距離)																											
雲	雲量	「10分位」	「雲量約 6/10」	快晴……………雲量 1/10未満 晴…………… ” 1/10～5/10 曇…………… ” 6/10～9/10 本曇…………… ” 10/10																											
	高さ	「m」	「雲の高さ 約500」	周囲の山の高さ等を参考にして判定する。標高500mの山の頂上付近に雲がかかって見える。																											
風	方向	「8方向」	「風向南」																												
	強さ	「m」	「風速約 5 m」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状 況</th> <th>風力 段階</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静穏煙はまっすぐ昇る。</td> <td>1</td> <td>0～0.6 未満</td> </tr> <tr> <td>煙がなびく。</td> <td>2</td> <td>0.6～1.6 "</td> </tr> <tr> <td>顔に風を感じる、木の葉が動く。</td> <td>3</td> <td>1.6～3.4 "</td> </tr> <tr> <td>砂ぼこりが立ち、紙片が舞う。</td> <td>4</td> <td>3.4～5.5 "</td> </tr> <tr> <td>葉のあるかん木が揺れ始め、池又は沼の水面に波頭が立つ。</td> <td>5</td> <td>5.5～8.0 "</td> </tr> <tr> <td>大枝が動く、電線がなる。</td> <td>6</td> <td>8.0～10.8 "</td> </tr> <tr> <td>樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難になる。</td> <td>7</td> <td>10.8～13.9 "</td> </tr> <tr> <td>小枝が折れる、風に向かって歩けない。</td> <td>8</td> <td>13.9～17.2 "</td> </tr> </tbody> </table>		状 況	風力 段階	風速 (m/s)	静穏煙はまっすぐ昇る。	1	0～0.6 未満	煙がなびく。	2	0.6～1.6 "	顔に風を感じる、木の葉が動く。	3	1.6～3.4 "	砂ぼこりが立ち、紙片が舞う。	4	3.4～5.5 "	葉のあるかん木が揺れ始め、池又は沼の水面に波頭が立つ。	5	5.5～8.0 "	大枝が動く、電線がなる。	6	8.0～10.8 "	樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難になる。	7	10.8～13.9 "	小枝が折れる、風に向かって歩けない。	8
状 況	風力 段階	風速 (m/s)																													
静穏煙はまっすぐ昇る。	1	0～0.6 未満																													
煙がなびく。	2	0.6～1.6 "																													
顔に風を感じる、木の葉が動く。	3	1.6～3.4 "																													
砂ぼこりが立ち、紙片が舞う。	4	3.4～5.5 "																													
葉のあるかん木が揺れ始め、池又は沼の水面に波頭が立つ。	5	5.5～8.0 "																													
大枝が動く、電線がなる。	6	8.0～10.8 "																													
樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難になる。	7	10.8～13.9 "																													
小枝が折れる、風に向かって歩けない。	8	13.9～17.2 "																													

通報の一例  
(状況図)

(北)



(南)

名張市地域防災計画 資料編

令和5年4月修正

名張市防災会議

(名張市危機管理室)

〒518-0492

三重県名張市鴻之台 1-1

電話 0595-63-7271

